

総目次

第一篇 式次第並式文

(一) 朝昏礼誦式 1
 (二) 积尊降誕会 12
 (三) 成道会 22
 (四) 积尊涅槃会 28
 (五) 宗祖降誕会 35
 (六) 立教開宗会 40
 (七) 宗祖法難会 44
 一、伊豆法難会 44
 二、松葉谷法難会 48

三、龍口法難会
 四、小松原法難会

(八) 御会式 56
 (九) 彼岸会 64
 (一〇) 孟蘭盆会 70
 (一一) 施餓鬼会 74
 (一二) 新年祝禱会 97
 (一三) 節分追儺式 100
 (一四) 歳末報恩会 105
 (一五) 得度授戒式 109
 (一六) 入寺式 123

第二篇 行軌作法

(三〇) 追善法要 194
 「備考」 200
 第一章 二大得意 203
 第二章 七方便 204
 一、定立本尊 205
 二、嚴淨道場 205
 1 須弥壇上の莊嚴 205
 2 須弥壇前の莊嚴 207
 3 経卓の配置 207
 4 座配 208
 三、淨身整衣 211

(一七) 御本尊授与式 133
 (一八) 入信歸正式 136
 (一九) 開眼式 140
 (二〇) 撥遣式 143
 (二一) 淨焚式 147
 (二二) 地鎮式 153
 (二三) 上棟式 155
 (二四) 入佛式(落慶式) 162
 (二五) 除幕式 164
 (二六) 結婚式 171
 (二七) 病氣平癒祈願式 174
 (二八) 葬儀式 190
 (二九) 先師報恩法要 190

対揚	338
咒讚	337
切散華	336
三宝礼	335
道場偈	333
聲明墨譜	332
(1) 道場偈	330
(2) 三宝礼	327
(3) 切散華	321
(4) 咒讚	319
(5) 対揚	316
(6) 三帰	313
(7) 奉送	310

二、職事	277
1 和尚	278
2 阿闍梨	278
3 会行事	279
4 知堂	280
5 侍者	280
三、導師作法	281
四、役衆作法	282
1 開棺	282
2 献茶(茶湯)	282
3 献供(靈膳)	283
4 献水	283
5 献菓	283

第三章 十正修	263
一、勸請	263
二、礼拝	263
1 跪坐	263
2 合掌	265
3 叉手	266
4 瞻仰	266
5 起立	266
8 灑水散華	258
7 散華	256
6 行道	255
5 着座及び退座	255
4 昇堂及び退堂	250

四、式具作法	220
1 数珠	220
2 扇	222
3 衣衾	223
4 柄香炉	226
5 拂子	228
6 坐具	231
五、供養香華	233
1 香	233
2 花	235
3 袈裟	214
2 附装	218
1 法衣	211

御書要文	356
第四篇 要文選集	355
奉送	354
三帰	351
対揚	349
咒讚	348
切散華	347
三宝礼	346
道場偈	345
洋楽譜	342

第三篇 聲明	295
聲明の唱え方とその作法	292
(一) 十二律と五音	287
(二) 音譜	285
(三) 誦唱法	285
(四) 各説	284
6 献香	284
7 献華	284
8 焼香	285
9 伝供(供遞)	285
五、差定及び式次第書式例示	292
六、鑿磬調節例示	292

第四章 拵拾補遺	276
一、音調	276
6 曲躬低頭	267
7 伏拝・頂足	267
8 起居礼	269
三、讚歎	271
四、読誦	272
五、運想	273
六、唱題	274
七、回向	275
八、発願	276
九、三帰	276
十、奉送	276

六、鑿磬調節	236
3 供物	239
1 梵鐘	239
2 半鐘	239
3 太鼓	240
4 鑿	241
5 磬	242
6 木鉦・木魚	243
7 鏡鈸	244
七、坐作進退	245
1 正坐	245
2 直立	246
3 整列	249

一、	諫曉八幡抄(佛法西漸)	356
二、	木絵二像開眼之事(生身佛体)	356
三、	主師親御書(主師親三徳)	357
四、	当体義鈔(出世本懐)	359
五、	祈禱鈔(非滅現滅)	359
六、	波木井殿御書(末法唱導)	360
七、	種種御振舞御書(先陣魁首)	361
八、	諸法実相鈔(男女地涌)	362
九、	清澄寺大衆中(立教開宗)	363
一〇、	船守彌三郎許御書(伊東法難)	363
一一、	下山御消息(松葉谷法難)	364
一二、	四條金吾殿御消息(龍口法難)	365
一三、	南條兵衛七郎殿御書(小松原法難)	365

一四、	報恩抄(慈悲広大)	367
一五、	乙御前御消息(滅後崇重)	367
一六、	如説修行鈔(諸乘帰一)	369
一七、	聖愚問答鈔(得道最要)	369
一八、	一生成佛鈔(一生成佛)	369
一九、	如来滅後五百歳始観心本尊抄 (天晴地明)	370
二〇、	開目抄(内典孝経)	371
二一、	孟蘭盆御書(皆成佛道)	371
二二、	四條金吾殿御書(餓鬼供養)	372
二三、	重須殿女房御返事(己心十界)	372
二四、	祈禱鈔(佛天守護)	373

二五、	立正安国論(帰依一善)	374
二六、	開目抄(知恩報恩)	374
二七、	諸法実相鈔(行学二道)	374
二八、	生死一大事血脈鈔(異体同心)	375
二九、	異体同心事(異体同心)	375
三〇、	日女御前御返事(十界本尊)	376
三一、	開目抄(三大誓願)	377
三二、	可延定業御書(定業能転)	377
三三、	如来滅後五百歳始観心本尊抄 (自然讀与・四十五字)	378
三四、	報恩抄(真实報恩)	378

諸種要文

一、	入道場観	379
----	------	-----

第五篇 参考類聚

一、	高座説教式	387
二、	礼三宝観	380
三、	誦経文	380
四、	誦経經典観(一)	381
	右同(二)	382
	右同(三)	382
五、	頂経偈	383
六、	運想	383
七、	四施願文	384
八、	唱題観	384
九、	円頓章	385

二、	葬儀式	390
1	諸種要文	390
2	葬具要文	391
3	四門三匝繞旋の図	393
4	位号種別	393
5	法号冠辞	394
6	法号位称	394
7	忌日異称	395
8	引導文例	396
(一)	信者用	396
(二)	信者用	397
(三)	未信者用	399
(四)	小児用	400

三、	略勸請文例	402
四、	回向文例	403
(一)	釈尊	403
(二)	宗祖	403
(三)	六老僧・門祖・開山等	404
(四)	先師	404
(五)	右同	404
(六)	精霊	405
(七)	右同	405
(八)	普回向	406
(九)	別願文	407
(一〇)	精霊回向結願文	408
(一一)	諸天善神通同回向	409

(一二)	大日天子・大月天子・大明星天子	409
(一三)	帝釈天	409
(一四)	毘沙門天	410
(一五)	妙見大菩薩	410
(一六)	七面大明神	411
(一七)	鬼子母神・十羅刹女等	411
(一八)	摩利支天	411
(一九)	弁才天	412
(二〇)	三十番神	412
(二一)	稻荷大明神「最上位経王大菩薩」	412
(二二)	大黒天「寺院勸請」	413

(二三)	大黒天「在家勸請」	413
(二四)	三宝荒神	414
(二五)	清正公	414
(二六)	歳徳神	414
(二七)	堅牢地神	415
(二八)	護水善神	415
五、	塔婆書式例	416
1	角塔婆	416
2	板塔婆	419
六、	参考図例	422
1	施餓鬼壇莊嚴の一例	423
2	地鎮式における式場莊嚴の一例	424
3	棟札書式例	425

4	高座説教	426
七、	記念付録	
1	三宗派合同奉告文	427
2	校正を了えて	435
3	編纂来由並凡例	437
4	跋	443
5	第三篇『聲明』緒言	445
	『宗定日蓮宗法要式平成版』編纂経緯並びに改訂意図	447
	校正を了えて	454
	『宗定日蓮宗法要式平成版』刊行にあたって	456

第一篇 式次第並式文

〔一〕朝昏礼誦式

(1) 奉請

唯願法界海 付諸佛諸賢聖 哀愍垂降臨 莊嚴此道場
 唯願我等輩 身心俱清淨 三業福智修 成就如來事

唯願衆功德 回向悉周徧 此界及十方 利益不唐捐

(2) 三宝礼 (三三三頁・三三五頁、二六三頁)

(3) 勸請 (二六三頁)

謹んで勸請し奉る、南無輪円具足未曾有大曼荼羅御本尊、
 南無久遠実成 大恩教主 本師 釈迦牟尼佛、南無証明湧現の多宝
 大善逝、南無十方分身三世の諸佛、南無上行・無辺行・淨行・
 安立行等本化地湧の諸大士、南無文殊・普賢・弥勒・薬王・

観音等、迹化他方來の大権の薩埵、南無身子・目連・迦葉・阿
 難等、新得記の諸大声聞、一乘擁護の諸天善神、総じては法
 華經中常住一切の三宝、殊には末法有縁の大導師高祖(宗祖)
 南無日蓮大菩薩(大聖人)、六老・中老・九老僧等宗門代々
 如法勲功の先師先哲、当山開山○○上人以来歴代の先師、悉
 皆慈悲影現道場、知見照覧御法味納受。

(4) 開經偈 (二六九頁)

無上甚深微妙の法は 付百千万劫にも遭遇たてまつること難し。我れ今見聞し受持することを得たり。願わくは如来の第一義を解せん。至極の大乗思議す可からず、見聞触知皆菩提に近づく。能詮は報身、所詮は法身、色相の文字は即ち是れ応身なり。無量の功德皆是の経に集まれり。是の故に自在に、冥に薰じ密に益す。有智無智罪を滅し善を生ず。若は信、若は謗、共に佛道を成ぜん。三世の諸佛甚深の妙典なり。生々

世々、値遇し頂戴せん。

無上甚深微妙法 付百千万劫難遭遇 我今見聞得受持 願解如来第一義
 至極大乘 不可思議 見聞触知 皆近菩提
 能詮報身 所詮法身 色相文字 即是応身
 無量功德 皆集是經 是故自在 冥薰密益
 有智無智 滅罪生善 若信若謗 共成佛道
 三世諸佛 甚深妙典 生生世世 値遇頂戴

(5) 誦 經 (二七一頁) (6) 祖 訓 (第四篇「御書要文」)

(7) 唱 題 (二七三頁)
 (8) 宝 塔 偈 (二六九頁)

此經難持 若暫持者 我即歡喜 諸佛亦然
 如是之人 諸佛所歎 是則勇猛 是則精進
 是名持戒 行頭陀者 則為疾得 無上佛道
 能於來世 誦持此經 是真佛子 住淳善地

佛滅度後 能解其義 是諸天人 世間之眼
 於恐懼世 能須臾說 一切天人 皆忘供養

(9) 回 向 (二七四頁)

上來鳩る所の功德、南無輪円具足未曾有大曼荼羅勸請の諸尊、殊には末法有縁の大導師高祖(宗祖)南無日蓮大菩薩(大聖人)、並びに宗門代々如法勲功の先師先哲等に回向し、以て慈

おん ほうしゅう 兼ては 天上 地界 護法の 善神等に 祝貢し、以て 法
恩に 報酬す。 兼ては 天上 地界 護法の 善神等に 祝貢し、以て 法
楽に 供う。

仰ぎ願わくは 一天四海皆帰妙法、末法万年広宣流布。 天長
地久国土安穩、五穀成就万民快樂。

別して願わくは 正法興隆 邪法滅尽、立正安国 淨佛国土(世界
平和)。

重ねて願わくは、 当山 繁栄 伽藍 相續、 火盜 公私 諸縁 吉祥、

法燈 高揚 宗風 宣揚、 寺檀 和融 令法 久住。 檀方 信徒の 面々、
おのおの しし ょうさん ぎょうかい じゆん しょう ぼう、 かない あん ぜん し せん ち ょう き ちゅう、 ぼだい しん ぞう ち ょう ぎ じ
各々 資生 産業 皆順 正法、 家内 安全 子孫 長久、 菩提 心増 長護 持
山門。

更に此の 功德を以ては、 当山 開山 以来 歴代の 諸先師、 殊
には ○○ 上人 報地 莊嚴 報恩 謝徳。 沙門 某甲、 出家 得度 以来 恩
分に 預る 所の 諸上人 等、 増円 妙道 位隣 大覚。 檀方 信徒 中 先祖
代々の 諸精霊、 別は 今日 年回 忌日、 祥月 命日、 逮夜 に 相値う

所の 諸精霊、 新帰 寂の 諸霊魂、 戦死 病歿 公私 殉難の 諸霊位、 総
じては 法界 海有 無両 縁の 諸霊魂、 断迷 開悟 離苦 得樂、 妙法 経
力 即身 成佛。

余慶の 功德を以ては、 沙門 某甲 (または 沙門 等輩)、 無始 以来
ほう ぼう さん げ ざい しょう しょう めつ、 がく とう ぞう しん しょう こん ふ たい、 そく さい えん めい し ち ん あい き ちゅう
謗法 懺悔 罪障 消滅、 学道 増進 精勤 不退、 息災 延命 衆人 愛敬、
け ぼう じ ちゅう べん りん じゅう しょう ねん じょう だい ぼ だい、
化導 成弁 臨終 正念 証大 菩提。
願 以 此 功 徳、 普 及 於 一 切、 我 等 与 衆 生、 皆 共 成 佛 道。 乃 至 法

界 平 等 利 益。 南 無 妙 法 蓮 華 經。

(10) 発願 (四誓 二七五頁)

衆生 無辺 誓願 度 付 煩惱 無数 誓願 断
ほうもん む じん せい がん ち 煩悩 無数 誓願 断
法門 無尽 誓願 知 佛道 無上 誓願 成 玄題 三唱

(11) 三 帰 (三二七頁・三四二頁、二七六頁)

(12) 奉 送 (三三〇頁・三四五頁、二七六頁)

〔二〕 釈尊降誕会

(1) 道場 偈 (三一〇頁・三三三頁)

(2) 三宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 奉請 礼

至心頂礼 付娑婆世界 立示現降生 曲応化時身 拜釈迦牟尼佛

(4) 灌佛 偈

我今灌浴釈法皇 付浄智功德莊嚴聚

五濁衆生令離苦 願証如来浄法身

(5) 焼香 偈

戒香定香解脱香 付光明雲台徧法界

供養十方無量佛 見聞普薰照寂滅

(6) 切散華 (三一六頁・三三六頁、二五六頁)

(7) 讚歎

今太子の身を觀るに、金色にして堅固の志、無上金剛の

杵、姪慾の山を春破し給う。大人相、満具し、足下安うして平正なり。故に国に居ては平治し、家を出でては正覚を成じ給わん。手足、輪相、現じ、その好千輻あり。是の故に法輪を轉じて、三界の独尊と成ることを得給わん。鹿臙にして龍髀隱相、陰馬藏なり。觀る者厭うことある無し。是の故に法、清浄なり。手指纖く長くして、軟掌合縵なり。是の故に法、久長にして、千歳世に在て教え給わん。皮毛柔軟にして、右に旋つて塵を

受けず、金色、鈎、鎖骨なり。是の故に外道を伏し給う。方身師子の臆旋轉すれども阿曲ならず。平住すれども手、膝を過ぐ。是の故に一切礼し奉る。身七処の満ずるあり、千子力敵に当る。菩薩の宿作行、是の故に怨悪なし。口には四十の齒を含み、方白にして齐平に、甘露の法を以て衆を率い給う。是の故に七宝あり。頰車師子の如く、四牙万字現じ、佛徳天下に現れる。是の故に三世に豊かなり。味々次第に味わい、食す

る所その味を知り給う、是の故に法味を設け、一切に施与し給う。広舌蓮華の如く、口を出づればその面を覆い給う。是の故に種々の音受くる者甘露の如し。語声哀鸞の音、その響梵天に過ぐ。是の故に法を説き給う時、身、安く意、定を得給えり。眼相紺青の色、世々慈心を以て觀給う、此の故に天人類、佛を觀て厭うこと有ること無し。頂に特に肉髻を生じ髮の色紺瑠璃にして、一切を度せんと欲するが故に、是の故に

法隆盛なり。面光、月の満つるが如く、色像、華の始めて開けるが如し。是を以て眉間の毫、白淨なること明珠の如し。天上天下佛の如くなるもの無し。十方世界にも亦た比いなし。世間の所有我れ悉く見るに、一切佛の如くなる者有ること無し。

(8) 三徳偈 (導師独唱)
今此三界 皆是我有 其中衆生 悉是吾子 而今此處

多諸患難 唯我一人 能爲救護

(9) 開經偈 (三頁)

(10) 誦經 (方便品、壽量品、信解品「世尊大恩」以下)

(11) 祖訓 (第四篇「御書要文」 一「諫曉八幡抄」 二「木絵二像開眼之事」)

(12) 唱題

(13) 回向

爰に恭しく撩乱の百花を莊嚴して藍毘尼園の装いを移し、

香華灯燭甘露清涼水等を嚴備して一会の法要を虔修し、以て南無久遠実成大恩教主本師釈迦牟尼佛、今番出世非生現生の嘉辰を慶讚し奉る。

仰ぎ願わくは三世益物の洪化暫くも廢せず、每自作是念の悲願普ねく順逆の二類に及ぼし、一閻浮提等しく慈教に浴して塵勞を洗除し、法界の群生悉く福田に歸して惠命を増長せんことを。

天上天下唯我独尊、三界皆苦我当度之。大慈大悲報恩謝徳。

(別願適宜)

願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法界平等利益。南無妙法蓮華經。

(14) 發願 (四度)

未だ度せざる者をば度せしめん 未だ解せざる者をば解せしめん 未だ安ぜざる者をば安ぜしめん 未だ涅槃せざる者を

ば涅槃を得せしめん 玄題三唱

(15) 本門三歸

南無 付久遠実成 立本師 曲釈迦牟尼佛
南無 付平等大慧 立一乘 曲妙法蓮華經
南無 付本化上行 立高祖 曲日蓮大菩薩

(16) 奉送 (第三篇「聲明」)

〔三〕 成道會

(1) 道場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 奉請 礼

至心頂礼 付菩提道場 立正覚会上 曲大恩教主 拜釈迦牟尼佛

(4) 焼香 偈 (二三頁にも別例あり)

戒定慧解知見香 付徧十方刹常芬馥
願此香煙亦如是 周徧自他五分身

(5) 切散華 (第三篇「聲明」)

(6) 讚歎

伏して惟るに中印迦毘羅城主、浄飯王の太子、悉達多、老病死、諸行無常を感じ解脱の妙境を求めて、十九歳、一日出家す。爾来神仙歴訪、苦行六年求道精進するも無常苦解決に非ずと、意新たに、伽耶城下尼連禅河の畔、優留頻羅林中、菩提樹下金剛法座に端坐瞑想し、三昧に入り給う。時に三十

歳。魔王剛柔の誘惑を試せるも克く之を降伏し、四諦八正道縁起に順逆の觀を巡らし、臘八未明、曉の明星一閃の間、大悟徹底す。如何が讚ぜん、如何が讚ぜん、南無久遠実成本師釈迦牟尼佛。

(7) 読 經 (方便品、寿量品等)

(8) 祖 訓 (三「主師親御書」 四「当体義鈔」)

(9) 唱 題

(10) 回 向

山門今日、大恩教主釈迦牟尼佛成道の聖辰を迎え、謹んで御宝前を莊嚴し、香華灯燭茶菓飯食を嚴備し、清信の佛子、大乘円頓の道場に集まり、如法の帰敬を為し、恭しく妙行を修し、以て慶讚の佛事に擬し奉る。

伏して惟うに菩薩本行の積功は十方法界に充溢し、佛地果証の累徳は第一義天に遍満し、每自作是念の悲願休息することなく、以何令衆生の慈念偏党なし。時を觀じ機を察し、応化無方なり。内に寿量頭本の密義を蔵し、光を裹み徳を隠し、物機を將護して端坐六年、転凡成聖の規を示し、五時八教、摂引熟脱の功を全うし、更に末代のために後番下種の大素を為す。大恩洪徳思議すべからず。ただ不惜身命護持正法を期して、以て報恩の万一に擬するのみ。願わくは今者已満足の尊容に接し、如我等無異の妙益を得ん。

容顔甚奇妙、光明照十方、我昔曾供養、今復還親近。大慈大悲報恩謝徳。(別願適宜)

願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法界平等利益。南無妙法蓮華經。

(11) 發 願 (二〇頁) (12) 本門三歸 (二二頁)

(13) 奉 送 (第三篇「聲明」)

〔四〕 釈尊涅槃会

(1) 道場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 奉請 礼

至心頂礼 付涅槃教主 立堪忍世尊 曲大滅時身 拜釈迦牟尼佛

(4) 焼香 偈 (一二三頁、または二二二頁)

(5) 切散 華 (第三篇「聲明」)

(6) 讚歎

恭しく以れば、能仁世に応じ寂黙真を証す。千界を廓にして以て尊に居し、四生を撫して子と為す。形、物に随つて現ず、元非相の身に同じ。教、機を逐うて興る。詎ぞ無言の道に異らん。爰に法輪載ち転ぜしより化迹弥々盛なり。半字初に談ず。蒙を撃つて倦むこと靡きに譬う。百金後に寄す。猶命を贖い以て惟れ勤むるが如し。普く煩惱の儔をして如来の蔵に安住せしめ、四心満を告げ、三徳茲に帰す。所謂、一人

として独り滅度を得せしめず、皆如来の滅度を以て之を滅度す。是の故に涅槃に入り給う。得て思議す可からず。我等鶴林既に遠くして前縁を失わんことを痛む。末法猶存して忝くも遺訓に遵う。今中春の日に値い、緬に北首の儀を憶い、澗藻谿蘋聊か薦羞の礼を展べ、巴歛、俚詠、少しく哀歎の誠を陳ぶ。惟願わくは洪慈、俯して照鑑を廻らし給え。

(7) 三徳 偈 (一七頁 導師独唱)

(8) 開經 偈 (三頁) (9) 誦經 (寿量品)

(10) 祖訓 (二「諫曉八幡抄」 五「祈祷鈔」)

(11) 唱題

(12) 回向

爰に恭しく南無久遠実成 大恩教主 本師釈迦牟尼佛 非滅現滅の聖辰を迎え、謹んで宝前を莊嚴し、香華灯燭茶菓等を嚴備し、以て涅槃報恩会を修し奉る。

伏して惟るに成道以来生身の説法、蔵通別円の四教を施しては大小の機類を長養し、頓漸等の化儀を布いては不同の根性を調熟し、超八醍醐の一佛乘を顕説しては皆成佛道の妙果を与え、是好良薬の佛種を留めては末法万年本未有善の群類を救い給う。教恩無量思議す可からず。依て茲に一会の法要を虔修し、以て報恩謝徳の塵滴に擬し奉る。

仰ぎ願わくは教風愈々揚りて一閻浮提悉く慈教を奉じ、法

光益々輝きて順逆の二類に光被し、佛身を成就して娑婆即寂光の妙相を現ぜんことを。経に曰く、衆生を度せんが為の故に方便して涅槃を現ず。而も実には滅度せず、常に此に住して法を説く、と。

是好良薬今留在此。每自作是念、以何令衆生、得入無上道、速成就佛身。大慈大悲報恩謝徳。(別願適宜)

願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法界

平等利益。南無妙法蓮華經。

(13) 發願 (六念)

念佛救世大慈父 念法出離解脫門
念僧所有良福田 念戒無上菩提本
念施具足波羅蜜 念天護法利群生

玄題三唱

(14) 三歸 (第三篇「聲明」)

(15) 七佛通戒偈

願諸衆生 付 諸惡莫作 諸善奉行 自淨其意 是諸佛教
和南聖衆

〔五〕 宗 祖 降 誕 会

(1) 道場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 奉請 礼

一心奉請 付 娑婆世界示現降生 立 本化上行 高祖日蓮 拜 大菩薩

- (4) 焼香 偈 (一三頁、または二二頁)
- (5) 切散華 (第三篇「聲明」) (6) 開經 偈 (三頁)
- (7) 誦經 (方便品、寿量品、神力品)
- (8) 咒讚・鏡鉢 (三一九頁・三三七頁、二四四頁)
- (9) 祖訓 (一「諫曉八幡抄」 六「波木井殿御書」)
- (10) 唱題
- (11) 回向

山門今日宗祖御降誕第七百九十三回(平成二十六年)の聖辰を迎え、
 虔んで一会の妙行を修し、以て慶讚の微衷を表し奉る。

伏して惟るに、大聖釈尊の法華経を説き給うや、分身来集し、多宝証成を加え、止迹召本して佛寿を久遠に顕わし、結要付囑して末法の弘経を命じ給う。恰も佛滅後二千七百七一年、如来の懸識虚しからず、法華経有縁の妙土我が日本国、貞応元年二月十六日、安房国に菩薩子降誕し給う。我祖日蓮

大菩薩(大聖人)即ち是れなり。内に本化大士の果徳を褻み、外に示同凡夫の行因を重ね、久遠本師の付囑を畏みて下種の妙宗を開き、折伏逆化忍難慈勝、具に経証を色読して末法救護の大教を樹て給う。三佛の証成符契の如く、濁世の迷闇光明を仰ぐ。教恩無量如何が讚ぜん。乃ち茲に慶讚の法要を虔修し、以て報恩の涓滴に擬し奉る。

仰ぎ願わくは立正の大教閻浮に洽ねく、安国の祖猷速やかに現在前し、法光三千に輝きて広布の大願を成就せんことを。

不染世間法、如蓮華在水。如日月光明、能除諸幽冥、斯人行世間、能滅衆生闇。(別願適宜)
 願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法界平等利益。南無妙法蓮華経。

- (13) 三 帰 (第三篇「聲明」)
- (14) 奉 送 (第三篇「聲明」)

〔六〕 立教開宗會

- (1) 道場 偈 (第三篇「聲明」)
- (2) 三宝 礼 (第三篇「聲明」)
- (3) 奉請 礼
- 至心頂礼 付千光山上立教開宗 立本化上行 曲高祖日蓮 拜大菩薩
- (4) 焼香 偈 (一三頁、または二二頁)

- (5) 切散 華 (第三篇「聲明」)
 - (6) 開經 偈 (三頁)
 - (7) 読経 (方便品、寿量品、神力品)
 - (8) 咒讚・鏡鈹 (第三篇「聲明」)
 - (9) 祖訓 (七「種種御振舞御書」 八「諸法実相鈔」 九「清澄寺大衆中」)
 - (10) 唱題
 - (11) 回向
- 伏して惟るに我祖宿年の大疑既に決し、將に立正安国の宗

旨を開かんとし給うや、佛法中怨の嚴誠を畏みて不惜身命の信念を固うし、建長癸丑第五の春、千光山頭睦々の旭日を拜し、玄題十唱、以て立教開宗の典を宣べ給う。梵音法界に徹して佛天歡喜し、魔王驚駭して怖畏の心を生ず。寔に是れ法界の一大偉觀にして未曾有の盛儀、法華塔中の付囑虚しからず、末法救護の憲教茲に立す。爾来今に至つて實に七百五十年(平成十四年)。乃ち今日その聖辰を迎え、恭しく一会の法要を

嚴修し、以て慶讚の微衷を伸ぶ。
 仰ぎ願わくは妙經西漸の祖識虚しからず、本化の大教速やかに閻浮提に広布して通一佛土の妙相を示現し、万民齊しく三秘の妙宗に帰して歡喜を同じうせんことを。
 一天四海皆歸妙法、末法万年広宣流布。以是方便令法久住。
 (別願適宜)
 願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法

界平等利益。南無妙法蓮華經。

(12) 四 誓 (一一頁) 玄題三唱

(13) 三 帰 (第三篇「聲明」) (14) 奉 送 (第三篇「聲明」)

〔七〕宗祖法難会

一、伊豆法難会

(1) 道 場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三 宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 奉 請 礼

至心頂礼 付伊東流罪五綱頭説 立本化上行 曲高祖日蓮 拜大菩薩

(4) 焼 香 偈 (二三頁、または二二頁)

(5) 切 散 華 (第三篇「聲明」) (6) 開 經 偈 (三頁)

(7) 誦 經 (勸持品、寿量品、神力品等)

(8) 咒 讚・鏡 鈸 (第三篇「聲明」)

(9) 祖 訓 (二〇「船守彌三郎許御書」)

(10) 唱 題 (11) 宝 塔 偈 (六頁)

(12) 回 向

山門今日、伊豆法難会第七百五十四回 (平成二十六年) の聖日を迎え、恭しく一会の法要を修し、以て報恩謝徳の塵滴に擬し奉る。

慎んで惟るに、宗祖日蓮大菩薩 (大聖人) 御歳四十歳、弘長元年五月十二日、伊豆の伊東に配流せられ、聖軀まさに海

中に没せんとするの危難に遇い給いしも、船守弥三郎夫妻に助けられて、則遣変化人の衛護を感得し、末法法華經の行者たるの信念、弥堅し。如何が讚ぜん、南無伊豆法難会上、死身弘法の大導師、宗祖日蓮大菩薩 (大聖人)。

我不愛身命、但惜無上道。大慈大悲報恩謝徳。(別願適宜)

願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法

界平等利益。南無妙法蓮華經。

(13) 四 誓 (一一頁) 玄題三唱
(14) 三 帰 (第三篇[聲明]) (15) 奉 送 (第三篇[聲明])

二、松葉谷法難会〔次第は伊豆法難会に準ずる〕

奉請 礼

至心頂礼 付草庵焼討忍辱将護 立本化上行 曲高祖日蓮 拜大菩薩

祖訓 (一一「下山御消息」)

回向

山門今日、松葉谷法難会第七百五十五回(平成二十六年)の聖日を
迎え、恭しく一会の法要を修し、以て報恩謝徳の塵滴に擬し
奉る。

慎んで惟るに、宗祖日蓮大菩薩(大聖人)御歳三十九歳、文
応元年八月二十七日、念佛門の僧徒によりて鎌倉松葉谷の草
庵焼き討ちの厄を蒙らせ給うといえども、白猿に導かれて法

体安らけく難を免れ給えり。これまさしく、諸天昼夜、常為
法故、而衛護之の経説を証する者なり。南無松葉谷法難会上、
死身弘法の大導師、宗祖日蓮大菩薩(大聖人)。
巧於難問答、其身無所畏、忍辱心決定、端正有威徳、十方佛所
讚。大慈大悲報恩謝徳。(別願適宜)
願以此功徳、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法
界平等利益。南無妙法蓮華経。

三、龍口法難会〔次第は伊豆法難会に準ずる〕

奉請 礼

至心頂礼 付龍口法難開迹顕本 立本化上行 曲高祖日蓮 拜大菩薩

祖訓 (一二「四條金吾殿御消息」)

回向

山門今日、龍口法難会第七百四十四回(平成二十六年)の聖日を迎

え、恭しく一会の法要を修し、以て報恩謝徳の塵滴に擬し奉る。

慎んで惟るに、宗祖日蓮大菩薩(大聖人)御歳五十歳、文永八年九月十二日、片瀬龍ノ口の刑場に引かれ給い、身首將に所を異にせんとするその時、行者擁護の諸天善神、刀尋段々壞の奇瑞を現わし給えり。如何が讚ぜん、南無龍口法難会上、死身弘法の大導師、宗祖日蓮大菩薩(大聖人)。

一心欲見佛、不自惜身命。大慈大悲報恩謝徳。(別願適宜)
願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法界平等利益。南無妙法蓮華經。

四、小松原法難会〔次第は伊豆法難会に準ずる〕

奉請礼
至心頂礼 付 東條法難死身弘法 立 本化上行 曲 高祖日蓮 拜 大菩薩

祖訓 (一三「南條兵衛七郎殿御書」)
回向

山門今日、小松原法難会第七百五十一回(平成二十六年)の聖日を
迎え、恭しく一会の法要を修し、以て報恩謝徳の塵滴に擬し奉る。

慎んで惟るに、宗祖日蓮大菩薩(大聖人)御歳四十三歳、文
永元年十一月十一日、安房東條の小松原にて地頭東條景信の

襲撃を受け、刀槍弓箭、雨霰の如く降りそそぎて門弟信徒の
殉難せる者数人、宗祖も亦頭に疵を蒙らせ給うといえども、
法華經擁護の諸天善神、頭破作七分の誓願現前に顕れて更に
壽命を得給い、弘教の熱情、弥盛んなり。如何が讚ぜん、南
無小松原法難会上、死身弘法の大導師、宗祖日蓮大菩薩(大
聖人)。
我不愛身命、但惜無上道。大慈大悲報恩謝徳。(別願適宜)

願がんに以此し功德くどく、普ふ及き於お一切いっさい、我が等とう与よ衆しゆ生じやう、皆かい共ぐ成じやう佛ぶつ道どう。乃ない至し法ほう界かい平びやう等とう利り益やく。南な無む妙みやう法ほう蓮れん華げ經きやう。

〔八〕御お会え式しき

(1) 道どう場じやう偈げ (第三篇「聲明」) (2) 三さん宝ぼう礼らい (第三篇「聲明」)
(3) 奉ぶ請じやう礼らい
一心いしん奉ぶ請じやう 付まつ末ぼう法ぼう応おう時じ涅槃ねはん會え上じやう 立ほん本げ化じやう上ぎやう行ぎやう 曲こう高こう祖そ日に蓮れん 拜だい大だい菩ぼ薩さつ

(4) 燒しやう香かう偈げ (二三頁、または二二頁)

(5) 切きり散さん華げ (第三篇「聲明」)

(6) 讚さん歎だん

末まつ法ぼうの導どう師し、人にん天てんの眼がん目もく、竺じつ漢かんに稟ほん承じやうし、日にち域いきに敷ふ揚やうす。
格かく外がいの教きやう意い、豈あに繩じやう墨ぼくに泥なすまんや。手てに經きやう拂ほつを執とつて諸しよ宗しゆうを議ぎす。補ふ処じよの菩ぼ薩さつも亦またた識しらず。靈りやう山ぜん別べつ付ふ独ひとり濁じよ末まつを濟すくい、險けん危きを踏とう遍へんして、死しせんと欲ほつして復またた活かつす。塵しゆ尾び雨あめ灑そぎ、唄ばい

音おん雲くも遏とどまる。諸しよ天てん龍りゆう神じん、法ほうを聴きいて蹙しゆつかつ。如何いかんが讚さんぜん。

如何いかんが讚さんぜん。南な無む本ほん化げ上じやう行ぎやう菩ぼ薩さつ。

(7) 開かい經きやう偈げ (三頁)

(8) 誦どつ經きやう (方便品、寿量品、神力品)

(9) 咒しゆ讚さん・鏡にやう鉢はち (第三篇「聲明」)

(10) 祖そ訓くん (一四「報恩抄」 一五「乙御前御消息」)

(11) 唱しやう題だい
(12) 回え向かう

恭うやしく惟おもるに、我わ祖その鴻こう恩おん、折しゃく伏ぶく逆ぎや化つを施ほしては身しん命みやうを顧かえりみ給たまわらず、是ぜ好こう良ろう藥やくを授さずけては赤せき子しを育いくするが如ごとし。大だい慈じ大だい悲ひ虚こ空くうの無む辺へんなるが如ごとく、我わが輩とも無む明みやうの昏こん醉すいを治じして即そく身しん成じやう佛ぶつの直じき路ろを示しめ給たまう。大だい智ち光こう明みやう日じつ月げつの照しやう臨りんするが如ごとく、衆しゆ生じやう謗ほう法ほうの迷めい闇あんを滅めつして来らい生しやう得とく脱だつの種しゆ子じを植うえしめ給たまう。然しかれば

すなわ 即ち今朝以来、香華灯燭茶菓等を備えて宝殿を莊嚴し、同門の行人を集めて修する所の善根、此の妙施を以て恩山徳海の塵滴に報謝し奉る。

唯願わくは高祖大士哀愍納受し、十方の三宝慈愛して証成を加え、靈山浄土に於いて広大の佛事を作し、不可思議の経力を示現して如虚空の佛土を莊嚴せしめ給え。依って祈らくは我等同門の行者、乃至十方の衆僧、慈悲光

導の教風を扇いで現在将来の益を施し、忍辱将護の行躅、濁劫法末の穢機を憫み、下種結縁の田界を広うして無明謗法の乱草を耘り、護持正法の妙戒を重んじて福德智慧の莊嚴を増し、教機時国序の高判を審かにして妙法五字の玄額を掲げ、三大秘法の扉を開いて一念三千の深旨を示し、摂受折伏時に応じて佛慧を伸べ、草創守文宜きに契い、正法を断絶せしむること無けん。(別願適宜)

願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法界平等利益。南無妙法蓮華經。

(例二)

山門今日、宗祖御入滅第七百三十三回(平成二十六年)の聖辰を迎え、道場を莊嚴し、香華灯燭を嚴備し、同門の緇素と俱に恭しく一会の法要を修し以てその鴻恩に報謝し奉る。

伏して惟るに吾祖塔中に付囑を受けて日域に応現し給うや、

時正に末法の始、佛法謬乱して出世の本懐を忘れ、世法茲に乱れて三災七難並び起る。乃ち正法を立てて国家を安んぜんと欲し、五字の玄額を掲げて街衢に唱導し、諫を柳營に進めて身命を顧み給わず、五綱の教判を審かにしては、諸宗群邪の蔓草を耘り、本門三秘の妙宗を立てては、末法依止の大本を明らかにし給う。語黙時あり、開宣序あり、一期の化導六十一年、帝都の弘通を法孫に付し、安詳として不滅の滅を現

じ給う。大いなる哉法恩、如何が讚ぜん、南無本化上行高祖
にちれんだいぼさつ だいしようにん だいじだいひほうおんしゃとく
日蓮大菩薩(大聖人)。大慈大悲報恩謝徳。(別願適宜。以下例一に
準ずる)

(13) 四 誓 (二頁) 玄題三唱

(14) 三 帰 (第三篇「聲明」) (15) 奉 送 (第三篇「聲明」)

〔九〕 彼岸會

(1) 道場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 切散 華 (第三篇「聲明」) (4) 勧請 (二頁)

(5) 開經 偈 (三頁) (6) 読経 (適宜)

(7) 咒讚・鏡鉢 (第三篇「聲明」)

(8) 祖訓 (二六「如説修行鈔」一七「聖愚問答鈔」一八「二生成佛鈔」

一九「觀心本尊抄」)

(9) 唱題 (10) 宝塔 偈 (六頁)

(11) 回向

夫れ惟るに中道法性の妙教は本因本果円融三諦の妙法、三
世の如来は之を証得して金剛不壞の妙体を成じ、教主釈尊は
之を説いて妙法蓮華經と名づけ給う。滅除煩惱甘露清涼の大
法、到於彼岸即身成佛の大直道なり。乃ち今、春分(秋分)正
中の佳辰に方り、此の妙經を讀誦して一会の法要を虔修し、
此の妙法を講讚して一座の講筵を開き、以て彼岸勝妙の福會

に擬し奉る。

仰ぎ願わくは一切衆生、未だ貪りの心を離れざる者には願わ
くは貪りの心を離れしめ、未だ瞋りの心を離れざる者には願わ
くは瞋りの心を離れしめ、未だ愚痴の心を離れざる者には願わ
くは愚痴の心を離れしめ、総じて世出世間一切の偏邪を離れて
中正なることを得、遠塵離苦して菩提の覺路に入らしめ給わ
んことを。

又願わくは我等同門の行人、質直にして意柔軟に、常に三宝尊敬の心を失わず、真俗一如同行讚美、信行に精進し、菩提心を増長し、以て現当二世の所願をして円満ならしめ給わんことを。

別して願わくは当山歴代の諸上人、増円妙道位隣大覚、報地莊嚴報恩謝徳。檀信徒中先祖代々の諸精霊、総じては法界海有缘無縁の諸精霊等、此の功徳を以て菩提を増進し流転生死の大

海を渡つて大般涅槃の彼岸に到り、靈山浄土に於いて勝妙の大果報を得んことを。

願以此功徳、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法界平等利益。南無妙法蓮華經。

- (12) 四 誓 (二頁) 玄題三唱
- (13) 三 帰 (第三篇「聲明」) (14) 奉 送 (第三篇「聲明」)

〔一〇〕 盂 蘭 盆 会

- (1) 道 場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三 宝 礼 (第三篇「聲明」)
- (3) 切 散 華 (第三篇「聲明」) (4) 勧 請 (二頁)
- (5) 開 經 偈 (三頁) (6) 読 經 (適宜)
- (7) 咒 讚・鏡 鈸 (第三篇「聲明」)
- (8) 祖 訓 (二〇「開目抄」 二二「盂蘭盆御書」)

- (9) 唱 題 (10) 宝 塔 偈 (六頁)

- (11) 回 向

爰に盂蘭盆の清辰を迎え、遙に佛子孝を申べて慈母を救うの来由を思い、恭しく一会の大衆と俱に内典の孝経を諷誦し、浄水肴膳甘糖果蔬等を嚴備し、以て盂蘭盆追善の法会を修し奉る。

仰ぎ願わくは法界海所有の含靈、別しては檀信徒中先祖

代々の諸精靈、道場に影現し法味を納受し給え。

夫れ惟るに甘露清涼の浄水は法性の真徳を具有し、能く煩惱業障の焰を滅して清浄自在の神通を得、備うる所の肴膳甘糖果蔬等は不可思議の色香美味を具足し、速やかに世出世間の飢渴を除いて法喜禅悦の樂を受け、誦誦し奉る妙法蓮華経は如来出世の本懐にして諸佛の護念し給う所、一たび之を聞くことを得ば三界六道の繫縛を脱して即身成佛の大果を成ぜん。経に曰

く、須臾も之を聞かば即ち阿耨多羅三藐三菩提を究竟することを得んと。(別願適宜)

願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法界平等利益。南無妙法蓮華経。

(12) 四 誓 (一一頁) 玄題三唱

(13) 三 帰 (第三篇「聲明」) (14) 奉 送 (第三篇「聲明」)

〔一一〕 施 餓 鬼 会

(1) 道 場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三 宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 供 養

願此香華雲 付徧滿十法界 供養一切佛

妙法蓮華経 菩薩聲聞衆 受用作佛事

(4) 切 散 華 (第三篇「聲明」)

(5) 行 道 (三匝乃至五匝、七匝)

○行道中は立幡、灑水、焼香せず。正面通過の際は低頭黙拜のみ

○読み終われば導師は正面中央に位置し、大衆は自席にて列立する

(例二)

無量義経〔開経〕徳行品 第一『内は堂の広狭により略してもよい』

句頭 大いなる哉大悟大聖主、垢無く染無く所著無し。天人象馬

の調御師、道風徳香一切に薰じ、付智恬かに情泊かに慮、凝静なり。意滅し識亡じて心亦た寂なり。永く夢妄の思想念を断じて、復た諸大、陰入界無し。

行道 其身は有に非ず亦た無に非ず、因に非ず縁に非ず自他に非ず、方に非ず円に非ず短長に非ず、出に非ず没に非ず生滅に非ず、造に非ず起に非ず為作に非ず、坐に非ず臥に非ず行住に非ず。動に非ず転に非ず閑静に非ず、進に非ず退に非ず安

危に非ず、是に非ず非に非ず得失に非ず、彼に非ず此に非ず
去来に非ず、青に非ず黄に非ず赤白に非ず、紅に非ず紫、種々の色に非ず、戒定慧解知見より生じ、三昧六通道具より発し、慈悲十力無畏より起り、衆生善業の因縁より出でたり。
『示して丈六紫金の暉りを為し、方整照曜として甚だ明徹なり、毫相月のごとく旋り項に日の光あり、旋髪紺青にして頂に肉髻あり、浄眼明鏡のごとく上下に眇ぎ、眉睫紺舒にして

方き口類なり、唇舌赤好にして丹華の若く、白齒の四十なる猶お珂雪のごとし、額広鼻修面門開け、胸に万字を表わして師子の臆なり、手足柔軟にして千輻を具え、腋掌合縵あつて内外に握れり、臂修肘長にして指直く織し、皮膚細軟にして毛右に旋れり、踝膝露現し陰馬蔵にして、細筋鏤骨鹿膊脹なり、表裏映徹し浄くして垢無し、濁水も染むる莫く塵を受けず。是の如き等の相三十二あり、八十種好見る可きに似たり。

而も実には相非相の色なし、一切の有相眼の対絶せり、無相の相にして有相の身なり、衆生身相の相も亦た然なり、能く衆生をして歡喜し礼して、心を投じ敬いを表して慇懃なることを成ぜしむ、是れ自高我慢の除こるに因つて是の如き妙色の軀を成就したまえり。』今我等八万の衆、俱に皆稽首して咸く、善く思想心意識を滅したまえる、象馬調御無著の聖に帰命したてまつる。稽首して法色身、戒定慧解知見聚に帰依し

たてまつる。稽首して妙種相に帰依したてまつる。稽首して難思議に帰依したてまつる。梵音雷震のごとき響き八種あり、微妙清浄にして甚だ深遠なり。四諦六度十二縁、衆生の心業に随順して転じたもう。若し聞くことあるは意開け、無量生死の衆結、断ぜざる莫し。聞くことあるは或は須陀洹、斯陀・阿那・阿羅漢、無漏無為の縁覺処、無生無滅の菩薩地を得、或は無量の陀羅尼、無礙の樂説大弁才を得て、甚深微妙の偈を演

説し、遊戯して法の清渠に澡浴し、或は躍り飛騰して神足を現じ、水火に出没して身自由なり。如來の法輪相是の如し。清浄無辺にして思議し難し。我等咸く復た共に稽首して、法輪轉じたもうに時を以てするに帰命したてまつる。稽首して梵音声に帰依したてまつる。稽首して縁諦度に帰依したてまつる。世尊往昔の無量劫に、勤苦に衆の徳行を修習して、我れ人天龍神王の爲にし、普く一切の諸の衆生に及ぼしたまえり。

能く一切の諸の捨て難き、財宝妻子及び国城を捨てて、法の内外に於いて怙む所無く、頭目髓腦悉く人に施せり。諸佛の清浄の禁を奉持して、乃至命を失えども毀傷したまわず、若し人、刀杖をもつて来つて害を加え、悪口罵辱すれども終に瞋りたまわず、劫を歴、身を挫けども倦惰したまわず、昼夜に心を摂めて常に禅に在り、遍く一切の衆の道法を学して、智慧深く衆生の根に入りたまえり。是の故に今自在の力を得、

法に於いて自在にして法王と爲り給えり。我れ復た咸く共に稽首して能く諸の勤め難きを勤めたまえるに帰依したてまつる。

(6) 施

食 (導師立幡し終わつて左の文を唱える)

神咒加持淨飯食 布施恒沙衆鬼神
願皆飽滿捨慳心 速脱幽冥生善道
帰依三宝覺菩提 究竟得成無上覺
功德無辺尽未來 一切衆生同法食

(7) 灑水 偈 (導師左の文を諷唱しつつ灑水する)

如以甘露灑 除熱得清涼 如從飢國來 忽遇大王膳

(8) 焼香 偈 (導師焼香の後、左の文を唱える)

(例) 衆寶妙香爐 焼無価之香 自然悉周徧 供養諸世尊

(例) 須曼那闍提 多摩羅梅檀 沈水及桂香 供養法華經

(9) 願文

汝等鬼神衆 付我今施汝供 此食遍十方 一切鬼神供

如以甘露灑 除熱得清涼 如從飢國來 忽遇大王膳

願以此功德 普及於一切 我等與衆生 皆共成佛道

誦し終わって大衆着座

対揚師を別に定めた場合、対揚師は導師登礼盤の後、壇前に進む

(10) 対揚 (第三篇「聲明」) (11) 開經 偈 (三頁)

(12) 誦經 (提婆品) (13) 咒讚・鏡鉢 (第三篇「聲明」)

(14) 祖訓 (三一「四條金吾殿御書」二二「孟蘭盆御書」)

(15) 唱題 (16) 宝塔 偈 (六頁)

(17) 回向

清淨の大衆慎んで三宝聖主の御前に対し、施餓鬼如法の福

会を開き、法界海所有の含靈に回向す。 仰ぎ願わくは三世十方隨機応縁の三宝、普現難思の冥衆、

位々に降赴し、各々に証成し給え。 今朝以来香華を供養し、飯食を嚴備し、虔んで異口同音に

誦誦し奉る大乘妙法蓮華經、唱え奉る妙玄題、鳩る所の功德、 普く真如實際に運らし、等しく十方の衆生に施し、以て佛祖

の冥加を乞い、決定不虛の利益を祈る。 故らに祝す、大乘の法の声は尽虚空界の佛土に遍布し、随

縁の華の雲は不可説刹の道場を嚴淨し、法然の灯の光は微塵 数界の内外を照らし、法性の香の煙は遍一切処の依正に薫じ、

の俗諦常住事相本淨の水、真諦無相一如法性の水、備うる所の肴膳、満盆の香飯、甘糖紅菓清茶等、悉く以て不可思議の色香美味を成ず。その用窮りなけん。味中の上々味は以て十方の諸佛に献り、上中下味、境に造って諸の賢聖及び六道の品類に供養し、一切の鬼神、及び二十五有の含靈識に布施し、諸の飢渴熱悩を除き、感に随って果地清涼の益、及び諸の因利を与えん。唯願わくは一切の三宝哀愍加持し給え。

伏して惟れば、受持し奉る妙法蓮華経は、即ち是れ真実一切功德光無量威徳陀羅尼秘密神咒たり。願わくは能く無垢清淨の光明を以て普く一切の幽鬼界、及び六道の諸有を照し、果報の闇、業障の闇、煩惱無明の闇を消除し、色心依正種々浄妙の光明を得せしめん。

妙法蓮華経は即ち是れ、真実施甘露水秘密神咒たり。願わくは甘露の法雨を以て一切の含靈に澍ぎ、能く煩惱の焰、業障の焰、罪報の焰を滅除し、色心依正種々浄妙の清涼を得せしめん。

妙法蓮華経は即ち是れ、真実施乳海陀羅尼秘密神咒たり。願わくは能く色心依正種々浄妙の乳味を出だし、一切餓鬼界の飢渴を除き、亦た能く世出世間種々の飢渴を除いて、果報身、法身、智身、功德身を長養することを得せしめん。妙法蓮華経は最勝修多羅秘密神咒たり。普く願わくは十方

法界海に於いて、甘露清涼味を流出しては、以て微妙法身常波羅蜜の益を施し、無上醍醐味を流出しては、以て妙有首楞嚴三昧樂波羅蜜の益を施し、大王膳を流出しては、以て中道王三昧我波羅蜜の益を施し、一相一味解脱味を流出しては、以て畢竟空三昧浄波羅蜜の益を施さん。

願わくは法華経中一切の三宝、殊には宗祖日蓮大菩薩(大聖人)大慈大悲哀愍摂受し、一切所願の如くならしめ給え。

また此の功德を以て、我等と衆生と無始の重罪を滅し、金剛不壞の妙体を成じ、永く九法界の飢渴を除かん。南無十方三世一切諸佛、世尊、菩薩摩訶薩、平等大慧一乘妙法蓮華經。(別願適宜)

願以此功德、普及於一切、我等與衆生、皆共成佛道。乃至法界平等利益。南無妙法蓮華經。

(例二)

清淨の大衆慎んで三宝聖衆の御前に對し、恭しく施餓鬼如法の法会を開き、総じては四生六道法界万靈、別しては檀方中先祖代々六親九族の諸精靈、並びに戰死病歿公私殉難の諸精靈に回向す。

仰ぎ願わくは三世十方隨機縁の三宝、普現難思の冥衆、位々に降赴し、各々に証成し給え。

今朝以来香華灯明を供養し、香飯淨水を嚴備し異口同音に

読誦し奉る大乘妙法蓮華經、唱え奉る妙玄題、鳩る所の功德、普ねく真如實際に運らし、等しく十方の衆生に施し、以て佛祖の冥加を乞い、決定不虛の利益を祈る。

故らに祝す、一念三千の香の煙は十方法界の依正に薫じ、顕本遠寿の法の花は三界六道の迷衢に散じ、平等大慧の灯の光は九界生死の闇を照し、色香美味の香飯は一切餓鬼界の飢渴を除き、甘露清涼の淨水は煩惱業障の焰を滅し、極唱の妙音

は二十五有の含靈識に徹し、誦經の梵音は速かに即身成佛の大果を成ぜん。

伏して祈らくはこの最勝修多羅如法の福会、その功德無辺にして十方世界に遍ねく、信謗彼此順逆怨親、有縁無縁一切の精靈、永く九法界の繫縛を脱し、清淨自在の大果報身を成就することを得ん。

經に曰く、未來世の中に若し善男子善女人有って、妙法華

經を聞いて淨心に信敬して疑惑を生ぜざらん者は、三惡道に墮ちずして十方の佛前に生ぜん。所生の処には常に此の經を聞かん。若し人天の中に生るれば勝妙の樂を受け、若し佛前に在らば蓮華より化生せんと。(別願適宜。以下例一に準ずる)

- (18) 發願 (四度 二〇頁、四誓 一二頁) 玄題三唱
- (19) 三歸 (第三篇「聲明」) (20) 奉送 (第三篇「聲明」)

〔一二〕 新年祝禱會

- (1) 道場偈 (第三篇「聲明」) (2) 三寶禮 (第三篇「聲明」)
- (3) 勸請 (二頁) (4) 開經偈 (三頁)
- (5) 誦經 (三品經、略要品等適宜)
- (6) 祖訓 (一六「如說修行鈔」 二三「重須殿女房御返事」)
- (7) 唱題 (8) 宝塔偈 (六頁)

(9) 回向

山門爰に〇年(干支)正月歳旦(または年頭)の嘉辰を迎え、道場を莊嚴し威儀を具足し、恭しく佛祖三寶、護世護法の善神等に法味を献祝し、以て新春勝妙の福會に擬し奉る。

仰ぎ願わくは教風愈々揚がりて一閻浮提遍く慈教を奉じ、法光益々輝きて一切衆生等しく福田に歸し、天地清淨にして風雨時に順い、四海靜謐にして万民樂しみを同じうせん。

重ねて願わくは、山門、法運隆昌にして、山色翠を増し法音威を加え、護法の僧衆、佛法の深義を覺りて慧命を継承し、外護の檀越、清淨の心を養うて壽命を増益し、寺檀和融して当年の所願決定円満ならしめ給え。

更にこの功德を以て、当山開山以来歴代先師の報地を莊嚴し、檀信徒各家先祖累代の菩提を増進し、総じて法界海有無兩縁の諸精靈に等しく利益せん。

願がん以此ニ功德し、普及ふぎゅう於一切お、我等が与衆生どうよしゅじょう、皆共成佛道かいぐじょうぶつどう。乃至ない法界平等利益はいびやうどうりやく。南無妙法蓮華經なむみやうほうれんげきやう。

(10) 四し 誓せい (二頁) 玄題三唱

(11) 三さん 帰き (第三篇「聲明」) (12) 奉ぶ 送そう (第三篇「聲明」)

〔一三〕 節分追儼式

星祭りを併修する場合は「」内も合わせて言上する

(1) 道場どうじょう 偈げ (第三篇「聲明」) (2) 三宝さんぼう 礼らい (第三篇「聲明」)

(3) 勸かん 請じよう (二頁)

〔請聖適宜〕……当山開山○○上人以来歴代の先師、別しては当山勸請守護の善神〔殊には七星九曜二十八宿〕、御威光倍増法樂莊嚴、法味納受。

(4) 開經かいきやう 偈げ (三頁)

(5) 誦經じゆきやう (三品經)

(6) 五番神咒ごばんじんじゆ (7) 普賢咒ふげんじゆ

(8) 祖訓そくん (二六「如説修行鈔」 二四「祈禱鈔」 二五「立正安國論」)

(9) 唱題しやうだい

(10) 祈願文きがんもん

本日爰に、○年度節分追儼式〔開運除厄星祭り〕を慶幸し、以て法樂に供う。

仰ぎ願わくは、一天四海皆帰妙法、末法万年広宣流布。天

下太平、国土安穩、五穀豊穰、万民快樂、寺檀和融、令法久住。

また願わくは外護檀信徒の面々、歳男歳女奉仕の面々、本日参詣の善男善女等、○年度をして身体健全、家内安全、年中安泰、事業繁栄、火盜公私諸縁吉祥、如意満足と御守護を加えしめ給え。

〔別して祈念するところ、本年太歳○歳の男性(女性)、○○

尊星(九曜)○○○○(氏名)、善星皆来、悪星退散、除厄得幸、開運勝利。』

総じては、縦い年の難、月の難、日の難、時の難、風難、火難、水難、病難、盗難、剣難、交通難等の諸難ありと雖も、大難は小難に、小難は無難にと御守護を加えしめ給え。如風於空中、一切無障礙。感応道交、哀愍御守護。南無妙法蓮華經。

(11) 撒豆

導師、御宝前に進み福枘をとり、歳男歳女奉仕の面々に豆を撒く。その後、歳男歳女は、外陣の檀信徒に対し撒豆を行う
堂外にての撒豆は式後、改めて行う

- (12) 四誓 (一一頁) 玄題三唱
- (13) 三帰 (第三篇「聲明」) (14) 奉送 (第三篇「聲明」)

(14) 歳末報恩会

- (1) 道場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三宝 礼 (第三篇「聲明」)
 - (3) 勧請 (二頁) (4) 開經 偈 (三頁)
 - (5) 読経 (三品経、略要品等適宜)
 - (6) 祖訓 (三「主師親御書」一四「報恩抄」)
 - (7) 唱題 (8) 宝塔 偈 (六頁)
 - (9) 回向
- 山門今日、○年大節会(または歳末)の吉辰を迎え、恭しく妙

経を讀誦し玄題を高唱し、以て年内安泰の鴻恩に報謝し、広大慈恩の万一到酬い奉らん。願わくは三宝聖衆、哀愍納受し証誠を加え給え。

此の功德を以ては、末法有縁の導師宗祖南無日蓮大菩薩(大聖人)、宗門歴代如法弘通の先師、並びに当山開山以来歴代の諸上人に回向し慈恩に報酬す。更には檀方信徒中先祖代々の諸精霊、殊には本年新帰寂各靈位の追薦に備え報地を

嚴淨し、総じて法界海有無兩縁の諸精靈に等しく利益せん。
余慶の功德、我等同門の行者、煩惱業障の焰を滅して三界
六道の繫縛を脱し、護持正法の妙戒を重んじて福德智慧の
莊嚴を増さんことを。
願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法
界平等利益。南無妙法蓮華經。
(10) 四 誓 (二頁) 玄題三唱

(11) 三 帰 (第三篇聲明) (12) 奉 送 (第三篇聲明)

〔一五〕 得度授戒式

- (1) 道場 偈 (第三篇聲明) (2) 勸 請 (二頁)
(3) 開 經 偈 (三頁) (4) 読 經 (方便品)

読經中に受者は知堂の誘導により昇堂。父母に三拝して後、御宝前に進んで礼拝、更に戒師に向かつて拝をなし、御宝前に向き直つて戒師の前に坐す。次の奉告文は、頭面着地したまま拝聴する

(5) 奉告文

佛祖三宝の御前に於いて得度授戒の儀を受くる善男子(善女人)あり。○○○という。この世に生を受けてより○○○の春秋を数え、宿善内に発し、機縁外に催すものか、遂に出家を志して法華經の戒を受け、墨染の衣に身を包まんと欲す。
謹んで案ずるに、宗祖日蓮大聖人は十六歳にして出家得度なされてより以来、大聖釈迦牟尼世尊の大法を御題目に込め

て天下に広布し、一切衆生救済にその身命を捧げ給えり。善男子(善女人)○○○、今、その末弟に列なり、釈迦佛・日蓮大聖人の救済の願業を自らの願業として意に留め、佛の種を永く未来に継がんとするは、これ御佛の御恩に万分の一をも応えんとする表れなり。

仰ぎ願わくは久遠実成の本師釈迦牟尼佛、宗祖日蓮大聖人、別しては宗門勲功の先師、当山歴代の諸上人、殊に

は○○上人等、摩頂随喜して得度授戒を証明し、現当二世の大願をして成就せしめ給わんことを。南無妙法蓮華經。

維時○年○月○日

戒師 ○○○山○○○寺第○世○○○○○〔花押〕

(6) 祖 訓 (二六「開目抄」戒師独唱)

受者、戒師に起居礼し、合掌して拝聴する

(7) 淨 髮

〔戒〕師 今汝が為に頭髮を剃除せんや否や。

〔受〕者 唯願わくは剃除したまえ。

〔左阿闍梨〕 よきかな善男子(善女人)、よく世間の無常を悟り

世俗を捨てて、菩提の道を求めよ。

〔右阿闍梨〕 釈尊に帰依して苦しみを離れ、人々とともに信心

の真をもつて人生の生き甲斐とせよ。

〔両阿闍梨〕 形を毀ち、志節を守り、ひたすら佛の道を求め、

全ての人々を救う心を発さんことを。

(8) 誦 經 (寿量品)

受者退堂、剃髪の後、白衣を着して再び昇堂、元の座に復す

(9) 授 戒

〔戒〕師 今身より佛身に至るまで、本門の妙戒能く持たんや否や。

〔受〕者 能く持ち奉る。南無妙法蓮華經 (伏拝)

〔戒〕師 今身より佛身に至るまで、本門の本尊能く持たん

や否や。

〔受〕者 能く持ち奉る。南無妙法蓮華經 (伏拝)

〔戒〕師 今身より佛身に至るまで、本門の題目能く持たんや否や。

〔受〕者 能く持ち奉る。南無妙法蓮華經 (伏拝)

(10) 授 經

戒師、左の文を唱え終わって、法華経と御遺文とを授与する

〔戒師〕この法華経は真実の教え、世界人類救済の大法なり。またこの御遺文は、法華経を身をもって実践なされし日蓮大聖人の御魂なり。当に信敬して受くべし。

(11) 授服 (左阿闍梨 袈裟 右阿闍梨 法衣)

左の文を唱え終わって、両阿闍梨はそれぞれ法衣、袈裟を着せしむ

〔左阿闍梨〕この袈裟と、

〔右阿闍梨〕この法衣は、

〔両阿闍梨〕佛道修行の鎧なり。身につけて苦しみに耐え、御

佛の戒めを守って人々を導かんことを。

(12) 授念珠

戒師、左の文を唱え終わって念珠を授与する

〔戒師〕この念珠は汝が御佛と共に在ることの証なり。常

に持して精進の糧とせよ。

(13) 授名

〔戒師〕今、汝が為に法の名を立てて、俗名○○を改め「○

○」と名付く。今後、共に佛弟子として法華経を弘

める為に励まん。

〔左阿闍梨〕もし良き法師に親近せば、速やかに菩薩の道を得、

〔右阿闍梨〕良き師に随って修行せば、成佛の直道諦らかとな

らん。

〔受者〕心に妙法を持って怠ることなく、修行に励むことを誓い奉る。

受者、戒師から名字紙を授かり一揖した後、御宝前を背にして再び着座。父母、その前に至り着座、伏拝。受者、次の辞親偈を唱える

(14) 辞親偈

流転三界中 恩愛不能断 棄恩入無為 眞実報恩者
(三界の中に流転し、恩愛断ずること能わず、恩を棄て無為に入るは、眞実の報恩なり)

唱え終わつて、受者は大衆の末座に就く

(15) 誦 經 (神力品、または嚴王品訓「ときに父、子の神力く法華經を受持するに堪忍しぬ」)

(16) 祖 訓 (二七「諸法実相鈔」)

(17) 唱 題 (18) 宝 塔 偈 (六頁)

(19) 回 向

爰に恭しく、佛祖三宝照鑑の御前に於いて、新發意○○○の
ために剃髮得度の式を挙げ、本門の妙戒を授与しおわんぬ。宗
祖大士、曾谷入道殿許御書に示して曰く「内には弟子ありて
甚深の義を解り、外には清淨の檀越ありて佛法久住せん」と。
仰ぎ願わくは佛祖三宝、新發意をして罪障消滅し、信心堅

く、学徳増進して智慧明らかに、魔障なく修行を成就し、以
て本化の妙道を高顕せしめ給え。經に曰く、学習我道法、昼
夜常精進。以是方便、皆使發心、漸漸増益、入於佛道。南無
妙法蓮華經。

(20) 四 誓 (二一頁) 玄題三唱

(21) 奉 送 (第三篇「聲明」)

〔二六〕 入 寺 式

(1) 道 場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三 宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 献 供 (二八三頁)

(4) 勸 請 (二頁) (5) 開 經 偈 (三頁)

(6) 誦 經 (寿量品、神力品)

(7) 奉 告 文 (適宜案文のこと)

(8) 祖 訓 (二八「生死一大事血脈鈔」 二九「異体同心事」)

(9) 唱 題 (10) 宝 塔 偈 (六頁)

(11) 回 向

爰に恭しく沙門某甲、法類法契檀越信徒参列の下、道場を莊嚴し、威儀を具足し、以て当山第○世法燈繼承入寺奉告の典を挙ぐ。

仰ぎ願わくは佛祖大慈護念の力、護法の冥衆誓願の力、冥

に加被を薰じ、密に威靈を加え、寺檀和融して山色翠を増し、法統伽藍並び相統して永く絶えず、諸縁吉祥にして法をして久住せしめ給え。

更に願わくは、檀方信徒の面々、各々信心倍增して外護の誠を致し、息災延命にして家運愈々昌え、現当二世の所願をして円満ならしめ給わんことを。(別願適宜)
願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法

界平等利益。南無妙法蓮華經。

(12) 四 誓 (二頁) 玄題三唱

(13) 三 帰 (第三篇「聲明」) (14) 奉 送 (第三篇「聲明」)

(15) 祝 辞 (16) 挨拶

(17) 歴代廟参拝

(注) 古来「入山、晋山」の語は、本山本寺の場合に限って用いた。新任職入寺式においては副導師を立てない。

(一七) 御本尊授与式

授与する御本尊は三方等にのせ、須弥壇または大前机に供え、焼香机の前には塗香器をのせた三方を置く。堂内には予め香を炷しておくこと。

(1) 道 場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三 宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 表 白

爰に恭しく、本化別頭の佛祖三宝、殊には宗祖日蓮大菩薩(大聖人)の御前に於いて十界大曼荼羅御本尊授与式を修し奉

る。

夫れ本宗の御本尊には、木絵の二像と文字曼荼羅あり。就中、文字曼荼羅は宗祖日蓮大菩薩(大聖人)、法華經の説相を文字に書き顕し給うところにして、本佛御示現、十界皆成の相を示し給うものなり。

ここに授与する御本尊は、宗祖大聖人弘安三年御真筆「臨滅度時の御本尊」を拜写し奉り、身延山御宝前に於いて、法主猊下、謹んで開眼せられたるものなり。願わくば信心の佛子、朝夕至心に礼拝し、読誦唱題の妙行を修し奉り、以て現当二世の所願を成弁せんことを。南無妙法蓮華經。

(例二)

抑も、十界大曼荼羅御本尊は法華經信仰帰依の正境なり。今当山檀徒○○(または新たに帰正入檀せる○○)、御本尊の授与を乞う。○○は信心純一にして信行篤厚なり。(適宜にその

信仰、功績を挙げる)乃ち茲に威儀を整え、宗祖大聖人照鑑の下、御本尊を授与せんと欲す。願わくは信心の佛子、愈信行不退にして現当二世の所願を成弁せんことを。南無妙法蓮華經。

- (4) 開經偈 (三頁) (5) 読経 (自我偈)
- (6) 祖訓 (三〇「日女御前御返事」)
- (7) 唱題 (受者焼香) (8) 宝塔偈 (六頁)
- (9) 回向

爰に恭しく御宝前を莊嚴し、一会の法要を虔修し、以て御本尊授与の式典を奉行す。

願わくは御本尊感得の善男子(善女人)○○、日夜朝暮に信行怠りなく、正法を護持し、当山を外護し、内外共に道義を重んじ、家内円満にして、以て宗徒の範とならんことを。

受持法華名者、福不可量。如風於空中、一切無障礙。(別願適宜願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法

界平等利益。南無妙法蓮華經。

(10) 四 誓 (一一頁) 玄題三唱

(11) 三 帰 (第三篇「聲明」) (12) 奉 送 (第三篇「聲明」)

(13) 授 与

受者、案内に随つて御宝前に至り正座。その間、導師は塗香の後、御本尊をのせた三方を捧持し、御宝前を背にして受者と向き合つて正座。受者、塗香し合掌伏拝。導師、御本尊を授与する。受者頂戴し、一揖、自席に戻る。

〔二八〕入信帰正式

(1) 道 場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三 宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 勸 請 (二頁) (4) 開 経 偈 (三頁)

(5) 読 経 (神力品別付囑)

(6) 授 戒 (得度授戒式の授戒に準ずる)

(7) 御本尊授与 (御本尊授与式に準ずる)

(8) 読 経 (自我偈)

(9) 祖 訓 (二七「諸法実相鈔」 二八「生死一大事血脉鈔」 三一「開目抄」)

(10) 唱 題 (一一) 宝 塔 偈 (六頁)

(12) 回 向

爰に恭しく閻浮同帰の大曼荼羅、別しては末法応時の大導師、宗祖日蓮大菩薩(大聖人)の御前に於いて、慎んで法味を献祝し、以て善男子○○(善女人○○、あるいは○○家)入信帰正の式典を挙ぐ。

仰ぎ願わくは佛祖無辺の大慈、善男子○○(善女人○○、○○

家)に加被し、無始謗法の重罪を滅して永く闡提趣向の道を塞ぎ、三秘受持の妙信を相続して退転あることなく、三業清浄

にして資生の業等皆正法に順じ、異体同心同行讚美、広宣流布の輔行欠くることなく、更にこの大縁生々世々に朽ちずし

て、四海帰妙の暁を期せんことを。経に曰く、今為汝説実、

汝所得非滅、為佛一切智、当發大精進。(別願適宜)

願がんに以此し功德くどく、普及ふぎゅう於一切おいつさい、我等がどう与衆生よしゅじょう、皆共成佛道かいぐじょうぶつどう。乃至ないし法界平等利益はいびやうどうりやく。南無妙法蓮華經なむみやほうれんげきやう。

(13) 四誓せい (二頁) 玄題三唱

(14) 三歸さんき (第三篇「聲明」) (15) 奉送ほうそう (第三篇「聲明」)

〔一九〕 開眼式かいげんしき

(1) 奉請ほうじやう (二頁) (2) 三宝さんぼう 禮らい (第三篇「聲明」)

(3) 開經偈かいきやうげ (三頁)

(4) 讀經どくきやう (欲令衆「三徳偈」まで、及び寿量・神力品等)

(5) 唱題しやうだい

(6) 開眼かいげん

十界の御本尊ならば、まず切火をなし、次に香を炷たいて後に薫浄する。佛像ならばさらに前の所作に加え、浄水、浄筆を以て開光点眼の儀を行う。また何れにせよ、予め像背、厨子、軸背等に、開眼年月日、開眼主、感得主及び願文等を銘記しておく

○年○月○日
開眼主 ○○○○
感得主 ○○○○
祈「」也

(7) 祖訓そくん (二「木絵二像開眼之事」)

(8) 回向くわいこう

恭うやうやしく惟おもんるに、読誦どくじゆし奉たまつる妙法蓮華經みやうほうれんげきやうは即すなち是これ、三世諸佛さんぜしよぶつ出世しゆつせの本懐ほんがいにして教主きやうしゆしやくそん釈尊おんたましいの御魂しよぶつぼさつしよてんぜんじん、諸佛菩薩しよぶつぼさつしよてんぜんじん諸天善神しよてんぜんじんの御魂おんたましい、宗祖しゆしゆ日蓮大菩薩にちれんたいほさつ(大聖人だいしやうにん)の御魂おんたましいなり。一たび之これを讀誦どくじゆし奉たまつれば佛天等須臾ぶつてんとうしゆゆに來きたつて影現やうげんし、一たび之これを木絵紙墨等もくえしぼくどうの御像おんざうに讀よみ入いれ奉たまつれば、非情ひじやうの木絵紙墨忽もくえしぼくたち識神しきしんを宿やどして不思議ふしぎ

議ぎの大利益だいろりやくを現あらわす。乃すなち今謹いまつしんでこの妙法蓮華經みやうほうれんげきやうを讀誦どくじゆし、五重玄ごじゆうげんの妙名みやうみやうを念唱ねんしやうし、以もつて大曼荼羅だいまんだら(あるいは宗祖しゆしゆ御木像おんもくざう)入眼にゆうげん開光かいこうの典てんに擬ぎし奉たまつる。

仰あおぎ願ねがは草木成佛そうもくじやうぶつの妙理みやうり虚むなしからず、威光いこうを示現じげんして大だいの佛事ぶつじを為なし、感得かんとく隨身しんの者もの信力しんりき不退ふたいにして奉侍誠ほうじまことを尽つくし、現当二世げんどうにせの所願しよがん決定けつじやう円満えんまんならんことを。

我が此土安穩あんゑん、天人常充てんにんじやうじゆうまん満まん。以大慈悲いだいじひ、如法化世によほうけせ。化一切衆生けいっさいしゆじやう、

皆令入佛道。(別願適宜)

願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法界平等利益。南無妙法蓮華經。

(9) 四 誓 (一一頁) 玄題三唱

(10) 奉 送 (第三篇「聲明」)

〔二一〇〕 撥遣式 (閉眼式)

(1) 道場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 勸 請 (二頁) (4) 開經 偈 (三頁)

(5) 誦 經 (方便品、欲令衆、自我偈)

(6) 唱 題

(7) 回 向

謹んで誦誦し奉る大乘妙典、唱え奉る妙玄題等鳩るところの功德を以て、本日此に撥遣式営むところの〇〇尊像一軀、

度すべき所に随つて衆生を利益し給うこと幾星霜、依つて尊形朽ち傷み、相好汚損す。乃ち今、謹み畏みて修補し奉らんと欲す。仰ぎ願わくは暫く本土に還歸し給わんことを。經に曰く、令十方來、諸分身佛、各還本土。諸佛各隨所安。以是方便、令法久住。

願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法界平等利益。南無妙法蓮華經。

(8) 撥遣作法

佛像等修復の場合、御宝前に進み、塗香、焼香、礼拝の後、切火をして尊像を香煙にかざし、白布で包む。あるいは、新しい鏡を用意し、尊像を写してから白紙で鏡面を包み、修復完了まで封印して保管する

(9) 四 誓 (一一頁) 玄題三唱

(10) 奉 送 (第三篇「聲明」)

〔二一一〕 淨焚式 (次第は撥遣式に準ずる)

予め場所を選び、四方に線香を数本立て、その中に祭壇を設けて御本尊を奉安し、その前に浄焚する佛像等を置く。三具足・供物を供え、さらに華葩数枚を衣被に盛り用意しておく

回 向

上來謹み敬って修し奉る撥遣浄焚式一座、右、清浄祈願の意趣は、願主○○、今日まで祭祀奉安するところの○○尊像一軀（御守護札一体・位牌一基 等々）歳月を経て破損朽廢し、真

容その威光を失うに至りて、本月本日、この処に浄壇をしつらえて法味を捧げ、諸の化益御加護を被りし尊形を浄火に附し奉らんとする者なり。

仰ぎ願わくは尊形、まさに境界を分かちて、所縁の草木金石の素地に還り、天地の中その依所を得たまわんことを。諸天昼夜、常為法故、而衛護之。以是方便、令法久住。

更に祈らくは、願主○○並びに家内中の面々、信心増進、

滅悪生善、現世安穩、後生善処、一切所願の如く成弁せしめ給え。

願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法界平等利益。南無妙法蓮華經。

浄焚作法

祭壇に進み、焼香、礼拝の後、「この華台に乗じて速やかに本土に還りたまわんことを」と、微音にて唱え、祈念しつつ散華する。その後祭壇より佛像等を下げ、浄火に付す。なお、先に撥遣式のみ執り行い、後に浄焚する場合もある

〔二二二〕地 鎮 式

式前用意（四二四頁・事典九一九頁参照）

- ①方位調べ
 - ②建設地中央と四隅に穴を掘る
 - ③四方に線香数本を立てる
 - ④その中に祭壇を設け、御本尊を奉安し、三具足を置き、酒・洗米・塩・五穀を供える
 - ⑤中央の穴の横に清砂を山形に盛る
 - ⑥切火を行ない開式
- ※御本尊奉安の方位については、南方に向けてを基本とするが、土地の形状に応じて勘案する

※修法道に基づく地鎮法もあり、修法師に相談するのも良い。要は、その土地にまつわる地神・諸霊を鎮めることが目的であるから、読誦唱題の妙行を至心に行じて

嚴修することが肝要である

(1) 勸請 (二頁)

〔請聖適宜〕……当山開山○○上人以来歴代の諸上人、護世護法の天神地祇、別しては堅牢地神等、御威光倍增法樂莊嚴、法味のうじゆ納受。

(2) 開經偈 (三頁)

(3) 読経 (三品経、略要品等適宜)

(4) 五番神咒 (三回) (5) 普賢咒

(6) 祖訓 (二四「祈祷鈔」) (7) 唱題

(8) 地鎮の儀

唱題中に、①切火 ②清砂に鍬入れし、酒・洗米・塩・五穀を混ぜる ③これらを、導師・施工主・工事関係者が、まず四隅の穴に一握りずつ入れ、最後に中央の穴に全部を入れる

(9) 円頓章 (三八五頁)

(10) 祈願文

一、寺院

山門爰に恭しく地界を嚴淨し、輪円具足未曾有大曼荼羅勸請の諸尊、末法救護の大導師宗祖日蓮大菩薩(大聖人)、護世護法の天神地祇等の來臨照鑑を請い奉り、別しては堅牢地神に法味を祝貢して法樂に供え、以て地鎮祝禱の典を修す。

仰ぎ祈らくは、修し奉る地鎮式法要一座、この功力に依つて能く地界所有の諸の因縁業障を除いて清淨なることを得、佛天

二、在家

常に随喜影現して感応擁護を垂れ、堅牢地神は佛法擁護の誓願力に乗じて魔怨を降伏し、金輪不動にして永く三災四劫を離れ、建立する所の堂塔伽藍屋宇室宅、諸縁吉祥にして諸の衰患なく、是の方便を以て佛法をして久住せしめんことを。經に曰く、娑婆世界、即變清淨、瑠璃為地、宝樹莊嚴。令百由旬内、無諸衰患。南無妙法蓮華經。

仰ぎ願わくは三宝俯して照鑑を垂れ給え。本日○○家茲に勝地を卜し、○○建設の処を定む。伏して祈らくは諸縁吉祥にして工事障りなく進み、堅牢清浄の家屋を建立して、人生和樂の依処と為さん。

諸天昼夜、常為法故、而衛護之。我此土安穩、天人常充滿。所願成就、心願滿足。感応道交、御利益無窮。南無十方三世一切諸佛、世尊、菩薩摩訶薩、平等大慧一乘妙法蓮華經。

- (11) 四誓 (二頁) 玄題三唱
- (12) 挨拶 (13) 祝杯

〔二二三〕 上棟式 [起工式もこれに準ずる]

- (1) 道場偈 (第三篇「聲明」) (2) 勸請 (二頁)
- (3) 開經偈 (三頁)
- (4) 誦經 (三品經、略要品等適宜)

- (5) 五番神咒 (6) 棟梁奉行
- (7) 祖訓 (二六「如説修行鈔」 二四「祈禱鈔」)
- (8) 唱題 (9) 円頓章 (三八五頁)
- (10) 祈願文 (地鎮式に準ずる)
- (11) 四誓 (一一頁) 玄題三唱
- (12) 奉送 (第三篇「聲明」)

棟札は式後、屋根がついてから、中央の棟木に南向きに、釘を用いず取りつける。

(書式は四二五頁参照)

〔二四〕 入佛式 [落慶式もこれに準ずる]

- (1) 灑水散華 (二五八頁)
- (2) 入佛開眼の儀 (所作については開眼式を参照)
- (3) 道場偈 (第三篇「聲明」) (4) 三宝礼 (第三篇「聲明」)
- (5) 開經偈 (三頁)

(6) 読経 (方便品、自我偈及び欲令衆訓誦)

(7) 咒讚・鏡鉢 (第三篇「聲明」)

(8) 天童献供

(9) 天童祭文 (一例)

仰ぐもかしこき御佛の眉間の光り涯もなく 東方八千の国を照らさんと 示したまいし法華経の姿うつしてそのままに 御堂かがやく〇〇寺 開闢ここに〇〇年 記念の事業工成り

て 今日佳き日に新しく 御堂を開く慶讚の 大法要を修したもう 梵唄讚頌の法の声 聞こゆる妙の楽の音や 天より四種の華降りて ひとときわ映ゆる法の庭 随喜の誠ささげんと 天帝われらを遣わされ 以是莊嚴の供養を宣べ 歎び讚え壽ぎ奉る 仰ぎ願わくは 深く恰き御佛の 厚き慈愛に育まれ 尊き祖師の御教えを 永久に伝うるこの御寺 山色いよいよ翠を加え 法運いや栄えに昌えまさんことを 南無妙法蓮華経

これとき 維時 ○年 ○月 ○日 ○山 ○寺

天童代表 ○ ○ ○ ○ ○ 敬つて白す

(10) 慶讚文

(11) 祖訓 (二「木絵二像開眼之事」 一六「如説修行鈔」)

(12) 唱題 (13) 宝塔偈 (六頁)

(14) 回向

本月本日、爰に当山本堂(または〇〇堂)の造営新たに成り、内外を厳浄し、威儀を具足し、一会の大衆と俱に法要を虔修し、以て開堂入佛の典に擬し奉る。

仰ぎ祈らくは、本化別頭の佛祖三宝、護世護法の諸天冥衆、殊には当山鎮護〇〇大善神等、大慈誓願護念の力能く当山に加被し、伽藍永えに相続して諸縁吉祥に、法運愈隆昌にして山色翠を加え、利生顕然にして法光輝きを増し、寄附丹誠の

めんめん 面々、しんりきふたい 信力不退にしてかうんますますさか 家運益々隆え、よけい 余慶のくどくなが 子孫をうるお 潤し、げんどうにせ 現当二世の所願をしてけつじょうえんまん 決定円満ならしめ給え。総じてはさんけいけちえん 参詣結縁のめんめん 面々、ごじゅうてんでんずいき 五十転展随喜のめんめん 面々、このしょうえん 勝縁を。くちらずして、ちぐう 値遇・もんぼう 聞法・とくやく 得益の大縁をむす 結ばしめ給わんことを。じゅうもんこうろうかく 重門高樓閣、なんによかいじゅうまん 男女皆充滿。りょうひやくゆじゆんない 令百由旬内、むしよすいげん 無諸衰患。いぜほうべん 以是方便、りょうほうくじゅう 令法久住。(別願適宜)

がんニしくどく 願以此功德、ふぎゅうおいっさい 普及於一切、がどうよしゆじょう 我等与衆生、かいぐじょうぶつどう 皆共成佛道。ないしほうかい 乃至法界平等利益。なむみょうほうれんげきょう 南無妙法蓮華經。

- (15) 四 誓 (二頁) 玄題三唱
- (16) 奉 送 (第三篇「聲明」) (17) 報 告
- (18) 授 賞 (19) 祝 辞
- (20) 謝 辞

〔二五〕 除 幕 式

- (1) 勸 請 (四〇二頁) (2) 開 經 偈 (三頁)
- (3) 読 經 (方便品、自我偈)
- (4) 除 幕
- (5) 碑 文 朗 読 (造像の場合は略歴を叙す)
- (6) 唱 題

(7) 回 向

こころ 爰に恭しく内外を厳浄し、せいせん 清饌を嚴備し、つつし 謹んで一会の法要を修し、もつ 以て故〇〇先生頌徳碑除幕の式典を挙ぐ。

あお 仰ぎ願くは佛天随喜して常に擁護を垂れ、ほうひなが 豊碑永く闕けずしてその徳功を伝え、むごん 無言の文字、てんく 天鼓おのずから鳴って衆の心を悦ばしめ、きやうどうこれ 郷党之を欽慕してその芳を継ぎ、これを仰ぎ、之を讀み、これを語り、之を聞く者、てんでんずいき 転展随喜して広大の佛事を為

し、如來の說法三世常恒に息まざるが如く、濟世利民の功、尽
未來際に不滅ならんことを。經に曰く、資生業等、皆順正法。
以是方便、令法久住。南無妙法蓮華經。

(8) 四 誓 (二頁) 玄題三唱

(9) 主催者報告 (10) 祝

辞

〔二六〕 結 婚 式

(1) 勸 請 (四〇二頁)

(2) 読 經 (自我偈「我此土安穩」から。真訓適宜)

(3) 奉 告 文 (式長)

維時〇年〇月〇日、本化清信男〇〇、及び清信女〇〇、天
縁ここに熟し、一心に本化別頭の大曼荼羅に帰敬し奉り、恭
しく正儀に則りて結婚の式典を挙ぐ。伏して願わくは佛祖三
宝、哀愍降臨して証知照鑑を垂れ、異体同心琴瑟和合、夫婦

の大道をして天地の如く長久ならしめ給わんことを。

(4) 念珠授与 (式長より授与)

(5) 祖 訓 (二八「生死一大事血脈鈔」)

(6) 誓いの詞 (新郎新婦)

予め左のような「誓いの詞」を作成しておき、読み上げた後、御宝前に供える

誓いの詞

私たち二人は、今日の良き日に〇〇寺において結婚の式

典を挙げました。

これからは御佛の教えに従い、お互いに深い愛情と理解
をもって、末永く苦楽を共にし、幸せな家庭を築くことを
誓います。

〇年〇月〇日

夫 (姓名) 〇〇〇〇
妻 (名) 〇〇

(7) 盃 礼

(二例) ①式長↓新郎↓新婦 ②式長↓新婦↓新郎 ③式長↓新郎↓新婦

(8) 指輪交換

(9) 授証 (式長)

左のような許可証を読み上げ、新郎・新婦に授与する

正婚 允可 証

夫 ○○○○
妻 ○○

右は日蓮宗の儀式により、○○寺に於いて婚姻の式典を挙行したることを証す

○年○月○日

日蓮宗 ○○○寺

式長 ○○○○ 花押

(10) 親族固めの盃

(二例) 両家の両親↓親族↓末席に至り↓媒酌人↓新郎新婦↓式長と注ぐ

(11) 唱題

(12) 祝 禱

爰に恭しく佛祖三宝照鑑の御前に於て、新郎○○○○、新婦○○○、婚姻の盛典を挙ぐ。

伏して祈らくは新夫妻、琴瑟和合して一家相睦み、信心不退にして諸縁吉祥ならしめ給わんことを。南無妙法蓮華經。

(13) 四 誓 (二頁) 玄題三唱

〔二七〕 病氣平癒祈願式

(1) 道場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 勸 請 (二頁)

(3) 開 經 偈 (三頁)

(4) 読 經 (三品經、略要品等適宜)

(5) 五 番 神 咒 (6) 普 賢 咒

(7) 祖訓 (二四「祈禱鈔」三三「可延定業御書」)

(8) 唱題 (9) 円頓章 (三八五頁)

(10) 祈願文

慎み敬つて上来読誦し奉る妙法蓮華經を以て助行と為し、
唱え奉る御題目を以て正行と為し、修し奉る病氣平癒祈願式一
座、此の功力に依て当年〇歳の男性(女性)〇〇〇〇、広宣流
布の為の故に当病の平癒を祈念し奉る。

仰ぎ祈らくは佛祖三宝諸天冥衆、別しては行者擁護の二聖
二天鬼子母神十羅刹女等、大慈護念誓願神咒の力能く病体に
加被し、悪魔魔民諸の障礙等、須臾に退散して速かに苦悩を
除き、医方明練にして四大の違和を調べ、薬効虚しからずし
て氣力還復すること旧の如く、若人有病得聞是經、病即消滅
不老不死と守護せしめ給え。
法華妙理積尊金言、当生信心無有虚妄、感応道交哀愍御守護。

南無妙法蓮華經。

(11) 四誓 (二一頁) 玄題三唱

(12) 七佛通戒偈 (三四頁)

〔二八〕 葬儀式

一、教師

(1) 道場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 勸請 (二頁) (4) 開經 偈 (三頁)

(5) 読経 (方便品)

(6) 咒讚・鏡鈸 (第三篇「聲明」)

(7) 献茶 (茶湯) (二八二頁)

有相の冷水は色身の渴を止め、無相の涼味は心性の煩を消す。
經に曰く、如以甘露灑、除熱得清涼。

(8) 献供 (靈膳) (二八三頁)

つうべつ 通別の菩薩も未だ円教の極味を知らず。今経寿量の筵に来て始めて種智還年の上食に遇う。経に曰く、一者法喜食、二者禅悦食。

(9) 献 菓(菓子) (二八三頁)

一味の中に於て一切の法を知り、一切の中に於て一味を知る。経に曰く、如来は是の一相一味の法を知れり。所謂、解脱相、離相、滅相、究竟涅槃常寂滅相なり。

(10) 献 水(水供) (二八三頁)

輪王頂上の一滴は四海の水を撰し、経王受持の一心に一切の佛法を領す。経に曰く、此の妙なる意根を以て上中下の法を知り、乃至一偈を聞いて無量の義に通達す。

(11) 歎 徳

遺弟は導師の傍らに坐し、頭面着地して拝聴する

(12) 弔 辞

(13) 読 経 (寿量品、神力品別付嘱等) 焼 香

(14) 唱 題 (15) 宝 塔 偈 (六頁)

(16) 回 向

仰ぎ願わくは本化別頭の三宝諸尊、大慈大悲照鑑を垂れ給え。鳩る所の功德、○○山○○寺第○世○○院○○上人に回向し以て遊戯神通を祈るものなり。願わくは上人、増円妙道位隣大覚。若親近法師、速得菩薩道、随順是師学、得見恒沙佛。南無妙法

蓮華経。

(17) 四 誓 (一一頁) 玄題三唱

(18) 遺 弟 挨 拶

(19) 三 帰 (第三篇[聲明]) (20) 奉 送 (第三篇[聲明])

二、在家

(1) 道 場 偈 (第三篇[聲明]) (2) 三 宝 礼 (第三篇[聲明])

(3) 勧 請 (二頁)

…：当山開山〇〇上人以来歴代の諸上人、別しては閻羅法皇五道の冥官冥衆等、悉皆慈悲影現道場、知見照覧御法味納受。

(4) 開經偈 (三頁) (5) 誦經 (方便品)

(6) 咒讚・鏡鉢 (第三篇「聲明」)

(7) 開棺 (二八二頁)

五蘊三毒の迷雲を払うて、五眼三智の覚月を見ん。経に曰く、開方便門、示真實相。

(8) 献茶 (茶湯) (二七五頁)

(9) 献供 (靈膳) (二七五頁)

(10) 献菓 (菓子) (二七六頁)

(11) 献水 (水供) (二七七頁)

(12) 引導文 (参考として一例を出す。他に三九六頁)

爰に恭しく佛祖三宝、殊には南無久遠実成本師釈迦牟尼佛、末法有縁の大導師、本化上行高祖南無日蓮大菩薩(大聖人)

の来臨影嚮を請い奉り、方に今この道場に棺槨を安置し、葬送の儀を修する所の一靈魂あり。此れは是れ受け難き人身を受け、値い難き妙法に値い奉る善男子(善女人)にして、閻浮第一の法華経の行者日蓮大薩埵が檀越なり。

然りと雖も五蘊仮和合の身、教主釈尊も非滅現滅の相を示し給い、天人も五衰を免れず、況や人身をや。靈也近來病魔の冒すところとなり、医薬看護その精を尽くすと雖も、

天なる哉、命なる哉、本年〇月〇日〇時〇分、〇歳を今生の一期として、薪尽きて火の消ゆるが如く逝去し了ぬ。

状を案ずるに… (故人の行状を述べる)

今、靈也が生前の行功を鑑み、その凡名〇〇を改め、新たに法号を授与して〇〇と号す。仰ぎ願わくは上来勧請の佛陀諸尊、大慈大悲の御手を垂れ、靈也をして靈山浄土へ攝取引導し給えと爾か云う。

(以上は御本尊に対する敬白言上。以下は靈位に対する教訣)

新歸寂〇〇、今、靈也が為に佛祖の要文を諷誦し、以て靈山
往詣の教訣と為さん。諦聴諦聴、善思念之。

夫れ惟うに靈也が肉団の身は此に滅すと雖も、その本体を
尋ねれば、常住不滅本佛果海中の身、妙法蓮華經の当体なり。
經に曰く、所謂諸法の如是相性体力作因縁果報本末究竟等と
云々。又曰く、如来は如実に三界の相を知見す。生死の若は

退、若は出あることなく、亦た在世及び滅度の者なし。実に非
ず、虚に非ず、如に非ず、異に非ず、三界の三界を見るが如く
ならず、是の如きの事、如来明かに見て錯謬あることなし。宗
祖大士示して曰く、今本時の娑婆世界は三災を離れ四劫を出た
る常住の浄土なり。佛すでに過去にも滅せず、未来にも生ぜ
ず、所化以て同体なり。是れ即ち己心の三千具足三種の世間
なり。又曰く、正直に方便を捨てて但法華經を信じ、南無妙法

蓮華經と唱うる人は、煩惱業苦の三道、法身般若解脱の三徳と
転じて、三觀三諦即一身に顕われ、その人の所住の処は常寂光
土なりと。

更に靈山往詣の安心を示して曰く、日蓮は日本第一の法華
經の行者なり。日蓮が弟子檀那等の中に、日蓮より後に来り
給い候わば梵天帝釈四大天王閻魔法皇の御前にても、日本第
一の法華經の行者日蓮房が弟子檀那なりと名乗って通り給うべ

し。この法華經は三途の河にては船となり、死出の山にては
大白牛車となり、冥途にては灯となり、靈山へ参る橋なり。
靈山へましまして良の廊にて尋ねさせ給え。必ず待ち奉るべ
く候と云々。

今靈也が棺槨をこの処に安置し、親戚故旧相会して葬送の
儀を修し、香を炷き、經を誦し、以て靈也を靈山に送る。靈
也、夫れ永く忘失すること勿れ。南無妙法蓮華經(三遍)

- (13) 帛ちよう 辞じ
- (14) 誦どつ 經きやう (自我偈) 燒香
- (15) 唱しやう 題だい (16) 宝ほう 塔とう 偈げ (六頁)
- (17) 回え 向こう

鳩あつむる所の功德くどく、新しん歸き寂じやく ○ ○ 靈れい位いに回え向こうし以もつて出し離り得とく脱だつを祈いのるものなり。願ねがわくは靈れい也や、今いま一いち乘じやうの妙みやう訣けつを聽ちやう受じゆし、此この宝ほう乘じやうに乗じやうじて直ただちに靈りやう山せん淨じやう土どに到いたり、親まのり佛ぶつ祖その顔げん貌みやうを拜はいして

妙みやう法ほうを聽ちやう受じゆし、四し德とく波は羅ら蜜みつ現げん在ざい前ぜんして、三さん身じん円えん滿まんの大だい果かを成じやうぜんことを。

諸しよ法ほう從じゆう本ほん來らい、常じやう自じ寂じやく滅めつ相そう、佛ぶつ子し行ぎやう道どう已い、來らい世せ得とく作さ佛ぶつ。南な無む妙みやう法ほう蓮れん華げ經きやう。

- (18) 四し 誓せい (一一頁) 玄げん題だい三さん唱ちやう
- (19) 三さん 歸き (第三篇聲明) (20) 奉ぶ 送そう (第三篇聲明)

〔二九〕 先せん師し報ほう恩おん法ほう要よう

- (1) 道どう 場じやう 偈げ (第三篇聲明) (2) 三さん 宝ほう 礼らい (第三篇聲明)
 - (3) 切きり 散さん 華げ (第三篇聲明)
 - (4) 勸かん 請じやう (二頁)
- …知ち見けん照しやう覽らん御ご法ほう味み納のう受じゆ。
- 御ご宝ほう前ぜんに於おいて營いむと、○○寺じ第だい○世せ○○上しやう人にん第だい○回かい忌き

法ほう要ようを嚴ごん修しゆし、以もつて追つい悼とう報ほう恩おんの一分いちぶんに擬ぎし奉たてまつる。願ねがわくは上しやう人にん、來らい到とう道どう場じやう法ほう味み納のう受じゆ。

- (5) 開かい 經きやう 偈げ (三頁) (6) 誦どつ 經きやう (方便品)
- (7) 咒しゆ讚さん・鏡にやう鉢はち (第三篇聲明)
- (8) 对たい 揚やう (第三篇聲明)

誠せい敬きやう (敬白の一例)

修しゆし奉たてまつる真しん淨じやう大だい法ほう要よう一いち筵えん、造ぞう立り妙みやう塔とう一いつ基き、右みぎ白びやく福ふく修しゆ善ぜんの意い趣しゆ

は、○年○月○日征当御命日、○○寺第○世○○上人第○回忌
を迎え、上人○○○○の恩徳に謝し奉る

増円妙道 位隣大覚

(9) 諷 誦 文

(10) 読 經 (寿量品、神力品別付囑等) 焼 香

(11) 祖 訓 (三三「観心本尊抄」三四「報恩抄」)

(12) 唱 題 (13) 宝 塔 偈 (六頁)

(14) 回 向

上来同門の行人と共に慎み敬って修し奉る真浄法要一筵、
鳩る所の功德を以て、○年○月○日征当御命日、第○回忌に
相値う○○寺第○世○○上人に回向し慈恩に報謝し奉る。
冀わくは上人、(回向文適宜)時に此の土に還来して広く諸
の群生を導き、別して当山に冥護を垂れ、密に檀信徒を利益
し給わんことを。

若親近法師、速得菩薩道、随順是師学、得見恒沙佛。
願以此功德、普及於一切、我等与衆生、皆共成佛道。乃至法
界平等利益。南無妙法蓮華經。

(15) 四 誓 (二頁) 玄題三唱

(16) 三 帰 (第三篇「聲明」) (17) 奉 送 (第三篇「聲明」)

〔三〇〕 追 善 法 要

(1) 道 場 偈 (第三篇「聲明」) (2) 三 宝 礼 (第三篇「聲明」)

(3) 切 散 華 (第三篇「聲明」)

(4) 勸 請 (二頁)

……知見照覧御法味納受。

御宝前に於て善根の施主○○○○志す処、○年○月○日征
当御命日、○○靈位第○回忌法要を営み、以て追善菩提に擬し
奉る。願わくは○○靈位、来到道場供養納受。

- (5) 開經偈 (三頁)
- (6) 誦經 (方便品)
- (7) 咒讚・鏡鉢 (第三篇「聲明」)
- (8) 対揚 (第三篇「聲明」)

誠敬 (敬白の一例)

修し奉る真浄法要一筵、造立妙塔一基、右白福修善の意趣は、
 ○年○月○日御命日、征当第○回忌に相値う処○○靈位
 坐宝蓮華 成等正覚

- (9) 誦經 (自我偈等) 焼香
- (10) 祖訓 (適宜)
- (11) 唱題
- (12) 宝塔偈 (六頁)
- (13) 回向

鳩る所の功德、○○靈位に回向し報地を嚴浄す。仰ぎ願わく
 は一切の三宝哀愍加持し給え。

専ら祈る所は、○○靈位、白業縁起の宝土に於て、回向供

養の法樂を受け、無始の重障を滅除し、親子諸佛を見奉ること
 を得、妙法を聴受し、正了縁の三因佛性を開發し、法身般若
 解脱の三徳を資成し、此の宝乘に乗じて普く法界に遊び、疾く
 靈山浄土に趣いて佛知見を開き、宝蓮華に坐して等正覚を成ぜ
 ん。

(以下結願文適宜。併せて別念回向・祈願・普回向を加えること)

(例二)

爰に○○靈位第○回の忌辰に丁り、恭しく一会の法要を修
 し、妙塔を高顯し、膳羞を嚴備し、以て追善の誠悃を述べ。
 願わくは此の白福修善の功德、悉く靈也が受法の身に薰習
 して無始謗法の重障を滅除し、永く三趣を離れて靈山浄土(本
 時常寂の宝土)に住し、勝妙の大果報を得て広大の佛事を為さ
 んことを。経に曰く、未來世の中に若し善男子善女人有つて
 妙法蓮華經を聞いて淨心に信敬して、疑惑を生ぜざらん者

は、三悪道に墮ちずして十方の佛前に生ぜん。所生の処には常に此の経を聞かん、若し人天の中に生るれば勝妙の樂を受け、若し佛前に在らば蓮華より化生せんと。(以下、例一に準ずる)

(14) 四 誓(二一頁) 玄題三唱

(15) 三 帰(第三篇「聲明」) (16) 奉 送(第三篇「聲明」)

【備考】(昭和二十六年発行初版所載)

以上本篇に挙げた所は、年中行事その他日常一般的に行われるものであるが、これらの外にも本宗

には古来から各種の法要式が行われていた。それはその当時でも特殊な法要として、大山巨刹においてはよく修行せられていたが、一般寺院で行われることは少なかったようである。参考のためにその名目を挙げれば、法華懺法会、法華觀心讚、五種法師解説法則、如法経供養(十種供養)、曼荼羅供養、札法華式、放生慈濟会等があり、また論義と称するものに、法華三十講、法華十講、法華八講等、その他御書や経疏の礼講法式等がある。そしてこれらは明治維新前までは相当盛んに行われていたが、その後はほとんど中絶の状態である。現在でも書物は伝わっているが、これらに精通しているよい指導者もないし、法服、式具、供具等も簡単にできないために、大部分は修行せられる機会がないのである。昭和十八年、後醍醐天皇の六百年御忌法要として、石井耀元師の立案指導によって十種供養が修行せられたが、今後は時間その他の制約もあって、これらの法式の復興は容易なことではないであろう。

次に施餓鬼会について一言すれば、本書に載せられたものは、旧来の施餓鬼本とは大いに異なっているのである。これについては種々の議論もあつたが、とにかくこのような形式に作られた。

元来、施餓鬼会は施食または冥陽会ともいわれ、唐代の不空の訳した佛説救拔焰口餓鬼陀羅尼經に依るものである。その前に実叉難陀の異訳もあるが、いずれも阿難と焰口餓鬼との因縁に本拠を有することと同じである。前に梁の武帝が水陸会というものを創めたが、実叉難陀以後は水陸会に施餓鬼の法も混合して修行されるようになった。そして宋代に至って天台の遵式が焰口經に依って施食法を述べ、多宝、妙色身、広博身、離怖畏の四如来を勧請したが、後には甘露王如来をも加えて、現在の如く五如来とし壇上に勧請するようになったのである。日本では禅家の行事に由来して、広く他の浄土、真言、天台等の各宗でも亡霊の供養のために修行されるようになった。そして本宗でも古来遵式の法に拠っているが、後に元政上人が改正し、さらにまた、それを優陀那輝師が訂正されたもので、それが現行の施餓鬼法である。すなわち壇上には五如来及び四天王の幡をかけ、必ず浄水、浄飯を器に盛り、その他種々の供物を供える。そして特に浄飯には二十五本の小幡を立てて供養するが、これは二十五有の含靈識に供えるのである。いずれにしても施食、呪水の法を以て拔苦与樂せしむるのであるから、施餓鬼咒陀羅尼を用いるべきが起原的には本当であるが、今はそれにかかわらず、法華經独自の立場から宗祖の御指南に従い「如以甘露灑」の文を以てした。

第二篇 行軌作法

日蓮宗の法要式行軌は『充治園禮誦儀記』の理念及び綱目に準拠して規定したものである。以下、必須事項について解説する。

第一章 二大得意

法要を行うにあたって、最も根本的な心構えは、精神としては「尊重」、態度としては「嚴肅」の二ヶ条である。これを「二大得意」といふ。

すなわち「尊重」とは、これから行おうとする法要そのものに対して敬虔尊重の念を懐くことであつて、「嚴肅」とは、法要の始中終を通じて威儀嚴肅であるべきことである。

もし法要に対して軽率の念を懐くならば、あらゆる妄念・邪念・厭念が湧き起こり、佛天は唾棄して随喜し給わず、その法要の尊さが失われ、無価値なものとなり、また軽忽廢散の態度を以て行う

ならば、真剣厳肅であるべき法要も、まるで猿猴が衣冠して劇を演ずるような滑稽事となってしまうであろう。

故に法要を行うにあたっては、必ず「尊重」と「厳肅」の二ヶ条を心に銘すべきである。

なお、厳肅な態度も、式作法に習熟しなければ生硬なることをまぬがれず、またややもすれば、厳肅に勤めようとしてかえって失態を演ずる場合もあるから、常に習熟して閑雅円妙の域に至るよう心掛けるべきである。そうすれば佛菩薩諸天善神は影現隨喜し給い、また列坐聽聞の人々も感歎隨喜して法悦を味わい、信仰心を深めることは疑いないところである。

第二章 七方便（事典九九〇頁参照）

「方便」とは「禮誦儀記」に「止観に二十五方便を明かすに、事に託して理観を成ぜしむ。故に今、事について理を説じ、運心観行の指南とするなり」とある。すなわち、現前の事相について深く理を觀するのであって、『禮誦儀記』には五方便が挙げられているが、他書を参考にして式具作法・坐作進退の二を加え「七方便」とした。しかし、ただ七項目を籍りて、法要式の必須事項について具体的解説

をすることにとどめたので、事に託しての理観については『禮誦儀記』を参照されたい。

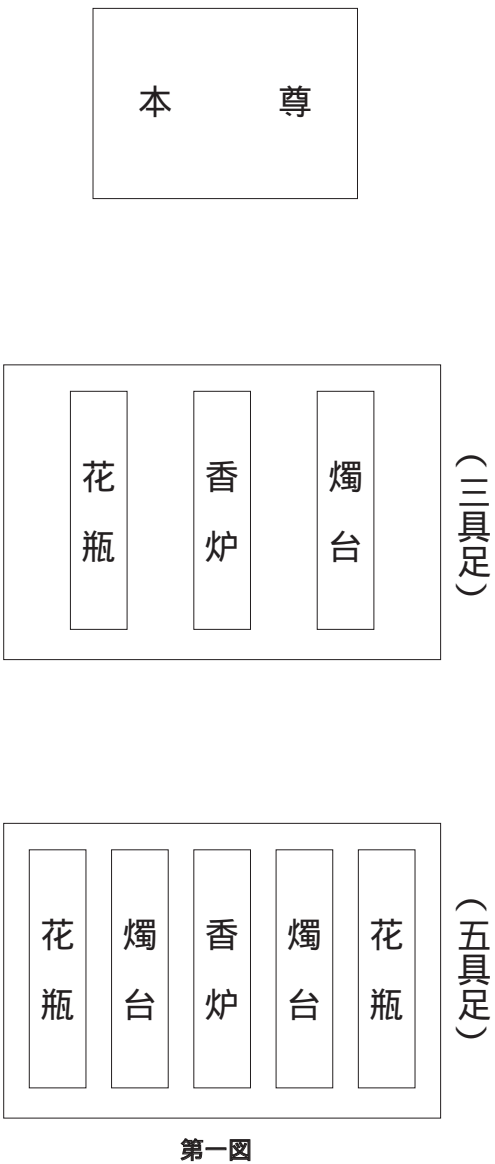
一、定立本尊

法要儀式は必ず本尊を奉掲安立し、その御宝前において行うべきであって、たとえ堂宇以外において行う場合であっても、場所を勘案して本尊を奉安すべきである。もし、やむを得ないときは、心に本尊を念じ諸尊の來臨を請うて後に行うべきである。『禮誦儀記』には「十界の大曼荼羅は觀心の本尊なり。必定して此の本尊を安立すべし」とある。定立本尊は法要を行うについての第一要件である。

二、嚴淨道場

法要を行うについて、まず第一に道場を嚴淨すべきは当然であって、『禮誦儀記』には「芥屑を掃除し、塵垢を灑淨し、光飾莊嚴し、法器を布置し、道場を清淨ならしむるなり。道場嚴淨ならざれば道心尊重なり難し。道場を嚴淨することは本地の佛土を光顯せんが爲なり」とある。今、御宝前の莊嚴、座配等について解説すれば左の如くである。

1、須弥壇上の莊嚴（事典九九六頁参照）



「須弥壇」は「須弥座」ともいひ、須弥山を象つたものであつて、本尊を奉安する壇である。これに「四方壇」「八角壇」、稀に円いものもあるが、本宗は古來概ね四方壇である。そして本宗を始め顯教諸宗では、本尊を高く仰ぎ拜するよつに奉安するのが通例である。須弥壇上の本尊の直前には「前机」、または壇を設け、「三具足」もしくは「五具足」を置く。三具足及び五具足の配置は第一圖の如くである。

2、須弥壇前の莊嚴

須弥壇の前には間隔をとつて、「大前机」を置き、机上には三具足または五具足を置く。ただし、堂の広狭、あるいは内外陣の別の有無等によつて大前機の位置は異なる。

大前机の前に「焼香机」を置き、その前には「拜敷」を敷く。

焼香机の上には、中央に香炉、その右方（時には前方）に香盒を置く。

3、経卓の配置（事典九七九頁参照）

本宗においては、本尊に向かつて、本尊より最も遠い位置に導師の「礼盤」を置き、その前に「前机」、左右に「脇机」を置く。そして前机には「経机」、左の脇机には「過去帳台」、右の脇机には「誓合」を置く。また、礼盤が低く脇机のないものもある。

礼盤の左右、本尊に向かつての席が「横の座」(副導師席)で、礼盤のすぐ前方、向かい合つてが「侍者席」である。そして横の座の前方、本尊の方へ横列に向かい合つてが「大衆席」(式衆席)で、何列もある場合には、外側より数えて、「一の側」「二の側」等という。

経卓は式衆の数により、位置及び間隔を案配する。

○二列以上の場合は、前卓より約四尺ほど離して礼拝をしやすくする。

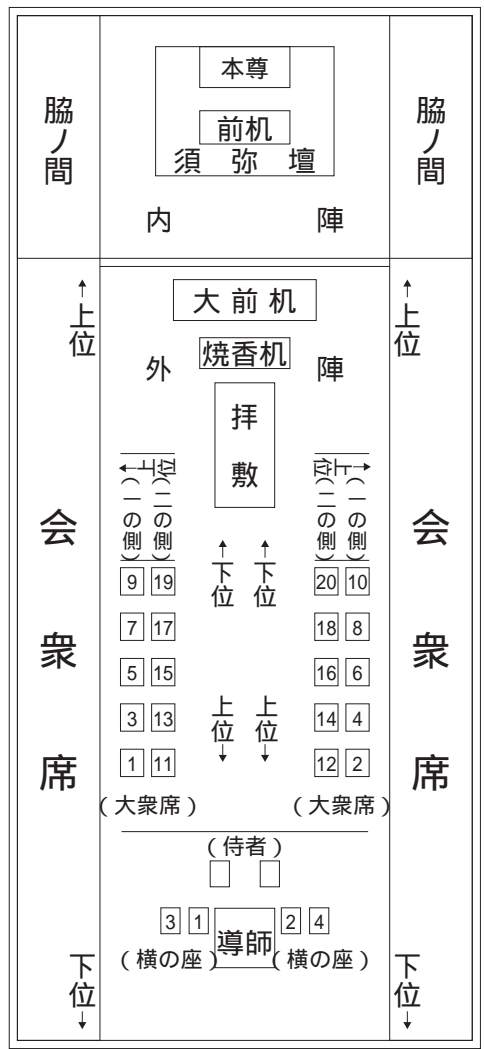
空卓を置かないようにし、また、左方に「経筐」の蓋を置く余地を設ける。

配列は整正にして曲がらないよう注意する。

庄厳し終わったならば、場の中央に立つて正不正を検する。

(注)一分は約3ミュー、一寸は約3サ、一尺は約30サ、一間は約18サ

4、座配



第二図

式場における座配を示せば第二図の通りである。

左右の位置の上下は、本尊に向かつて左が上位、右が下位である。

式衆は導師に近い座が上位で、したがって、導師の左方上位が「首座」(盤座)である。ただし、式衆が二列以上に並ぶ場合は、前列は後列より下位ではあるが、左方前列の上位(第二図11番席)を常に首座とする。

「会衆」の席はこれに対し、御宝前に近い座を上位とし、御宝前に向かつて左の上位を正座とする。僧侶の列席者を「随喜」といい、素絹ないし色衣五條着用を本義とする。

随喜席の上座に、焼香机をしたらえた「調経席」を設けることがある。

随喜席における読経等は、導師・式衆の音声を越えないよう、心得て唱和すべきである。

要は式場の状況を勘案して、会行事の裁量により全体の座配を決定することが肝要である。

殿儀には、導師・式衆ともに、畳床にあつては敷物を用いず、板敷にあつては「二畳台」または「円座」(蒲の葉、葦または藁製等)を用いるのが正式である。

会衆席も敷物を用いないのが本義であるが、強いて用いる場合は、毛氈または緞通が適当である。

三、淨身整衣

法要に臨むには、必ず身を浄め衣帯を整えねばならない。『禮誦儀記』には「身口の垢穢を洗淨し、佛祖傳信の法衣、大良福田の袈裟を著し、威儀斉整ならしむるなり。色身潔淨ならざれば心思清淨なること能わず、威儀嚴重ならざれば心思高上ならず、君子重からざれば則ち威ならずという是なり。心性を清淨ならしめ、法理を光顯し、如来の莊嚴を成就せんと欲する故に淨身整衣をなす」とある。

法衣・袈裟・附装を総称して法服(衣帯)という。

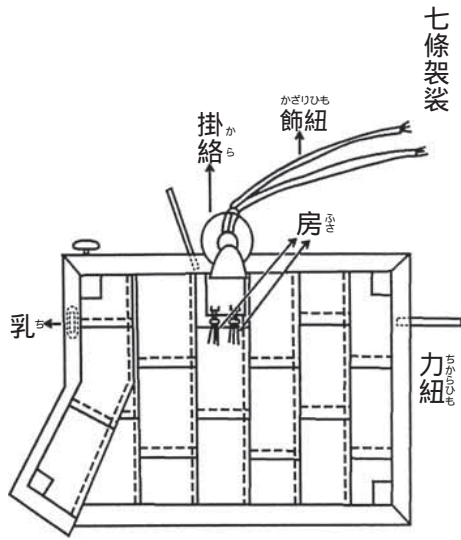
宗制の中に『法服規程』が定められており、この規程にもとづき厳正に着用しなければならない。

1、法衣(事典一〇一三頁参照)

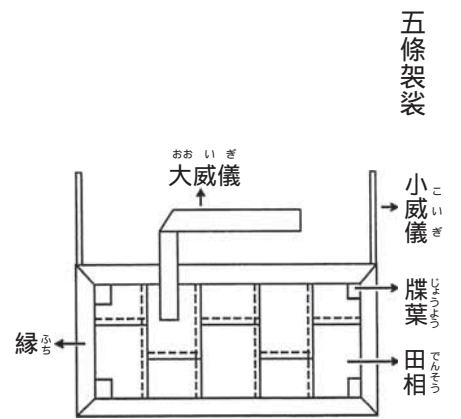
本来の語義は「如法の衣」であり、現在の通念でいう法衣とは、中国に源をもつところの、袈裟の下に着る僧服のことである。本宗で主に用いているのは、直綴・素絹・道服・布教服などである。

『法服規程』中にある袍裳は袍(褌衫)と裳(裙子)に分かれた法衣で、本宗では現在ほとんど使用されていないが、江戸時代までは、正式の法衣の第一として用いられた。

直綴は袍と裳の二つを直に綴じ合わせてつくられた法衣である。本宗では正式の法衣という意味で、



第四図



第四図

2、袈裟(事典九八一頁及び一〇〇九頁参照)
 釈尊在世当時、僧俗の服装を分けるために創制されたものである。袈裟の語義は「カシャーヤ」の音写で、濁った色という語源による。その形状から田相衣、衣材から糞掃衣・割截衣とも呼ばれる。糞掃衣とは華美な服装を戒めるため、捨てられた布地を割截し縫ぎ合わせて作られたために名づけられた。袈裟には三種類(三衣)がある。

○三衣

ア、僧伽梨 大衣(礼服)ともいい「九條」から「二十五條」までの袈裟をいう。
 イ、鬱多羅僧 中衣(常服)ともいい「七條」のことをいう(第四図)。
 ウ、安陀会 内衣、小衣(雑作衣)ともいい「五條」のことをいう(第四図)。

折五條は行動に便利なように、五條を折りたたんだもので、古くは「たたみ袈裟」とも言った。清浄衣七條は生麻の布地で作られ、僧侶の葬儀に遷化僧及び遺弟が用いる。清浄衣五條は生麻の布地で作られ、加行袈裟として加行僧が用いる。元政七條は木蘭色の七條袈裟で鈎と環のみが取りつけてあり、鈎を環につなぐのが特色である。草

本衣(または本衣)という。本衣は僧階に応じてさまざまな色が配当されているところから「色衣」ともいう。

素絹は本来、生絹・無紋・単仕立のものであったが、現在は色素絹が用いられている。(事典九八六頁参照)

素絹には長素絹(ながそけん)長絹、丈一身半)と短素絹(短絹・切素絹・等身衣)との二種類がある。なお本宗では長素絹は用いていない。

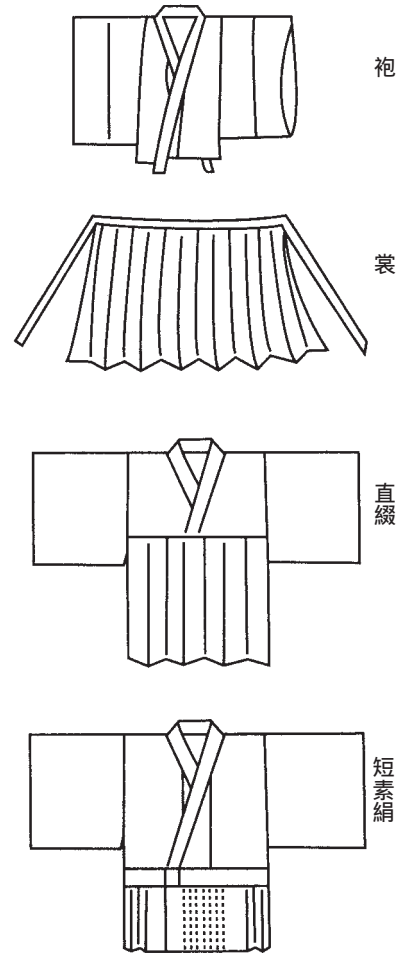
素絹には石帯を用いる。

直綴(本衣)及び素絹のいずれも、袖裏及び裾裏は同色の布地でなければならぬ。

道服は素絹の袖の部分の切りつめたり、裾子の襷を少なくしたりして、日常行動に便利なように改良したもので、常服として用いる。(事典九七四頁参照)

布教服は道服を更に改良したもので、洋服の上から着用する。

清浄衣は生麻で作られた直綴(本衣)で、主に加行僧、遷化僧及び遺弟が用いる。(事典九六六頁参照)



第三図

山元政上人が好んで着用したので名づけられた。
○七條及び大衣の披着法は、内折りにして「偏袒右肩」に着ける。偏袒右肩とは、右の肩を出して左肩に懸けることである。

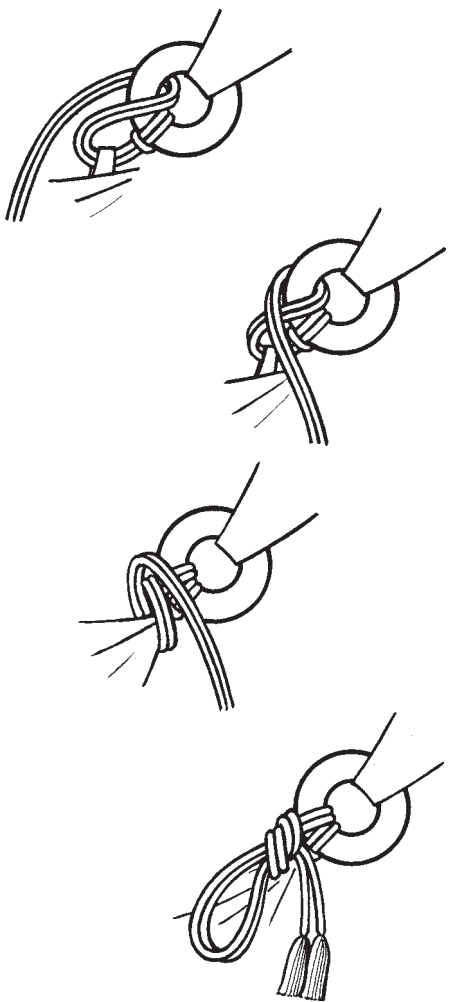
本宗の七條袈裟は左の端に一條分折り返しがあり、袖口の処に乳がついているため左腕を通して止め、左肘をほぼ直角に折りまげ、数珠を持った左拳を胸元に置く。左拳が下がると七條の縁が地を擦るようになり、威儀が整わなくなるので注意を要する。

○七條掛絡の飾紐の結び方を示せば第五図の通りである。

横被は七條袈裟を偏袒右肩に着るとき、露出した右肩を覆って前方へ長く垂れるように纏うもので、袈裟と同様に縁と牒葉をつけたものである。

○五條は本来、「大威儀」は肩に、「小威儀」は腕に懸けたものであるが、本宗では大威儀・小威儀ともに肩紐で結ぶ。また小威儀の長さは前後各一束が適当で、「この長さの処で蝶結びにする。用意の報があったならば、所定の部屋において、会行事の指示に従って衣帯を披着する。

披着する時は、長跪の姿勢をとり、心中に搭袈裟の偈「大哉解脱服 無相福田衣 被奉如戒行 広



第五図

度諸衆生」を唱えつつ頂戴すべきである。

3、附装

ア、帽子

帽子は儀式に用いる冠であるので、寒暑にかかわらず用いる。七條袈裟には燕尾帽子、五條袈裟には角帽子を用いる。ただし元政七條着用の場合には無冠を本義とする。(事典九六九頁及び九七六頁参照)

燕尾帽子は纒の形状が燕の尾に似ている所から名づけられた。帽子は前縁で額がかくれる程度にかぶるのがよい。

入寺式その他の場合に、帽子を脱いで挨拶するのを見受けるが、一連の法服、礼装であるから、式場中においては決して脱いではいならない。

イ、袴(事典一〇一〇頁参照)

袴は穿装の首が転化したもので、朝廷の儀式の装束にならって用いられるようになった。

指貫は刺貫・差貫とも書き、奴袴ともいわれる。長袴の裾に紐を刺し貫き、足首が隠れる程度に括

り上げて穿くとこの名がある。なお、地紋は浮織の八藤大紋が正式であるが、現在はその他のものも用いられている。

切袴は指貫の形の袴(襦付)で、しかも裾の丈で切ったものをいう。また取り扱いが容易で荘重さを失わない所から多く用いられている。地紋は指貫に準ずる。

略袴は切袴の形に準じて作られたもので、袴腰の飾紐などは省略し、無紋の生地をもって作られたものをいう。式衆の袴として用いられる外、道服折五條着用の場合の袴としても用いられる。

ウ、襦巻

襦巻は白羽二重大巾八尺を二つに折って四尺の重ねとし、その両端を縫って袖形の輪としたものをいう。古式では幅約四分の一ずつ両端より中心に向けて折り、更にそれを二つに折り、袈裟の上へ、輪袈裟を掛けたように前へ垂らしたものである。ただし、今はおよそ半分以下の寸法のものも法衣の上、袈裟の下に着用している。

襦巻を用いる時期は、十月の御会式から四月の開宗会までとする。沙弥は襦巻を用いてはならない。

法衣の下、白衣の上に着けるのは法服としての襦袢ではない。故に儀式に用いてはならない。また両端を縫い合わせてないもの、縮緬・絹・紗、あるいは色物も同様である。

四、式具作法

式具の取り扱いには古来、作法があり、また持ちつけないと、失態を演ずることもあるので、正しい作法を知り、日ごろより習熟することを心掛けねばならない。ここに式具六種を挙げ、その作法について解説する。

1、数珠（事典九九五頁参照）

数珠は念珠ともいい、元来、念誦の数を記する道具で、これを繰る時は意を落ち着けることができ、またこれを用いる時は一切の罪障を滅除し、更に甚深の功德があると言われている。なお、宗祖は「すず」（昭和定本九六八頁）と呼ばれていた。

数珠には百八顆でつくられた房仕立の「装束数珠」と、常時使用する菊房仕立の「勤行数珠」がある。装束数珠にはまた、本装束と半装束とがあり、水晶（無色）のみを以て仕立てた長連のものを「本装束」といい、その他の珠で仕立てた長連のものを本宗では「半装束」といつている。なお敵

儀の法要には導師は必ず本装束を用いるべきである。

○七條及び大衣着用、あるいは色衣五條着用の場合には必ず装束数珠を用い、素絹五條もしくは道服折五條着用の場合には勤行数珠を用いる。ただし、素絹五條を着用して随喜席につく場合には必ず装束数珠でなければならぬ。

装束数珠は、坐立いずれの時も、一環にして房を下にして左手に執るを法とし、特に大きいものは、拇珠を左手の示指の上に置き、房を外側にして執る。

勤行数珠は、装束数珠と同様に二環にして左手の拇指と示指との間にかける。儀式以外の時は左手首にかけてもよい。

勧請・唱題・回向・四誓（玄題三唱まで）の時に限り、環の途中に綾をつくり両手の中指の中ほどより上にかけて合掌する。数取のある方が下位、浄名珠及び四天珠（あるいは四菩薩ともいう）のある方が上位で、上位を右、下位を左にかける。

伏拝する時には、四指から拇指に移し掛けて、数珠を左掌上にのせて頂足する。

数珠を握ることは、合図して何事かを衆僧に知らしめた事に始まったものとされているので、押し

揉んで音をたててはならない。

2、扇（事典九六九頁参照）

扇は、威儀を顯わす法具である。

法式用の扇には、檜扇・中啓・雪洞の三種があり、本宗では主として中啓を用いる。

装束数珠を用いる場合には必ず中啓を用い、勤行数珠の場合には雪洞を用いる。

中啓・雪洞は慶弔を問わず、朱骨金銀紙張を用いる。

○白骨金銀紙張は朱骨金銀紙張に準じて用いる。ただし、緋金紋・緋紋白袈裟着用の場合には用いてはならない。なお、元政七條・木蘭五條着用の場合には白骨金銀紙張を用いる。

○黒骨白紙張・黒骨薄墨紙張は、僧侶および寺族の葬儀、ならびに年忌法要において、遺弟・法類・身内が用いる。

清浄衣着用の場合には、白骨白紙張を用いなければならない。

中啓（または雪洞）を執って起立した時には、右手に要の部分を持ち、末広の部分をやや下げて腰の辺に置く。合掌その他の所作の場合には必ず胸襟に挿す。

着座及び起立の場合には、要の部分で軽く地をついて所作をする。

登礼盤する場合には、右の脇机、すなわち髻台の足の間に、末広を御宝前の方へ向けて髻台と並行して置く。もし脇机のない場合には、要の部分を髻台の後ろ足に立て掛けて置く。

副導師・式衆が経席に着く時には、経篋の右に置く。

御宝前での礼拝の時には、膝前に末広を左にして置く。

天童が持つ場合には、左の指で要の部分を、右の指でその上の部分をはさみ持ち、垂直に立てる。

3、衣・袂（事典九八一頁参照）

衣袂は華籠・華笠・花皿などとも言い、法要の際の散華の華籠を盛る具である。便宜に経本・声明本・香盒等も載せることもある。衣袂という名称は、法華経化城喻品に「各以衣袂盛諸天華」とあることによっている。

○三色の飾紐は、赤を向こう正面、青を左、白を右とし（昭和定本二九一八頁参照）、両手の四指を他の二本の飾紐の間に入れて下から支え、両拇指で上から抑え持ち、両肘を軽く脇につけ、乳の高さに持つ。なお衣袂の小なるものは、両手の示・中二指の間に飾紐をはさみ、下から支え持つ。



第六図

○起立する時には、まず長跪して左手で衣械を、次に右手で中啓を執り、柄で飾紐の中ほどを左廻りに手繰り、中啓と共に衣械の縁にそえ、起立してから静かに飾紐を垂らす。

○着座する場合には、起立する時と同様に飾紐を手繰り、中啓と共に衣械の縁にそえ、長跪した後まず中啓を置き、次いで衣械を静かに置く。

○経机のある場合には、飾紐を手前にして経筐の左に置く。経机の無い場合には正面に置く。この時、飾紐の鎖の金具の音を喧しく立てぬように注意する。



第七図

○衣械を、坐具・中啓・柄香炉と共に持つ場合には、まず坐具を執り、次いで衣械、柄香炉、中啓の順に執って立つ。

○着座するには、まず衣械の飾紐をさばき、長跪して中啓を右膝斜前に縦に置き、次に柄香炉をその内側に縦にならべ、次に衣械を左膝斜前に置き、最後に坐具を展べる(第六図)。

○衣械と共に引鑿を持つ場合には、左手の薬・小二指で引鑿の柄端をにぎり垂直に立て、示・中二指で衣械を下から支え持ち拇指で上から抑える(第七図)。



第八図

4、柄香炉(事典九六八頁参照)

○柄香炉には、平柄香炉と持蓮華香炉との二種がある。平柄香炉は散華及び行道等に衣械と共に持つに適し、持蓮華香炉は説法・論義・礼拝・懺悔・誦経等に用いる。導師は拂子を執持しない場合には、柄香炉を用いるよう心がけるべきである。なお、法華懺法・礼法華等の特殊法要においては導師・式衆共に用いる。

○衣械と共に持つ場合には、炉を左にして柄を衣械の縁に載せ、両手の拇指で抑えながら持つ。

○単に柄香炉のみを持つ場合には、まず中啓



第九図

○柄香炉・衣械等を持って礼拝するには、まず長跪して中啓を右膝斜前に縦に置き、柄香炉をその内側に縦にならべ、衣械を左膝斜前に置き、坐具を展べる。次に右手で柄香炉を執って炉を左にして膝前に置き直し、焼香の後、柄香炉を執って起居礼をする。起居礼の時は、斜持の姿勢から炉を向こう正面に向けて起立して曲躬低頭する(第九図)。伏拝は柄香炉を右膝斜前に縦に置いて行なう。

○胡跪の姿勢で柄香炉を持つ場合には、右手で柄端をとり、中辺を支える左手は左膝頭の上に置く。
○昇堂・礼拝・退堂の時は必ず香を炷き、経席に着いたら経筐の右に置く。

5、拂子(事典一〇一五頁参照)

○拂子は導師の威儀を顕わす法具であつて、導師以外は持つべきではない。なお、拂子を持つ場合の袈裟は、七條及び大衣に限る。

○拂子は右手に柄端、左手に中辺を執り、胸の辺に斜持する(第十図①)。

○御宝前では、斜持の姿勢より拂子を左に構え、左手は胸辺に置き(第十図②)、まず左より右へ一振、次に右より左へ一振、更に左より右へ一振、正面に戻し左手を添えて一揖、直ちに斜持の姿勢に復するか、または焼香机上の右に置き、次の所作に移る。なお、復座の前には振ってはならない。○拂子の振り方には、別に、右一振、左一振、次に向こう正面に一振する法、あるいは田相を三回描く法がある。いずれも三振することは、空仮中三諦の円理を象徴したものとされている。

○礼盤に登った時には、拂毛を向こうに垂らして経筐の右に置く。
○焼香机が無い場合でも床には直に置くべきではない。また曲糸にあつては斜持し、合掌する場合



第十図①



第十図②

には拂毛を左上膊部外側に垂らして掛ける。

6、坐具(事典九八八頁参照)

○坐具は比丘六物の一であつて、梵語で尼師壇、漢訳して随座衣等と言っている。すなわち、本来は身衣と所座とを護るための具であるが、現在は礼拝のための式具として用いている。

○原則としては不正色の布で作るべきものであり、色、質ともに袈裟と同じ物がよい。

○色衣着用の場合は、金襴縁の坐具を用いてもよい。

○寸法は長さ曲尺三尺三寸二分、幅二尺四寸五分のものを標準とし、形状は縦六ツ折とする。

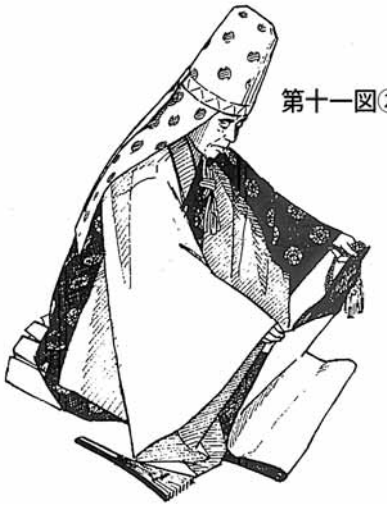
○起立の時は左腕の衣の上、袈裟の下に、内より外に向けて懸け、就席の時には二ツ折(折り目は左ないし三ツ折にし、膝の下あるいは膝の前へ横向きに置く)。

○礼拝の時は、左腕に懸けた坐具の内側(折り目でない端)を掌を返して執り面前で開き、第十一図①・②の如く三ツ折にして展べ、焼香の後礼拝する。礼拝を終えたならば、展べた坐具の向こう正面両端を中央にまとめ寄せて、左手で持ち上げ右手で折り目を正し、右手に持ち替えて、内より外に向けて左腕に懸ける。

第十一図①



第十一図②



五、供養香華

『禮誦儀記』には「諸の供養物の中に、香・花・燈明の三、最も心気を資け道念を補養するものなり。その餘、茶、果、肴膳、何にても行者の受用するもの、靈妙を選ばず、隨時供養すべし。燈明は心気を嚴肅ならしむ。戒心を資く。香は心気を澄靜ならしむ。定心を資く。花は心気を和雅ならしむ。慧心を資くべし。花は紅花茎・綠葉枝・珠果樹・松竹楓栂、何にても四季の文綵莊嚴に堪えたるもの數茎を挿み及び散布し供養すべし。香は線香、幽薫相統して最も宜しきものなり。……その餘、沈・檀・柏・栴、何にても燃焼すべし。燈明は、油燈・蠟燈、宜しきに隨うべし」とある。

1、香(事典九八五頁及び九九六頁参照)

○香は薫りを供養するものであるから、よい薫りのものを選ぶことが肝要である。

○導師の焼香は三炷とする。(二八一頁参照)

○古聖は「第一炷は天魔波旬を遠離すと念じ、第二炷は佛祖の影現を念じ、第三炷は諸天善神の擁護を念すべし」といつている。

○古来「常香盤」という香炉があり、それに用具を用いてコの字形、またはこれを二つ以上つないで

コの形に抹香を盛り、図の黒点の所より点火して右廻りに薫るようにしたものである(第十二図)。



第十二図

○香炉は元来、香を炷くためのものであるが、線香が創製されてからは線香を立てる場合の方が多くなった。しかし、蓋のある香炉の場合には、線香といえども火点を左にして横たえるべきである。なお、火点を左にする事は「発心より涅槃に至る」如く、段階的に佛の世界に近づく事をあらわしているといわれている。

○線香は香炉の中心に垂直に立てる。なお、本数については香を供養する本義に照らせば一本でよいが、二本もしくは三本等の用例もある。

○塗香は身の悪臭熱惱を除き、清浄ならしめるために用いる。

○佛像經卷等に手を触れる場合は、あらかじめ塗香で手を浄める。

○法華懺法・礼法華式等における塗香作法は、①合掌一揖して塗香器の蓋をとり、右手拇指と示指で塗香をつまみ、左掌に移す。②左掌に右掌を重ね、中の香をすり合わせるようにして三度、両手の上下を交互する。③塗香を飲みこむようなつもりで両掌を面前、口元に広げる(飲香)。④そのまま上半身から下半身へと身体に香を塗るようにして、ゆっくり両掌を下げていく。⑤再び合掌一揖して塗香器の蓋をする。

○象香炉は象の姿をかたどった香炉で、香象・象香ともいい、道場の入り口に置き、これを跨いで身を浄めるための香炉である。法華懺法・礼法華等に用いる。

2、花(事典一〇一〇頁参照)

○供花には、向上相・向中相・向下相の三法がある。「向上相」は花の表を本尊に向け、「向中相」は八方に向け、「向下相」は花の背を本尊に向ける。我が国においては、宇多天皇が勅して「向下相を用ゆべし」と仰せられたので向下相を用いる習慣になったと伝えられている。向下相は、花を供えた者、これを見る者の心を清浄ならしむる働きがある。

第十五図の如くであって、小なるほど急調小音、大なるほど緩調大音である。
○虚指とは、「カラウチ」または「ソラウチ」といい、撞座を摩するようにつにすることである。

四十下

(虚指十下)

(十)

(十)

(七)

(声尺三下)

五十四下

(十) (十)

(十)

(十)

(声尺三下)

第十五図

3、太鼓(事典一〇〇四頁参照)

○太鼓は大衆昇堂を報ずるものであって、その鼓法は第十六図の通りである。なお、大は緩に小は急なること半鐘の図と同じである。打数は適宜でよい。

(声尺三下)

第十六図

4、鑿(事典九七九頁及び九六四頁参照)

○鑿(鑿子)は「金鏡」または「打鳴」ともいう。なお、小なるを「鈴」と呼んでいる。
○法要の始終、導師の礼盤の昇降等には、三打(大大大)、五打(大大小小大)、七打(大大大大小小大)等適宜であるが、音楽法要の場合はこの限りではない。また、奉送の前に三打することは『禮誦儀記』に示す所である。

○読経の場合、経題を読み終わって文に入ったら三打(大大大)し、その時大衆は、第三打で合掌(二六五頁参照)を解いて叉手(二六六頁参照)する。経の終わりには二打(大大)し、大衆は第

一打で叉手より合掌に移り、同時に読経は緩調になる。また読経中、文段の変更する所で打つ場合は二打(大大)するとよい。ただしこの場合、大衆は叉手のままでよい。

○小さい鑿に柄をつけたのを「引鑿」と称している。大衆を導引することからこの名がある。

○引鑿は左手に柄端を執り、肘を軽く脇の下につけて垂直に持つ。

○鑿も引鑿も、これを打ち鳴らす場合は、必ず下から打ち上げるようにする。決して打ち下ろしてはならない。

5、磬(二九二頁参照)(事典九八〇頁参照)

○磬は大衆に号令し、読経等の緩急を調節する具である。

○導師が礼盤の上で自ら独唱し、あるいは句頭(出音)する前には、必ず打磬する。

○「開函三下」といって、導師は登礼盤してまず経筐の蓋をとり、次に磬を三下する。式衆はその第一下を聞いて、経筐の蓋をとり、経机の左脇へ内側を右に向けて置く。

○唱題の終わりに臨み、緩調に変る時に一下、三唱目の「蓮」でさらに一下する。

○回向の前に二下、終わって三下する。途中では打たない。ただし、回向の趣旨の変る時、例えば

「別して願くは」等の場合は一下する。

○特殊法要においては、打磬はすべて式次第中に記載する。また別席で役衆が打つ場合もある。

○磬を打つには、「バイ」の頭を上、柄を下にして打つ。不規律に多く打つことは慎むべきである。

6、木鉦・木魚(事典一〇一六頁参照)

○木鉦・木魚は、拍子を整え声を補う法具である。

○木鉦は「バイ」を拇指と示指とで持ち、他の三指を軽く添え、腰の辺に固定して、手首のみにて大小高低なく、等間隔平均に打つのがよい。ただし、祈祷・法衆等においては、おのずから差異あるものと心得ねばならない。

○読経の場合は、導師が磬一下の後、経題を読み上げ本文の初句まで句頭したら、式衆は二句目より付けて読み始め、次に木鉦を打ち始める。唱題の場合は、一唱目は導師独唱し、二唱目の「南無」より同音、蓮華経の「蓮」より木鉦を打ち始める。

○宝塔偈を誦する時には打たないのが本義である。(二七二頁参照)

○木魚は明治初年に木鉦が考案されるまで広く用いられていたもので、「日蓮宗の法要は木鉦でなけ

ればならない」というものではなく、木鉦・木魚の特質を心得て、使い分ける配慮こそ望ましい。なお、打つ際は手首を使わず、推すようにして打つ。

7、鑓 鉦(事典一〇〇九頁参照)

○本鉦は二・四四三三三・四四二二・四四一
略鉦は二・四四三三三・四四一

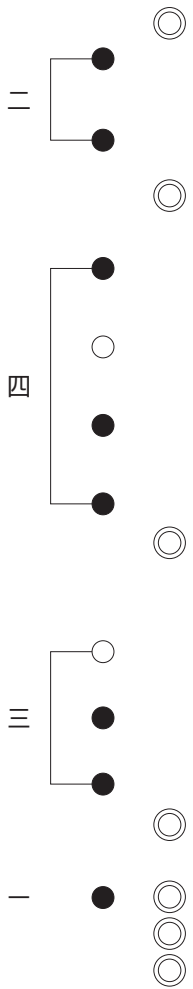
または二・四四三三三・一

さらに二・四三・一と略す場合もある。

○奏法について例示すれば第十七図の如くである。

図中、◎は鑓を打つ、●は鉦を廻して打ち合わせ、○は鉦を廻して後に手前の縁を軽く合わせるだけである。本鉦の場合も、四及び三の鉦を奏するときには同様である。

○広略適宜であるが、粗暴急調であってはならない。



第十七図

七、坐作進退

坐作進退は左進右退を原則とする。また節度を第一とし、すべて閑雅でなければならない。数人同時の行動にはすべて我意を慎み、斉一を期すべきである。

1、正坐

○畳の縁から約六寸内に隔て、両膝の間を約三寸(左右の掌を合わせて入る程度)あけ、眼を約二間半の前方に注いで坐る。



第十八図

○左手で右手の甲を覆い、数珠は左手拇示二指の間あるいは左手首にかけ、両手の拇指は互いに交差して上腿に伏せて置く。なお、扇は末広を左にして膝の前に置く(第十八図)。

○両足は右拇指の上に左拇指を重ね、上体を真直ぐにして正面を向く。ただし、長坐の場合は拇指の左右を交互にしてよろしい。

○法要に臨んでは左手に数珠をかけて合掌し、あるいは袖中で(本衣の場合)又手して鳩尾の辺に置く。

2、直立

○背すじを真直ぐに伸ばし、両膝両踵をつけ、爪先を約五寸離し、正面を向いて前方五間の

辺を注視する。

○五條を着用した場合には、左手に数珠を執り自然に下げる(第十九図)。

○七條を着用した場合には、左手に数珠を執り、その腕を水平に曲げ、第二十図の如く鳩尾の辺に置く。(一六頁参照)



第十九図

○右手に中啓を執る場合には、五條・七條いずれの時も、末広の部分をやや下げ、中啓を右腰の辺に置く。



第二十図

持たない時には両手を袖中に又手する。
○道服等を着用の際は、左手で右手の甲を覆い、拇指を互いに交叉して臍下に置く。

3、整列

○法要に臨んで、式衆は所定の部屋で衣帯を着用し、威儀を整え、集合の場所(集会所)に至り、会行事の指示に従い座次を整えて(第二十二図参照)列立し、静粛に導師の来着を待つ。
○整列はすでに法要の始まりであるということを中心に銘じ、傍観・回顧・談笑等は厳に誠むべきである。

○左右相互の間隔を整え、全列の凹凸屈曲を正し、互いに衣帯を検する。

○導師は会行事の案内で中央の上座に着く。

○会行事は差定を示し、変更等があったならばこれを宣べて一同に徹底せしめる。

○導師の左側を前部とし、右側を後部とする。

○左列末位は前進誘導者として適當の者を選ぶがよい。しかし、なるべくは別に「引者」をつける方がよろしい。

4、昇堂及び退堂

○堂外の廊下等を歩行するには、手に持物(中啓、衣被等)のない場合は、袖中に又手して鳩尾の辺に置き、左足より発して、一間を約五歩の歩幅で歩く。

○行列行進の場合には、前人より約三尺の間隔を保ち、前人の上背を注視する。

○行列行進は玄題または行道文を低唱しながら進む。高声に唱えることは慎むべきであって、他の音声が無きに聞こえる程度がよい。ただし伽陀を唱唱して進む時は別である。

○行道文を唱える場合は、たとえば「諸法徒本来」の文とすれば、「諸」で左足、「法」で右足として、一字一步の割合で歩く。

○唱題ならば、南無・妙・法・蓮・華・経と、左足より出る。

○行列行進中に参入したり、退列したりしてはならない。

○堂内に入る場合には、必ず又手より合掌に移り、左足より敷居をまたいで踏み入る。また堂内に入つては一間を六歩の歩幅で歩き、畳の縁を踏まないように注意する。

○堂外に出る場合には合掌より又手に移り、右足より踏み出す。

○「数珠繰入りの数珠繰立ち」の入退堂の法は、第二十一図の如く左列末位から前進、裏向拝の左方(御宝前に向かって右)から入室し、右方(御宝前に向かって左)から退堂する。

○御宝前の後方に通路のない場合は「数珠繰入りの数珠繰立ち」の変形として、御宝前に近い右方(向かって)から左列末位を先頭として入室、退堂は右列末位を先頭とする。ただし、堂の入り口の具合によりこの逆もある。

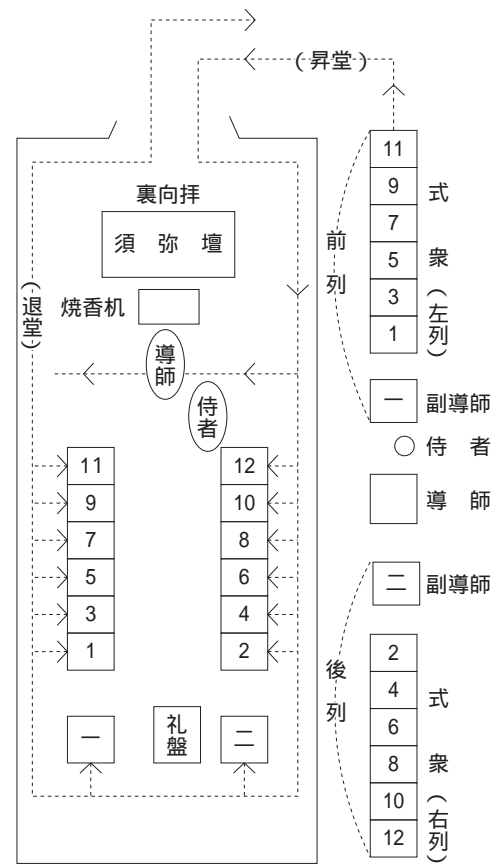
○御宝前を横切る場合は、遠近にかかわらず横進のまま一揖する。

○「下座入りの上座立ち」の入退堂法は、第二十二図の如く、下座より右、左と交互に出て一列となつて入室し、順次に礼盤の後ろで本尊に一揖の後、右側奥座、次に左側奥座と、交互次第して上座に及び、最後に導師が入室する。そして退堂は、導師に続いて順次上座から礼盤の後ろで本尊に一揖し退堂する。ただし、式衆の数が多き場合は、会行事の判断により省略することもある。

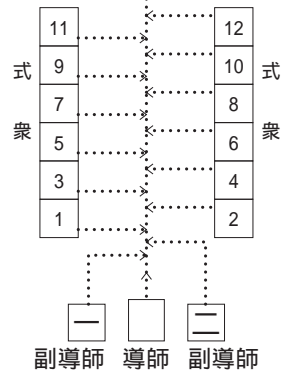
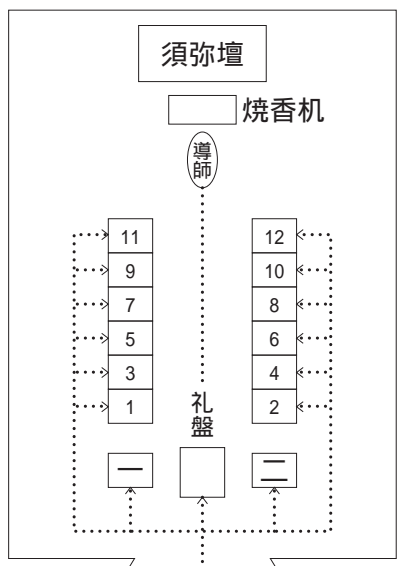
○副導師・式衆は入室し終わって各々所定の座において正面し、住立する。

○導師が御宝前に着くのを待つて、首座は引盤を一打し、一斉に着座伏拝し、長跪合掌する。

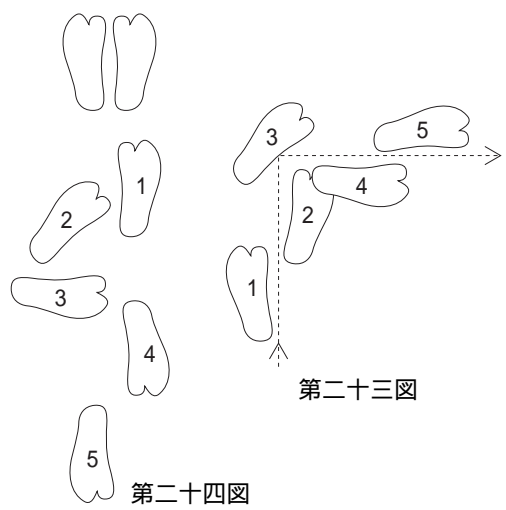
○本堂の広狭・構造等により種々の場合があるが、要は秩序整然と入退堂することが大切である。



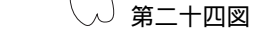
第二十一図



第二十二図



第二十三図



第二十四図

○歩行はすべて直進して曲がらぬように、また曲がる時は直角に曲がるようにする。

○直進といひ、直角に曲がるといつても、決して粗野軽率であつてはならず、殊勝優雅に振る舞わねばならない。これは実習を繰り返すことによつてのみ得られることで、いわゆる「習性」となる」という域まで至らなければならない。

○右折するには、右足の前方へ左足を斜右に向けて出し、右足より踏み出す(第二十三図)。左折はこの反対である。

○後ろへ向かう場合には、右回りに転回する(第二十四図)。ただし二人並んでの場合には、二人が向かい合いになるようにして転回する。

5、着座及び退座

○着座は右足を半歩後ろに引き、次に左足を引きつけて両足を揃え、まず右膝を地につき、次に左膝をつける。起立・着座ともに左右を同時にすることは古来より忌むところである。

○退座は一斉に伏拝、起立して玄題一唱、「妙」より同音し「經」で一揖の後、行進を開始する。

○起立するには、長跪の姿勢から左膝を立てて半歩(一足長半)前へ出し、爪先を右の膝頭に揃え、次に起ちながら右足を左足まで引きつけ、爪先を揃え踵をつけて立つ。(二六七頁参照)

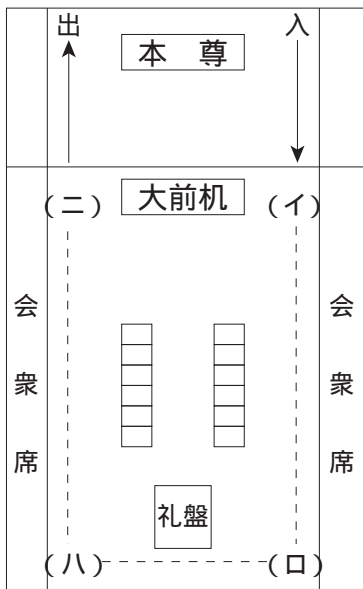
○経席では所定の姿勢を保ち、常に緊張して、袖手(腕組み)・欠伸・居眠り等の不謹慎は厳に慎まねばならない。

6、行道(事典九七九頁参照)

○行道は繞佛あるいは旋繞ともいひ、佛菩薩の徳を讃える文を唱えつつそのまわりを繞ることである。

○行道は右繞を本義とし、三匝または七匝する。三匝は三業、七匝は七覺支に由来するものと言われている。

○式場の広狭と式衆の多少により、相互の間隔を等分に保ち、途中で立ち止まることのないように注



第二十七図

○散華師は、華葩を盛った衣鉢と引鑿と平柄香炉とを持ち、先行して第二十七図の「口」の位置に至り後ろに向き直り、また灑水師は、散杖と一枝の時花とを挿した華瓶を左の掌に載せて右手を添え持ち、「イ」の位置に至り、向かい合って引鑿一打一揖する。散華師は左右中と広く高く散華し(第二十八図①)、その間に灑水師は右手に散杖を持ち、腕を伸ばして草書体の水(水)の字を空中に書き(第二十八図②)、終わって散杖を元の如く華瓶に挿し、更に引鑿一打一揖して二師「ハ」「口」の位置に移り進み、向かい合って引鑿一打一揖して前同様の作法を行ない、また更



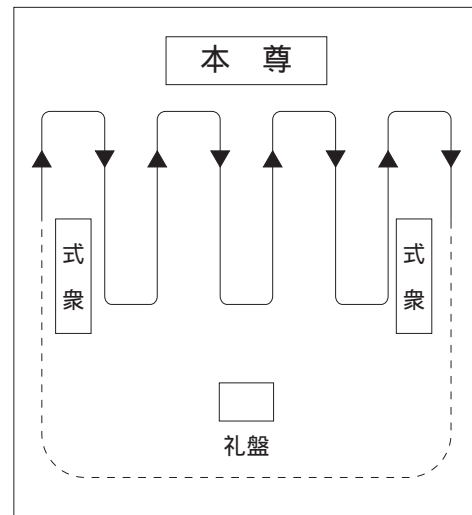
第二十六図②

○行道中に散らした華葩を踏む恐れがあるので、首題や経文等を書いたものを用いてはならない。
8、灑水散華
(事典九三頁参照)
○法要開始前、会衆着座し、導師及び式衆の入堂に先立って道場を厳浄し魔障を攘除する作法で、散華・灑水の二師(第二十六図①・②)、法要式場の四周を移行しつつ灑水散華する。



第二十六図①

所である。
○散華は楡の葉あるいは紙製の五色の蓮華を用い、稀に大法会には金銀あるいは極彩色の絵画を描いたものを用いることがある。楡を用いることは、インド無熱池の青蓮華に似ているからだと伝えられている。
○散華は主として行道中、あるいは列立で行なうものであって、華葩はなるべく多い方がよろしい。



第二十五図

意することが肝要である。数十人の場合には、常香盤式行道(櫛の歯行道ともいう)を行なうもよい(第二十五図)。
○施餓鬼の行道においては、経行に合わせた立幡・灑水・焼香を行なっているむきもあるが、行道と施餓鬼供養の作法としての立幡・灑水・焼香は意義が異なるので同時に行なうべきではない。
7、散華(事典九八九頁参照)
○散華は雨華瑞を表すばかりでなく、佛は華を以て座とする故に、佛を請じ供養する意である。散華は華台となつて諸佛影現の座席となる、況や繽紛と散ずる形容は人天の悦楽する



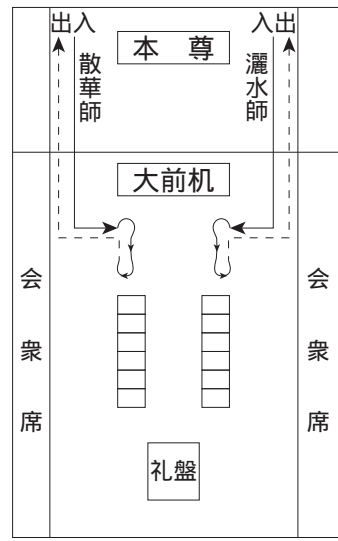
第二十八図①

に「二」「ハ」の位置に移り
進み、前同様の作法を行な
う。つまり御宝前を中心
三回同様の作法を繰り返
して退堂する。
○式場の都合により略して行
なう場合には、第二十九図
の如く御宝前に向かい、散
華師（向かって左）と灑水
師（向かって右）と並立し
て灑水散華し、終わってそ
の位置で向かい合って転回
し、御宝前を背にして経間

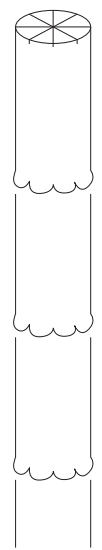


第二十八図②

に向かつて数歩進み（ある
いはそのまま）、灑水散華
して退堂する。
○散杖は、梅・桃・楊などの
若枝で、特に南方に向かっ
て伸びているものを最上と
する。作り方は、太さ直径
三分弱の枝を切り、皮をむ
いて乾燥した後、紙やすり
等できれいに磨き、一肘
（肘から中指の先までの長
さ）に切る。そして、末の
切り口に八幅輪を刻み、ま



第二十九図



第三十図

た約五分ずつ隔てて三段に八葉を刻み（第三
十図）、手元の部分約三寸ほどを白紙で巻い
て仕上げる

第三章 十正修じゅうしやうしゆ（事典九九二頁参照）

十正修とは、日蓮宗の行法を十項目に分けて説き明かしたものである。すなわち、勸請・礼拝・讚
歎・読誦・運想・唱題・回向・發願・三帰・奉送であり、法要式の根幹をなすものである。

一、勸請かんきよう（事典九七八頁参照）

三宝諸尊の来臨を請し、大慈悲の加被を祈求することを勸請という。すなわち至心至誠に三宝聖衆
の降臨照鑑を仰ぎ、遍く法雨を注いで一切を饒益し給えと言上るのである。なお勸請文の文例は第
一篇を参照のこと。

二、礼拝らいはい（事典一〇一七頁参照）

『禮誦儀記』に「禮誦は皆須らく意地精誠にして身儀、禮を設くべし」と示されているように、礼拝
は諸行のうち、自ら信を起し、他をして信を起さしむる要儀である。従ってその坐作進退には充
分習熟しなければならぬ。

1、跪坐



第三十一図

○跪坐には、胡跪・長跪・蹲踞の形がある。いずれも尊者に対して帰依尊重の心を表すものであり、また尊命あらば速やかに起たんとする相である。

○胡跪（互跪ともいう）は、左膝を立て右足は爪立て膝を地に着け、右の腿・左の膝及び臀の三処が地に着かないようにする。これを三處翹聳という。この時、左掌に右掌を重



第三十二図

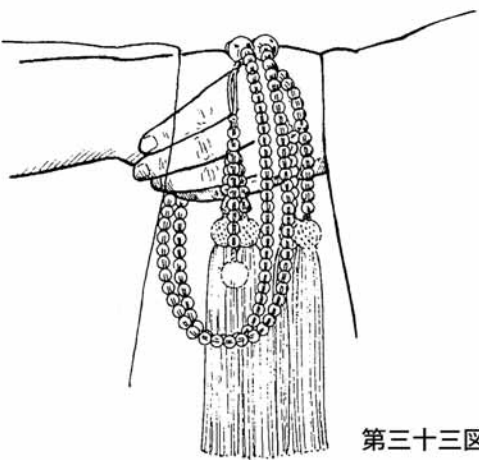
ね、拇指を交互に組み合わせさせて左膝頭の上に置く（第三十一図）。

○長跪は両膝を地につけ、両足を爪立て、踵の上に臀を載せた形（第三十二図）であつて、起源は、釈尊が尼衆に特に許されたものだという。

○蹲踞は、両膝・両踵とも地に着けない相をいう。

2、合掌（事典九七六頁参照）

○合掌は心気を合一にして、至心に佛を念じ礼拝を行ずる相である。故に傾屈崩落の形にならぬよう注意することが肝要である。



第三十三図

○左右の指掌を密着し、中指の先を咽喉の高さにし、両拇指の第二関節を軽く胸に着け、両肘は特に張らないようにする。

3、又手（事典九九三頁参照）

○又手は、右手の甲を左手で覆い、両拇指を交互に組み合わせさせて鳩尾の辺に置く（第三十三図）。

4、瞻仰

○経に「瞻仰尊顔目不暫捨」と示されているように、至敬の相である。

○御宝前においては、敬虔尊重の念をもって本尊の尊容を仰ぎ見るべきである。

5、起立

○起立は威儀整正の相である。威儀寂靜にして動揺なく、

その身、虚空の中にあつて、祥雲の興起するが如く地より涌出するが如き想いを以てすべきである。

○長跪の姿勢から起立する時は、まず合掌を解いて右手の五指を揃えて自然に脇におろし（左手は合掌の位置のまま）、同時に左膝を立てて爪先を右膝頭と揃え、次に起ちながら右足を左足まで引きつけ、合掌しながら起つ。

○胡跪の姿勢から起立する時は、すでに左膝は立ててあるので、以下の所作は長跪の場合と同じである。

○起立は特に容儀を直すことの意味もある。

6、曲躬低頭

○曲躬低頭は、敬虔尊重の念の強調である。所作は、徐ろに上体を前に曲げ（約三十度）、同時に合掌のまま、両腕をやや丸味をつけながら指頭と額と水平になる程度に伸ばし（第三十四図）、数秒にして元の姿勢に復する。

7、伏拝・頂足

○伏拝は恭敬至極の相である。



第三十四図

○直立合掌の姿勢から右足を半歩引き、次に左足を引いて右足に揃え、前にかがみながら合掌を解き、膝の辺りの衣を両手で軽く持ち、まず右膝、次に左膝をついて長跪する。
○長跪してから、徐ろに伏しながら両掌を指を曲げずに平直に開いて上に向け、両腕を両膝頭と肘とが揃う辺まで伸ばして地に着け、同時に低頭して額も地に着ける。次に両手を地より約三寸離して耳の辺まであげ、尊足を頂戴する心持ちで頂足(第三十五図)した後、長跪合掌の姿勢に



第三十五図

かえる。これは五体(二頭四肢)を地に投じて礼拝する作法であって、「投地礼」または「頭面礼」等とも称する。
○諷経席・随喜席においては、曲躬低頭の所作は行なわず伏拝頂足する。なお伏拝の余地なき場合は合掌低頭のみでよい。
○椅子席の式場においては、曲躬低頭、伏拝頂足の所作は行なわず、合掌低頭とする。
8、起居礼
○起居礼は、長跪合掌の姿勢から起立し、曲躬低頭し、着座長跪して伏拝頂足することをいい、最尊最上の礼拝である。ゆえに、導師は御宝前において、拈香の後、起居礼三返するべきである。
三、讚歎
○読経の前後には誦経唱題の功德を讚歎し、以て敬信を生ずべ



第十四図

きである。経前には普通「開経偈」が用いられるが、「誦経文」等も用いるとよい。経後には「頂経偈」「四施願文」「宝塔偈」、あるいは祖訓等を拝誦する。(第四篇「要文選集」参照)
○開経偈の「願解如来第一義」までは合掌し、「至極大乘」より四指を下に拇指を経本に添えて捧げ、頭面(経本の上面を水平に眼の高さに上げる)に頂戴する(第三十六図)。そして「値遇頂戴」の時、経本はそのままにして特に上げることなく、頭を軽く下げる。
○開経偈の訓点中「至極の大乘は」の「は」は除く。また「佛道を成ず」は「成ぜん」と訓ずる。
○開経偈以外の経前要文は、唱え終わった後に頂戴

○唱題の後の宝塔偈は「読経」としてではなく、讚歎の文として誦するのであるから、木鉦を打たないのが本義である。

四、誦誦

○『禮誦儀記』に「誦誦に且らぐ五あり。一に、上根法衆の誦誦 二に、中根助行の誦誦 三に、下根事善の誦誦 四に、自行折禱の誦誦 五に、化佗回向の誦誦なり」として、一々の定義を詳しく解説しているので参照のこと。なお、直接的注意として、五法と三意を挙げて誦する。五法とは「音聲清明(清明な音声で)、文句分明(言語爽やかに文々句々をはっきりと)、憶念通利(つかえたり間違えたりせぬように注意して)、心志高上(精神を高尙に持つて雑念を起さず)、威儀嚴重(情容を慎んで厳肅正々の態度を以てせよ)」ということであり、三意とは「一に、その身佛神の尊前にあることを念ずべし。二に、幽冥の鬼神をして歡喜敬悦せしめんことを念ずべし。三に、見聞の人をして感歎隨喜せしめんことを念ずべし」ということである。

○古来「お経は耳で読め」という戒めがある。我意を慎んで自他共に法悦を味わうことができるよう

に心掛けねばならない。

○読経の遅速緩急は、勤行・葬儀・追善法要・祈祷法衆など法要の種別によって各々異なりあることを心得て、不断の修練を積むことが肝要である。

○部経(巻経)読誦の場合、緩急を経初は一回、経終は二回に調節する。

○経本は必ず開くこと。なお、やむを得ない場合の外は、手に持って読んでほならない。

五、運想

『禮誦儀記』に「運想とは思惟観念なり。……読誦の中には、真読誦読俱に観念思惟は出来難く、唱題の中には、自在に運心思惟なし易き者なり。故に読誦の時は、ただ文字章句を違乱忘失なきように専ら文句に意を留めて誦すべし。唱題の時は観念易き代りには散乱も甚しく、退屈をも生じ易き故に、予め運想思惟をなし、読誦の意を結し、唱題中の淨心を起こし発すべし。故に、読誦の終り唱題の始めに、別して運想を用ゆべきなり……」とある。

○運想の適文としては「實際の三宝……」、また「奉唱妙法……」があるが、祖訓その他、適宜の文を用いる。(第四篇「要文選集」参照)

六、唱題(事典九六頁参照)

『禮誦儀記』には「……厭怠疲倦して唱う可らず。散乱轟動にして唱う可らず。之を苦しんで唱うるは愚なり。之を楽しんで唱うるは智なり。悦樂して唱うることは修練の志に在ることなり」とあり、また「日課の勤修には、三百反ばかりも、聲々念々、不緩不急、不散不昏にして勇猛精進の心に住して唱うべし云云。最後に十聲ばかり、別に緩聲至誠に唱えて、調を改め、音を節し、大衆をして専心繫念せしむべし」と示されているように、本化の正行であるから至心専念に多唱すべきである。

○句読は、南無・妙法・蓮華經と切るのが正しい。

○同音は必ず「南無」または「蓮」より付くこと。

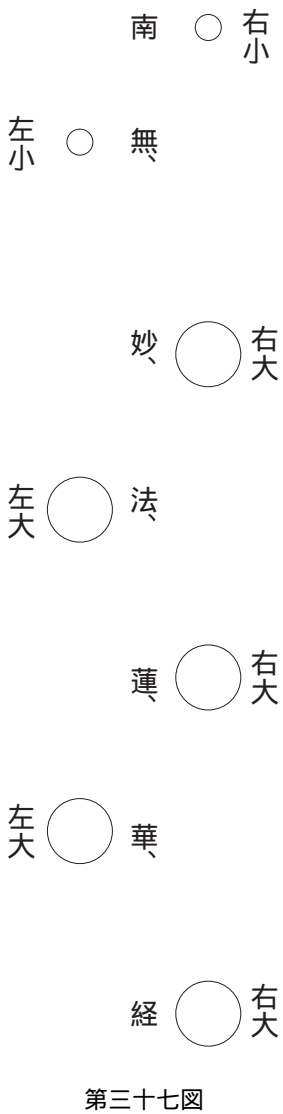
○南無は「ナム」であり、華は「ゲ」であるから「ナンミョウ」「ゲイ」と発音してはならない。

○数十遍以上の時は、必ず終わりの三遍は緩調で唱える。

○唱題の太鼓は左のように打つのが古法である。すなわち「南無」とつめて右・左と小さく打ち、

「妙・法・蓮・華・經」と一字ずつ、右・左・右・左・右と大きく打つ(第三十七図)

○また、打ち始めは三唱目の「南無」からである。(二四三頁参照)



第三十七図

七、回向(事典九六八頁参照)

『禮誦儀記』に「回向は啓白言上なる故に、読誦唱題よりも敬謹を加えて、専心至念に称挙すべし。昏昧浮虚、轟略散乱なる可らず。大法法式の時は好音朗舌、正信敬行の者を擇び唱挙せしむべし。尤も華言雅文の回向を用ゆべし。但し文の華に過たるは宜しからず。真実の文辭を貴しとなす。唐音など甚だ不可なり。大衆をして了々分明に繫念加持せしむるに、文辭言句皆念じ易からしむべし。平

日の回向は雅文にては大衆聴者には宜しけれども、唱うる者及び導師の念力寡薄になり易し。故に雅文の回向を用ゆとも、重ねて別念言上すべし。尤も俗言を用いるが念力凝り易し。ただ如何にも至心専念、真実誠厚なるを善とするなり。……」とある。

○回向とは回轉趣向の義で、自己の修めた功德を回らして諸佛諸尊ならし自他一切に向けることである。

○法要の趣旨と回向文の内容とが齟齬するやうなことがあつてはならない。

○回向文の誦唱は、読経の音調とはおのずから異なるものと心得るべきである。

八、発願(事典一〇一四頁参照)

『禮誦儀記』に、「願に通願あり、別願あり、通願は四弘誓なり。餘の別願は各々随意に立誓するなり。大乘の行人、時々念々、四弘を忘失す可らず。日々これを唱うることは、自ら誠め、及び大衆に警誠告示するにあり」とある。まさに発願は、菩薩道を行ずるための指針たるべき文言であるので、導師が至誠に発音すべきである。

○四誓(一一頁参照)の代りに四度(二〇頁参照)の文を唱えてもよろし。

○発願の後には必ず玄題を三唱し、唱え終わって鑿の初打にて経篋の蓋をする。ただし、この唱題においては「唱目・二唱目の「華」をやや短かく唱える。

九、三 帰（事典九八八頁参照）

○三帰とは、三宝帰依の誠を表すことである。

○三帰に通別があり、通は「自帰依佛」（三二七頁参照）で、別は本宗のみ用いる「本門三帰」（二二頁参照）である。

十、奉 送

法要の終わりに臨み、来臨を請い奉った三宝聖衆に対し、各々本土に還帰し給わんことを請うのである。すなわち「唯願諸聖衆」（三三〇頁参照）の文である。なお、奉送の前には『禮誦儀記』に示す如く鑿を三打する。

第四章 拈拾補遺

一、音 調

音調は、差定・威儀・鑿磬調節と共に法要の中核をなすものであるから、充分留意する事が肝要である。古語に「信は莊嚴より生ず」とあるが、むしろ「信は音声より起こる」と言えるほど、清浄に莊嚴された殿堂から流れる偕調微妙の音声は、人をしてうたた法悦歎喜の情にひたり、さながら寂光浄土にあるの想いあらしむるものである。したがってこれに反した音声を嫌うこと、古来いづれの宗でも同様であって、次の四種は最も厭うべき悪声となっている。

ア、亡国の声＝哀傷愁嘆の音

イ、人法不和の声＝調子はずれの音

ウ、短命病患の声＝細く弱々しい音

エ、天魔障礙の声＝喧騒散乱の音

○伽陀・礼拝・咒讀・散華・対揚・帰依等の各文は聲明誦唱法による。（第三篇「聲明」参照）

○奉請・発願等の各文は一定の調子によって緩唱する。

○勧請・回向・表白（帛祭・慶讀・諷誦）等の各文は高低、緩急を按配して誦唱する。

二、職 事

法要の種別によりいろいろな勤役がある。その役名及び職務について解説する。特殊の職事は差定に記載すべきものである。

1、和 尚（導師）（事典一〇〇七頁参照）

和尚は和上とも書き、また親教師ともいう。衆僧の師表たるべき学徳兼備の導師に対する尊称である。

○導師は法要一切を統率し、調声を奉行する。

○副導師（協導師ともいう）は、二人あるいは四人等適宜である。始経・讀文・対揚・回向等を勤めることもある。

○得度授戒式・入信帰正式等の導師は戒師といい、結婚式の導師は式長という。

2、阿闍梨（事典九六三頁参照）

阿闍梨は、軌範師または正行という。古くは教団における僧風の軌範となるすぐれた僧に対する尊称として用いられた。

○法要においては、首座をはじめ諸役を勤める者をいう。

○首座は法要式に精通した僧がこれを勤め、導師の意を体して、遅滞なく法要が進行するよう式衆の

坐作進退・聲明・読経等を調節する。

○役衆は、鏡・鉢・開棺・献茶・献供・献水・献菓・献香・献華・聲明の句頭等の役を勤める。その役順は下座の者が先であって、例えば三役あるとしたら、右列第二位、左列第二位、右列第一位の順に行なう。また、別座に設ける場合もある。

3、会行事（事典九六八頁参照）

○会行事は法要に関する一切の事務を統べ行なう役であって、最も重要な役割である。なお、法要の規模によっては複数の場合もある。

○法要の趣旨によって法要の種目を決定し、道場・日時・導師・式衆・衣帯・法具・供具等を選び、法要次第を定め、差定を作る。

○法要開始にあたっては、知堂（二八〇頁参照）に御宝前の莊嚴、道場の準備等をさせ、集会所に導師を案内し、式衆列座の中央下座に位置し、師衆の席次を確め、差定を述べ、もし法要次第の変更等があったならばその旨を伝え、法要進行上の周到な注意をする。

○昇堂に際しては、師衆より先に堂の入り口外側に起立して迎える。

○法要中は師衆の全体を見渡せる位置に知堂一名を従えて正坐し、法要の進行に過誤なきよう、また導師・首座等の合図を見落とさぬよう不断に注視することが肝要である。よって礼拝は法要の始めと終わりのみ、如法に行なうものとする。

○法要が終わったならば、堂の出口外側に起立して師衆を見送り、集会所に至って一同に挨拶をする。○会行事以下を統括する特別の役として「会奉行」があるが、これは古来勅会に用いられた役名であるから、現在においては、宗門法要等、特別の法会にのみ用いるべきものと心得ねばならない。

4、知堂

○知堂は承仕（知事・行事）ともいう。法要中会行事の後ろに控え、次の如くそれぞれの諸役に任ずる。○会行事の指示により、御宝前及び式場を荘厳し、半鐘・太鼓を打ち、衣鉢・鏡鉞その他の式具を賦撤し、差定を心得て過誤のないようにする。

○昇堂・退堂・行道・天童行進等の誘導をする知堂を引者（引頭）という。

5、侍者（事典九九〇頁参照）

○侍者は導師に近侍して諸用を便ずる。

○礼盤の前方左右に、向かい合って坐る。一人の場合は右に位置する。

○昇堂及び退堂の時には導師の前方左右に位置し、また御宝前では導師のやや後ろ左右に並んで坐る。

○二人の時は、なるべく身長と同じ者を選ぶがよい。

○礼拝の所作はすべて坐礼でよい。

三、導師作法

○導師は、御宝前に進んだ場合には、焼香机の前に至って半歩退き、まず拂子を振り一揖、次に長跪して坐具を展べ合掌瞻仰、右手で香盒（または名香包）を執って左掌に移し、蓋をとり香盒の下に入れ（衣鉢あるいは焼香机の上に置いても良い）、拇指と示指で（他の三指は揃えて伸ばす）香をつまみ、恭しく炷すること三度、香盒の蓋をして、最も敬謹の態度を以て起居礼をする。ただし、続いて三宝礼等を行なうことになっていれば伏拝頂足だけでよい。（二二八頁・二六九頁参照）

○登礼盤するには、まず持物は所定の位置におき、両手で衣帯をさばき、始めに左膝、次に右膝を上げて膝行する。降りる時はこの反対に右膝からである。二畳台の登降もこれに準ずる。

○礼盤あるいは二畳台の上では直立してはならない。

○礼盤から御宝前への進退は、左から出て右から復座する。

四、役衆作法

1、開棺（事典九七一頁参照）

○開棺を行なう者は、長跪合掌、伏拝の後起立して一、二歩後ろにさがり、他の式衆の後ろを通り、式衆席を過ぎて適当な所で直角に曲がって、式場の中央に進む。そして導師の正面よりやや手前で、導師に向き直って合掌一揖し、棺前に進み、焼香机の前に至って半歩退き、合掌一揖した後長跪し、焼香一炷して伏拝頂足する。次に起立して莊重に開棺の文を唱える。唱え終わったならば一揖し、転回して、元の位置で導師に一揖し自席に戻り、長跪伏拝の後着座する。（中啓の扱いについては二二二頁参照）

○開棺の文を唱える前に、中啓の要の部分で棺の蓋を軽く打つ法もある。

○御宝前、棺前等における坐作進退は以下皆同様である。

2、献茶（茶湯）

○献茶を行う者は、開棺と同様の作法で焼香机の前に至り、焼香一炷、伏拝、終わって中啓を胸襟

に挿し、棺前の茶湯器の蓋をとり天目台の右縁に裏返してのせ、天目台を両手に持って香煙にかざし、棺前に供え、起立のままで合掌し莊重に献茶の文を唱える。

3、献供（靈膳）（事典一〇一八頁参照）

○献供を行う者は、靈膳を取り降ろして正面を手前に向け、飯・汁・平・壺の順に器の蓋をとり膳の端に置き、箸を持って汁・平・壺・漬物の順に、それぞれ飯の椀に一箸ずつ移し取る型を行ない、箸を飯の中央に、正面から一本に見えるように立てる。再び膳の正面を靈前に向け香煙にかざした後に供え、起立のまま合掌して献供の文を唱える。

○葬儀以外の献供の場合は箸は立てない。

4、献水

5、献菓

○献水・献菓等は、すべて前項の作法に準ずる。

○献茶・献供・献水・献菓等については、棺前祭壇の都合で一々手に持ってその作法が出来ない場合には、法要開始前にあらかじめ蓋等は取り除いて供えておき、焼香の後、式文だけ唱えてもよい。

6、献香

○献香を行なう者は、坐具、柄香炉の順に執り(二二六頁・二三二頁参照)、焼香机の前に至り一揖、長跪して柄香炉を右膝斜前に置き、坐具をさばいて展べ、柄香炉を膝前に置き直して恭しく三炷し、持炉起居礼する。次いで坐具をたんで腕にかけ、柄香炉を執って起立し、額上に捧げて次の偈を誦唱する。

「解脱の妙香(妙香)義天に遍満す、衆生(衆生)薫りを受けて法界(法界)清浄なり」

右唱え終わって一揖して自席に還る。

7、献華

○献華を行なう者は、坐具・華葩を盛った衣械(二三三頁参照)、中啓の順に執り、焼香机の前に至り一揖、中啓で飾紐をさばいて長跪し、中啓を右膝斜前に、衣械を左膝斜前に置き、坐具をさばいて展べ、焼香一炷、合掌伏拝する。次いで坐具を腕にかけ、衣械・中啓を執り飾紐をさばいて起立し、中啓を胸襟に挿し、左右中と三回散華し終わって中啓を執り、次の偈を誦唱する。

「香風(香風)萎めるを吹いて新好(新好)の者を雨らす、法界(法界)寂靜にして唯妙色(唯妙色)のみあり」

右唱え終わって一揖して自席に還る。

○役衆が二人以上の場合には、先役の者がその作法を終わるころを見はからい次役は自席を立ち、両役同時に導師に一揖するとよろしい。

○献香・献華は、葬儀には用いない。

8、焼香(事典九九六頁参照)

○導師以外(献香師は除く)の焼香は一炷とし、その作法は前項に準ずる。

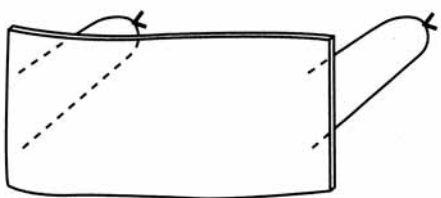
9、伝供(供遞)(事典一〇〇七頁参照)

○伝供(「てんぐ」ともいう)とは、本来は儀式中に供え物をするとき、数人の役衆(職衆)で伝達することをいう。今はその役衆を伝供と呼んでいる。

○十種供養には当然行なわれることであるが、その他の厳儀にも用いられる。

○種々の供具や供物等を、須弥壇の後ろ等に壇を設けて、順序よく配列して置く。

○伝供を「甲」「乙」の二人と仮定すれば、まず甲は供物を向こう正面(乙がそのまま御宝前に献供出来るように)に恭しく捧げ、式場の広狭等を考えて式衆席の末端近く、適当な所まで進む。乙は



第三十八図

その所まで出迎え、供物を受け取る。甲は更に次の供物を運ぶために戻る。乙は供物を捧げて式場中央まで出て(導師に一揖せず)御宝前に直面して進み、須弥壇または祭壇前に至り所定の位置(あらかじめ配列を定めておく)に供え、合掌一揖して戻る。次いで導師に一揖して以前の所に至り、甲より次の供物を受け取る。乙は最後の献供の時に、三回切火して浄め、その場で合掌伏拝して終わる。

○供饌の多い場合には、事前に大部分を供えておき、二、三の供物を前述の作法によつて式中に供えてもよい。

○献供と同じく、撤供もまた式中进行すべきであるが、荘嚴の都合等もあるので行なわない場合が多い。もし式中に撤供するならば、その内の一部を、献供の作法に準じて逆行なせばよい。

○伝供はあらかじめ塗香を以て手を浄め、口気のかからぬように覆面瓠(第三十八図)を着ける。

○役衆が二人同時に所作する場合において、壇を昇る時は、各々外側の足(すなわち左の者は左足、右の者は右足)より歩を揃えて昇り、降りる時はこの反対に各々内側の足より降りる。

五、差定及び式次第書式例示(事典九八八頁参照)

○「差定」とは、導師・式衆・役衆等まで、人を選んで役に任じ、役名・職階・人名・僧階・席次等を明記したもの(所作次第)と、法要の進行順序を記したものを(式次第・法要次第)を網羅したものである。

○「式次第」「法要次第」とは、単に法要の進行順序のみを記しただけのものである。

○所作次第を列記する場合には、大導師以下諸役に至るまで、猊下、上人等の尊称は一切つけない。

○法要の差定ないし式次第は、特殊のものを除いては、奉書または糊入等を折り目を下にして横に二ツ折し、更にそれを縦に三ツ折して、表面中央に、何々法会次第、または差定の二字を書く。

○次に開いて右上方から例示の如く記す。

平成〇年〇月〇日〇時

於〇〇寺本堂

〇〇山〇〇寺
第〇世
〇〇院〇〇上人本葬儀

式次第
先 第一鐘 〇時〇分 警装
道場 第二鐘 〇時〇分 会衆昇堂
開式 太鼓 〇時〇分 師衆昇堂
次 勸請
次 三宝礼
次 開經偈
次 歸

次 読経
次 呪讚
次 茶湯靈膳
次 歎徳
次 弔辭
次 祖訓
次 唱題
次 宝塔偈
次 回向
次 四誓
次 謝辭
次 三歸

鏡鉦 二・四四三・一

次 送
閉式
結
所作次第
大導師 本山〇〇寺貫首 〇〇〇〇(僧階)
副導師 〇〇寺住職 〇〇〇〇()
全 〇〇寺住職 〇〇〇〇()
式衆 首座 〇〇寺住職 〇〇〇〇()
全 靈膳 〇〇寺住職 〇〇〇〇()
全 茶湯 〇〇寺住職 〇〇〇〇()
全 鏡師 〇〇寺中 〇〇〇〇()
全 鉦師 〇〇寺中 〇〇〇〇()
全 鉦師 〇〇寺中 〇〇〇〇()
全 〇〇寺中 〇〇〇〇()
会行事 〇〇寺住職 〇〇〇〇()
知堂 〇〇寺住職 〇〇〇〇()
全 〇〇寺中 〇〇〇〇()
以上

※注

(イ)この例示においては、「開式」に続いて「道場偈」となっているが、会衆(参列者)が昇堂し終わつたところで「師衆昇堂」に先立って、当日の法要の意義等にもふれた開式宣言をするという方法もある。また、師衆が堂内の所定の座についたところで、参列の檀信徒も共に合掌して玄題三唱の後、礼拝する(総礼という)ことは法要に意識を集中させる意味で重要である。

(ロ)式次第に「呪讚」と書いた時には「鏡鉦」は打数も合わせて下の部分にやや小さ目の文字で書く。呪讚を省略して、鏡鉦のみを奏する場合は「次 鏡鉦」と書き、打数のみ下の部分に書く。

(ハ)「謝辞」は、前後の都合によって、「奉送」の後にしてもよい。

(ニ)弔電は閉式後に披露するのがよい。

六、整磬調節例示

※注 ○は磬 △は磬

- 一、開式
- 二、道場偈
- 三、三宝礼
- 四、切散華
- 五、導師登礼盤
 (導師御宝前より登礼盤する間に三打、五打等適宜に打磬する)
 △△△△ (導師は経筐の蓋を開き三下する。式衆はその第一下を聞いて開函する)
- 六、勸請
 △△△△
- 七、讚歎
 △△△△
- 八、読経
 ○○○○ (経初の第三打で合掌から又手にかわる)
 ○○○○ (経終の第一打で緩調にかわり、又手から合掌にかわる。更に最終の句を打つ)

の頭に第二打を入れる)

- 九、咒讀
 △△△△
- 十、読経
 ○○○○
- 十一、焼香
 △△△△
- 十二、祖訓
 △△△△
- 十三、唱題
 △△△△ (數十遍以上の時は、終わりは第一下で緩調にかわり、三唱目の「蓮」で第二下を打つ)

- 十四、宝塔偈
 △△△△
- 十五、回向
 △△△△ (趣旨の変わる時は磬二下する)
- 十六、四誓
 △△△△ (導師が句頭し、式衆は第二句より同音する。四誓の後の玄題三唱終わって、磬の初打にて一斉に経筐の蓋をする)
- 十七、導師降礼盤
 ○○○○ (導師が御宝前に進む間、適宜打磬する)
- 十八、三歸
 ○○○○
- 十九、奉送
 ○○○○
- 二十、閉式

○詳細は、整磬調節の項を参照のこと。

第三篇 聲明

法要儀式を営むに当たって、威儀を整えることが大切であることは、第二篇「行軌作法」の各説に詳しく記されている通りであるが、もう一つの不可欠の要件は、声を調えることである。声を調えるとは、すなわち聲明を唱えることである。深草の元政上人が「誦經文」の中に「法音を歌誦して、これを以て音楽とするものか」と示しておられるように、聲明とは音律を調べ、声を調べて勸請・誦經・唱題・回向・要文誦誦等、法要儀式の始中終を通じて音楽的に構成するためのものである。

聲明の唱え方とその作法

(一) 十二律と五音

声を調えるには、音の高低・長短・強弱など、いくつかの要素があるが、まず第一に、音の高低を示す基準が必要である。この基準となるのが「十二律」(音名)と「五音」(階名)で、『前漢書、唐

曆志』に「声の本は・黄鐘の律に生ず。九寸を宮となし、或は損し或は益して以て、商角徵羽を定む。九六の相生、陰陽の応也」とあり、数千年前に既に十二律、五音の算定法が出来ていたことが知られるのである。そして、我が国において、十二律のことが明確に記録にあらわれるのは、天平七年(七三五)入唐僧の吉備真備が、『楽書要録』その他種々の書物と共に、「銅律管」を招来したことに始まり、それが、その後の雅楽をはじめ日本音楽の楽理の基礎となり、聲明も、これを基として体系付けられているのである。因みに、日蓮宗聲明の源流である「天台聲明」の楽理を図表にしたものを掲げると二九九頁以降の第一表(イ)(ロ)のとおりである。

昭和十三年五月、多紀道忍師に委嘱して「宗定・日蓮宗聲明」を制定するに当たっては、図表のうち「律曲」の旋法を採用して節付けされたのである。(双調を宮音とした場合の十二律と五音の関係は左図の通り)

五音	角	商	宮	羽	徵	角
十二律	神	盤	鸞	黄	鳧	双
	下	勝	平	断	卷	上
	神					

宗定聲明制定の時、呂曲・律曲・中曲の三種旋法のうち、律曲を採用したのは、本宗の宗風に合った、明快で力強い雰囲気であらわす音階であるという理由に依る。なお、五音は各々異なった性質・特徴を備えており、宮は安定、商は浮き上る、角は張り上る、徵は床し、羽は沈む等々である。また、宮と徵には「ユリ」、商と羽には「ソル」、角は「スグム」等の特性があり、これらは、五音各音が本質的に備えているものである。そして、聲明曲は、右のような特性に基き、巧みにこれを応用して節付けされたものである。なお、宮・商・角・徵・羽の中で特に宮と徵の二音は五音中の核とも言えるべきもので、確かな音程を保つことが肝要である。さらに宗定聲明の特色として心得ておかねばならないことは、咒讀・対揚の二曲を除いては「切音」で節付けされていることである。

(二) 音譜

聲明の音譜は、「博士」または「墨譜」と呼び、礼拝・讚歎・供養等々の詞章につけられた旋律(音の高低・長短・音の動きなど)を視覚的に表わそうとするもので、奈良・平安の時代から既に用いられている。そして、この記譜法には大別して、「五音博士」と「目安博士」の二つがあり、五音博士は、第二図のように漢字の四隅と四面にマッチ棒状の記号を想定し、そのマッチ棒状の記号(頭が基点)がどの位置から、どの方向に出ているかによって音高を表わす方法で、真言諸宗派聲明の伝統的記譜法である。しかしながら、この記譜法は、音高を表わすことについては優れているが、旋律の微妙な動きや、音の連続的変転を表わすことが出来ないため、実唱上の便宜の為に「仮譜」を考案したり、「旋律型」を五音博士の脇に書き入れたりするという工夫が行なわれるようになった。

これに対して目安博士は、天台宗の聲明家として名高い良忍(一〇七三〜一一三二)が、五音博士の弱点を改良し考案した墨譜といわれており、音の動きを、より視覚的に表わしたものととして、天台宗はじめ、浄土宗、浄土真宗、臨濟・曹洞の禅宗等にも及ぶようになり、日蓮宗でもこの記譜法を用いている。

十二律音対照表

	1	2	3	4	5	6	7
中国古代の律名(音名)	こうしやう 黄鐘	たいりよ 大呂	たいざう 大簇	きやうしやう 夾鐘	ごせん 沽洗	ちやうりよ 仲呂	すいひん 蕤賓
日本所用の律名(音名)	いちこつ 壹越	たんぎん 断金	ひやうじやう 平調	しやうぜつ 勝絶	しもむ 下無	そらじやう 双調	ふしやう 鳧鐘
五音の略字	六		六			夕	
呂 曲	宮		商		角		徴 ^反
律 曲	宮		商		角		
中 曲	宮		商	商 ^嬰	角		
邦楽陽旋	宮		商	商 ^嬰	角		
邦楽陰旋	宮	商 ^反			角 ^律		
洋楽音名近似値(日本)	ニ	ニ ^嬰 ホ ^変	ホ	ヘ	ヘ ^嬰 ト ^変	ト	ト ^嬰 イ ^変
洋楽音名近似値(英・米)	D	# D E	E	F	# F G	G	# G A
A	286.5	302	322.5	339	363	382	402
B	292.7	305.6	326.2	343.1	365.7	391.5	410.1
C	293.6	311.13	339.63	349.23	369.99	392	415.3

第一表(イ)

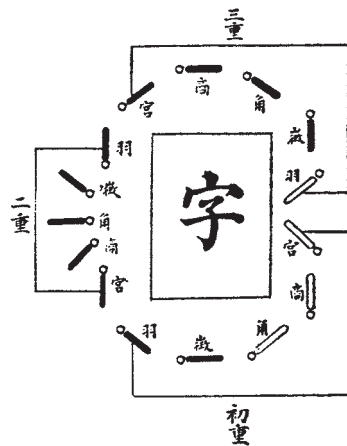
8	9	10	11	12	13
りんしやう 林鐘	いそく 夷則	なんりよ 南呂	ふえき 無射	おうしやう 応鐘	こうしやう 黄鐘
おうしき 黄鐘	らんけい 鸞鏡	ばんしき 盤渉	しんせん 神仙	かみむ 上無	いちこつ 壹越
山			ヨ		
徴		羽		宮 ^反	宮
徴			羽		宮
徴		羽	羽 ^嬰		
徴		羽 ^下	羽		宮 ^上
徴	羽 ^反		羽 ^嬰		宮 ^上
イ	イ ^嬰 ロ ^変	ロ	ハ	ハ ^嬰 ニ ^変	ニ
A	# A B	B	C	# C D	D
430	453	483	509	536	573
437	460	491.5	517.3	549.5	585.4
440	466.16	493.88	523.25	554.31	587.33

第一表(ロ)

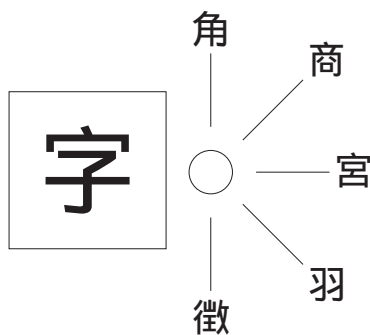
(注) A: 聲明師会所用の双調引鑿を始め雅楽・聲明依用の調子笛等
 B: 雅楽律管を基にした十二律の首又を英国人エリスが測定したもの(宮内庁楽部依用)
 C: 万国標準高度(ピアノ・オルガンなど洋楽器の調律基準音高)
 左記の数値はヘルツを表わしたものである

目安博士の特色は、線の指し示す方向が上方に向かつていけば、音は基音（宮音）よりも高くなることを示すものであり、また、下方に向かつていけば、低くなることを表わし、また、線の形状が角張って書かれていけば、音の動きも角張ったものであり、円やかに書かれていけば、音の動きもそのように表現するのである。つまり、目安博士は、線の方向が音の高低を表わし、線の形状が音の動きを表わすのである。そして、本宗聲明における目安博士の記譜法は、第三図のように、文字の中心より五方向に線を出して五音の位置を示し、第四図のように、直線、あるいは曲線などによって、音の動きを表わそうとするものである。なお、五音には、第五図に示すように、初重・二重・三重の

第二図 真言聲明の五音三重図



第三図 五音図



線の方向は音の高低を表す

三種があり、宗定聲明の墨譜において、文字の中心から横に出した線を宮音として音の高低を表わしているのは、二重の宮音を核としているからである。宗定聲明の音譜は右のようなものであるが、聲明各曲の節回しを伝承してゆくには、利点と弱点の両面がある。利点としては、音の動きを視覚的に把握することによって、余り細かな拍節にとらわれずに、大らかな表現ができることであり、弱点としては、音の長短・強弱や拍子などが墨譜では表わし難いという点である。これを補うために、「洋楽譜」や「回旋譜」を添えるという工夫がなされている。しかし、最も大切なことは、佛道修行全般に通ずることであるが、「優れた師に就いて素直に学び、正しく習得し、後進に伝えていく……」ということである。映像等の教材はあくまでも補助的なものであって、聲明習得のためには、日々の勤行作務を軸とした

僧道修行が不可欠であると、心得るべきである。

(三) 誦唱法

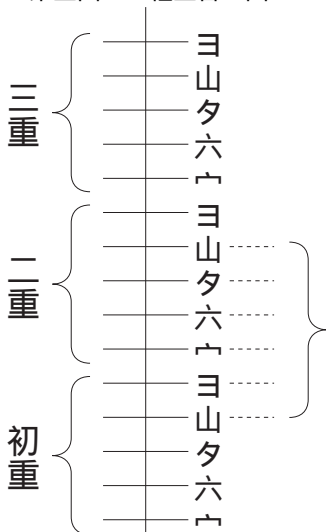
聲明は「十二律と五音」「墨譜の約束事」などを知れば、直ちに唱えることが出来るはずであるが、それほど単純なものではない。宮音を導き出すための導入部（押出し）の声のつかい方、音の長短・強弱、音から音へ移動する際の声のつかい方（塩梅など）、（ユリ・スグ）と（スグ・ユリ）の唱え方の区別等々、これらを確実に会得するには相当の修練を要するのは言うまでもないことであり、また聲明曲のほとんどが礼拝等の所作を伴うのであるから、難しさは尚更である。くれぐれも、反復練習して緩急自在の域に達するよう心掛けねばならない。

第四図



線の形は音の動きを表す

第五図 三種五音の図



そして聲明は、おおむね、一人が句頭（発音）して、他の人達が同唱（同音）するという方式で唱えるので、句頭する僧（句頭師）の調子の高さや唱える長さによって、音律正しい聲明になるか、もしくは、区々乱雑で非音楽的な雑音になってしまいかが決まるほど、句頭師の役割は重要である。句頭師はまず第一に、「双調引聲」「調子笛」等を活用して、耳と声で十二律と五音の感覚をしっかりと把握するよう、不断の努力を怠ってはならない。

また、日頃から読経・唱題を怠らず励むことが肝要である。とかく、「読経の声・唱題の声・聲明の声は、それぞれ別のものである」という觀念があつて、お経を読む時にも、聲明を唱える時にも、いわゆる「つくり声」になってしまっている例

を見受けるが、目指すべきところは読経・唱題・聲明ともに、「地声」を鍛錬して朗々とした響きと明瞭な発音（音吐適亮に文句分明なるべし云々）を会得することである。『禮誦儀記』十正修の第六「唱題」に「之を苦しんで唱うるは愚なり。之を楽しんで唱うるは智なり。悦樂して唱うるは修練の志にあることなり云々」と記されているのは、まさに、読経・唱題の深奥の境地を教示されたものであり、聲明を唱える時にも常に忘れてはならない戒めである。

聲明を唱える際に留意すべき点は、

- (一) 本宗宗定聲明出音の「宮音」は、「双調」に限定したものではなく、成人男子の平均的音域を考慮した上で、一応の基準として設定されたものであるから、法要の趣旨・式場の広狭・式衆の数の多少等々、いろいろな条件に応じて変えることができる。殊に、大法要においては、一会の法要全体の音楽的構成をつくり上げる中で、聲明出音の音位も決めるべきで、決して個々の句頭師の恣意にまかすべきではない。
- (二) 出音の際の宮音を導き出す音、いわゆる「声の出しはじめ」の部分に相当する「押出シ」(サグリともいう)については、宮音より何律低い音からとり出すかは決まっていないが、ゆったりと唱え

出す場合には、より深く、短めに唱え出す場合には、浅くとり出すのが良い。

- (三) 〽は全て低い音から直に高い音に移るが、〽は「塩梅」を伴って、なめらかに下がることに注意せねばならない。

四礼拝を伴う聲明曲の終行によく用いられている「には塩梅があり、対揚の初句にある」には塩梅が付かないことも心得ておかねばならない。

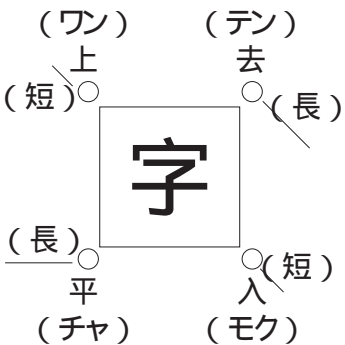
なお、墨譜を書く時、及び解説する時に、心得ておくべき事について記せば、まず、なによりも大切なことは、「線の方向」と「形」を明確に表記する事である。これは「線の方向は音の高低を表わし、線の形は音の動きを表わす」という、目安博士の最も重要な役割の基だからである。

次に、詞章の文字と文字を「―」で結んであるのは、一息で唱えることを表わし、「息継ぎ」は必ず「朱点」を打つのである。また、墨譜上に書かれている「仮名」は、その位置で拾う。つまる音の語尾を発音せずに母音を引くように指定された箇所は、そのように唱える、と心得ねばならない。これは、聲明曲の節付けが、本来は漢字音のアクセント、即ち、「四声」(平声・上声・去声・入声)に基づいてなされていたものであることに依る。平声は平らかな音(華・如・来・官)。上声は、上げて

みじかい響きを持った音(寿・品・語・管)。去声は下がる音(量・告・當・貫)。入声は、語尾の仮名がつまる音(一・説・佛・括)等々で、特に、古来から「フ・ク・ツ・チ・キに平字(声)無し」と言いならわされて、語尾に右記の音がつく字は、入声と考えるべきである。なお、四声の区分を明らかにするために、第六図のように文字の四隅に点を付したものを「四声点」と言い、各声の特徴を表現する例字として、天(テン)去声・目(モク)入声・茶(チャ)平声・碗(ワン)上声)を挙げている。右のように、聲明の骨格は四声を基にしたものであるから、墨譜上に書かれた仮名は、特に丁寧に拾って唱えるように心掛けねばならない。

このほか特に注意すべきことは、多人数になつた場合、とかく探り合つて長くなりがちなので、句頭師を基準にして唱和するよ

第六図 四声点



必ず一人と限つたものではなく、複数でも良い。但し、かなりの練習を要することは言つまでもない。以下、各曲の唱え方と、それに伴う所作について説明する。

(四) 各説

(1) 道場偈

○読み方は

我此道場如帝珠 十方三宝影現中
我身影現三宝前 頭面撮足歸命礼

○法会の最初に当たつて、諸佛諸尊をお迎えして、五体投地し掌に佛足を頂き、歸命礼拝することを述べる曲である。

○誦唱の特徴は、莊重にゆったりと唱えることである。
○所作は

大衆一同長跪合掌

△二丁 (引鑿一打の符。以下同じ)

「我此道場如帝珠」と句頭師発音

△二丁

「十方三宝」以下大衆同音。「頭面接足」まで唱えて

△二丁

「歸」の博士、宮の音から「命」まで曲躬低頭し、「礼」で伏拝に移り、終わりの徴の音にて頂足すること数秒

△二丁

大衆一斉に静かに頭を上げ、長跪合掌の姿勢に復する

○種目は「伽陀」である。伽陀とは「ガータ」の音写で、本来は韻文形式の經文乃至讃歌を指す言

葉であり、偈頌または単に偈とも訳しているが、散華、対揚等と同じように聲明曲の種目の一つであり、法要の始中終にわたって用いられる。

○他の伽陀の例を挙げれば、初伽陀(後門伽陀ともいう)は、集会所に師衆が整列したところで、伽陀師が句頭し、同音より行列発進し、唱えつつ入堂着座する時に用いるものであり、総礼伽陀は道場偈と同じく諸佛諸尊勸請の曲、祖師会・誕生会・立筆等の伽陀は各々法要の趣旨によって用いられる曲、回向伽陀・奉送は法要の終行において唱えるもの、というように組み立てるのである。そして伽陀の詞章は、法要の趣旨によって、經文もしくは新たに作偈したものを用いるのであり、節づけは、初伽陀・祖師会伽陀などの旋律を当てはめて用いることが通例となっている。考のため伽陀の文を例示すれば左の如くである。

(ア) 初伽陀(後門伽陀)

如三世諸佛 說法之儀式 我今亦如是 說無分別法

(イ) 総礼伽陀

妙法蓮華經 是大摩訶衍 衆生如教行 自然成佛道

(ウ) 祖師会伽陀

如日月光明 能除諸幽冥 斯人行世間 能滅衆生闇

(エ) 立筆伽陀

我滅度之後 若自書寫經 若使人書寫 如来即歡喜

(オ) 回向伽陀

願以此功德 普及於一切 我等與衆生 皆共成佛道

(カ) 誕生会伽陀

〔世尊〕世尊大恩 以希有事 憐愍教化 利益我等

〔宗祖〕貞心壬午 上行再誕 末法能救 高祖大士

(2) 三宝礼

一心敬礼 十方一切常住佛

一心敬礼 十方一切常住法
一心敬礼 十方一切常住僧

○佛法僧の三宝を敬い礼拝する曲である。

○三宝礼及び三帰の場合の礼拝の仕方を「起居礼」という(二六九頁)。また導師の御宝前における焼香後の礼拝も起居礼を以て正意とする。

○導師が独礼拝をする場合は、自ら句頭し、「敬礼」の間で起居礼をする。なお、その場合に予め打ち合わせをして、「礼」の博士の終わりに徴の音をつけてもよい。

○丁寧に恭しく誦唱しつつ、起居礼の所作を行う。

○所作は

長跪合掌

△二丁(道場偈より続く時は、道場偈の終わりの頭を上げる時の△にて、句頭師は直ちに三宝礼の出音をする)

「一心敬礼」と句頭師出音

△二丁

「十方一切」と大衆同音

△二丁

「常」の博士、宮から商(ウの仮名)に移ると同時に合掌を解き、右手の五指を揃えて、自然に脇に下ろし、静かに左足から起ち(約半歩前に出ることになる)、起ちながら右足を左足に引きつけて直立合掌し

「住」の博士の前半で徐ろに曲躬低頭し、再び直立合掌の姿勢にかえり

「住」の博士の後半の宮にて右足を元の位置まで退き(約半歩後ろに退くことになる)

「佛」の博士で左足を右足に引きつけ、伏拝の所作に移りつつ合掌を解き、膝の辺りの衣を両手で軽く持ち、長跪し伏拝、徴の音で頂足し

△二丁

静かに頭を上げ、句頭師は直ちに次の句頭をし、大衆は合掌の姿勢に復する

以下二拜も同様である

(3) 切散華(二五六頁参照)

欲説法華經 香華供養佛

大哉大悟大聖主 香華供養佛

願以此功德 香華供養佛

○華を撒布して道場を荘厳し、諸佛諸尊來臨の華台を設け、供養をのべる曲である。

○明るく晴れやかに誦唱する。曲想としては華やかであるから、伽陀よりも調子を上げて誦唱してもよい。

○所作は

△二丁

衣祴・中啓を執り起立(二二三頁)

「欲説法華經」と句頭し

△二丁

「香華供養佛」と同音する。「香華」で中啓を胸襟に挿し、「供」の博士、宮より商に上がる時、右手示中二指に華葩をとって額の辺に捧げ、「佛」の博士で散らす。唱え終わって鉦は四の数を奏する。以下二段も同様に列立のままである。第三段の華葩を散らしたその手で、胸襟の中啓を執る

△二丁

着座

○華葩は、最初は左、次は右、最後は中央に散らす。この場合、投げ捨てるような形は慎まねばならない。

○「散華」は本来左の如く、初中後の三段に構成されており、初段は列立散華して諸尊を勧請し、中段は行道散華して佛徳を讃歎し、後段は本座復還して回向するという形式のものであったが、現行

のように改められた。

初 段(序品)

欲説法華經 香華供養佛

中 段(開經 德行品)

大哉大悟大聖主 無垢無染無所著 天人象馬調御師 道風徳香薫一切 香華供養佛

後 段(化城喻品)

願以此功德 普及於一切 我等与衆生 皆共成佛道 香華供養佛

○「切散華」の「切」は「切りつめる」、あるいは「略す」の意である。右のように散華は本来、詞章も博士も長いものであったが、今は詞章を略して初一句のみを用い、また、博士も長い音を切りつめた(切音という)ので「切散華」(略散華)と称している。

(4) 咒讀

阿檀地 佛馱波羶祢 薩婆陀羅尼 阿婆多尼

○咒を唱えて佛徳を讃え、諸善奉行を發願し、鏡鉦を奏して讚歎供養する曲である。
○「讚」とは、佛徳を讚歎する詞章に旋律をつけたものであり、梵讚（梵語）、漢讚（漢語）、和讚等があるが、本宗では普賢咒に讚（梵讚）の旋律をつけたものを咒讀と称している。
○佛徳を高らかに讃え、誦いあげるように誦唱する。
○咒讀は「直、由」を旋律の主体として節づけられた曲であり、特に「由」は他の六曲とは違い、強く当てるように由るのである。

○「地」称「尼」の宮の終わりに「上ノ切」があり、次第に消え落ちるように唱える。また、「上ノ切」の前の「由」は他の「由」よりも長く引く。

○「地」婆「阿」の初めには「カカリ」があり、短く、やさしく唱える。

○「阿婆」の終わりの博士、即ち商・宮・商・商の間は、一つの息の中で声が止み、再び続

くように唱える。これは七曲中ただ一カ所だけであって、「切而不切」といい、洋楽譜にも示されず、所謂「口伝」であるから特に注意を要する。

○所作は

正座合掌

出鉦の場合、句頭師（讚頭）は鏡の役（上座）として御宝前を向き、鉦の役はこれと鼎坐して向かい合い、いずれも長跪合掌

△二丁

「阿檀地」と句頭し

△二丁

「佛馱」以下同音する

讚頭は、導師に背を向けているので長跪のままにて立たず、鉦の役衆は「阿婆」の終わりより鉦を執つて静かに立ち、唱え終わって鏡一打、鉦を奏する（二四四頁参照）

師衆は鏡一打を聞いて、合掌を解き又手する

居鉦の場合は、自席において「阿婆」の終わりより各々鏡鉦を執り長跪。唱え終わって鏡鉦を奏することは前と同じである

○咒讀は、古くは「阿檀地 檀陀婆地 檀陀婆帝 檀陀鳩除隸 檀陀修陀隸 修陀隸 修陀羅婆底 佛馱波羶祢 薩婆陀羅尼阿婆多尼」と唱えられていたが、現行のように改められた。

(5) 対揚

南無久遠実成一乗教主 釈迦尊 (釈迦拜)

多宝分身証誠 講演 (多宝拜)

天衆地類 倍增 威光 (善神拜)

高祖大士 示教 利喜 (高祖拜)

天下法界 平等 利益 (天下拜)

所願 成弁 上行 菩薩 (上行拜)

○対揚とは「応対称揚」の意であって、対告衆が応対して如来の徳を称揚する義に依って対揚という。即ち、佛徳を讃え、我々の修行が妨げなく成就するように願い、礼拝しつつ唱える曲である。

○対揚は、対揚師と大衆が次第を取って輪唱風に唱える「次第音」を本義とするが、時間等の都合で、対揚師が句頭して大衆が次の文から同音する「付対揚」も用いられている。

○唱え方は、伽陀等と違って押出シを余りつけず、音を明瞭に動かし、晴れやかにのびのびと誦唱することが肝要である。

○「南」の博士は宮より徴に一音越えて下がるが、円味をつけず、折り下げるように唱える。また「久」の博士も同様である。

○「多宝拜」から「天下拜」までには、「当下」がある。すなわち宮・商・角と順次に上げて唱え進み、角より商へ下りる時には徴に当てるから商へ移り、塩梅をつけて宮に戻る。音の移動に伴う装

飾技法の一つであるが、これも洋楽譜には示し得ない口伝であるから特に注意を要する。

○所作は、付対揚について述べるならば

第一句「釈迦拜」は、一同胡跪（二六四頁参照）

△二丁

「南無久遠実成」と句頭し

△二丁

「一乗教主」と同音

△二丁

「釈迦」の博士、宮より商に上がる時徐ろに起立し、「釈迦」の第二段の博士にて曲躬低頭し、終りの博士、微の音にて胡跪の姿勢に復する

次に「多宝拜」は

△二丁

「多宝」と句頭し

△二丁

「分身」と同音し

△二丁

「証誠」の博士にて起立、曲躬低頭、胡跪に復すること、前後皆同様である
最後の「上行拜」は

△二丁

「所願」と句頭し

△二丁

「成弁」と同音

△二丁

「上行」にて起立、「善」の博士にて曲躬低頭、「薩」の博士にて伏拝に移り、微の音にて頂足

△二丁

一斉に静かに頭を上げる

○対揚師は柄香炉を持ち、御宝前に出て句頭し、礼拝する。（二二六頁参照）

○構成は、諸佛諸尊を勧請する「神分」と、法会の趣旨（祈願・回向）を表白する「敬白」との、二式を合わせた一定の文である。

○対揚は本来祈願に用いるものであるが、追善法要にも多く用いられている。但し葬儀には用いてはならない。

○対揚の詞章は法要の種別に応じて作成し、必ず次第中に記載すべきものである。その一例を挙げれば、南無久遠実成 一乗教主 釈迦尊。多宝分身 証誠講演。天衆地類 倍增威光。高祖大士 示教利喜。伽藍相統 令法久住。天下法界 平等利益。所願成弁 上行菩薩。の如くである。

○付対揚の敬白文を作成するには
落慶式の場合は

誠敬

奉修真浄音楽大法要一筵、起立宝塔一基、右白福善根之意趣者、当山ここに開創第一〇年の嘉辰を迎え、〇〇造営新たになり、以て開山〇〇院〇〇上人以来歴代先師の鴻恩に謝し奉る者也。

伽藍相統 令法久住

追善法要の場合、

誠敬

奉修音楽法要一筵、起立宝塔一基（または奉修真浄大法要一筵、造立妙塔一基）、右白福善根之意趣者、正当第一〇回忌に相違う所、〇〇院〇〇信士靈位、坐宝蓮華 成等正覚

遠忌法要の場合は、

誠敬

奉修天童音楽大法要一筵、造立妙塔一基、右白福善根之意趣者、勅諡立正大師本化上行高祖日蓮大菩薩第一〇回忌（御入滅第一〇回御会式） 報地莊嚴 報恩謝徳

等とすればよい。そして「誠」の字には羽・宮、「敬」の字には宮の譜をつけ、「報地莊嚴 報恩謝徳」等には多宝拜の譜を付ける。また礼拝も時間等の都合により、最初の「釈迦」「多宝」の二拜、次に「敬白」の二拜、終わりに「天下」「上行」の二拜、以上合せて五拜等と適宜に取捨するとよい。

一切恭敬

自歸依佛	当願衆生	体解大道	発無上意
自歸依法	当願衆生	深入経蔵	智慧如海
自歸依僧	当願衆生	統理大衆	一切無礙

○佛法僧の三宝に帰依を表しつつ礼拝し、佛道精進を誓う曲である。

○恭しさの中に、流れる如く、はずみをつけて誦唱する。

○三帰も起居礼であり、また導師独礼拝のある場合には、三宝礼と同じく、「自」の博士、宮より商に移ると同時に立ち、起居礼する。なお終わりに徴の音をつけてもよい。

○各拜の「帰」及び「解」「入」「理」には「未下」があり、商の最後にわずかに塩梅をつけて宮に下

げ、直ちに次の宮の博士に移ることは、特に注意が肝要である。

○所作は

長跪合掌

△二丁

「一切恭敬 自歸依佛」と句頭し

△二丁

「当願衆生」と同音

△二丁

「体」の博士、宮より商に上がる時、徐ろに起立

「発」にて曲躬低頭

「無」にて右足を引き

「上」にて左足を引き

「意」にて伏拝、徴の音にて頂足

△二丁

一斉に頭を上げ、句頭師は直ちに次の句頭をする

第二拜の終わりは

「智慧」の二字にて曲躬低頭

「如」にて右足を引き

「海」の「カ」にて左足を引き、「イ」にて伏拝

第三拜の終わりは

「一」と「切」の「サ」にて曲躬低頭

「切」の「イ」にて右足を引き

「無」にて左足を引き

「礙」にて伏拝する

なお、図不すれば左の如くである

曲右左伏	曲右左伏
発無上意	智慧如海
一切無礙	一切無礙

唯願諸聖衆 決定証知我

各到隨所安 後復垂哀赴

○諸佛諸尊に対し、各々本土に還り給うことを請い、また、常に守護し給えと願う曲である。

○法会の終わりにあたり、気持ちを変え、莊重に誦唱する。

○「到」「所」の二字は「未下」であるから、商の最後にわずかに塩梅をつけて宮に下げ、直ちに次の字の博士に移る。

○所作は

△二丁

「唯願諸聖衆」と句頭し

△二丁

「決定証知我」以下同音

「後復垂」まで唱えて

△二丁

「哀」にて曲躬低頭

「赴」にて伏拜、微の音にて頂足

△二丁

一斉に頭を上げる

日蓮宗聲明目次

- 一、道場偈
- 一、三宝礼
- 一、切散華
- 一、咒讚
- 一、対揚
- 一、三歸
- 一、奉送

道場偈

我此道場如帝珠
 我此道場如帝珠
 十方三寶影現中
付 十方三寶影現中
シテ ホツ

我身影現三寶前
 我身影現三寶前
 頭面攝足歸命礼
 頭面攝足拜歸命礼

三寶禮
 一心敬禮十方一切常住僧
 一心敬禮十方一切常住僧
 一心敬禮十方一切常住僧

切散華

欲說法華經付香華供養佛
 大哉大悟大聖主付香華供養佛
 願以此功德付香華供養佛

咒讚

阿檀地佛馱波羶祿薩婆
 陀羅尼阿婆多尼

對揚

南無久遠實成一乘
 教主親迦尊

自^レ歸^ル依^ル佛^ニ付^テ當^ニ願^ス衆^生
一^ニ切^ク恭^ニ敬^ス

三 歸

一^ニ切^ク恭^ニ敬^ス

天^下付^テ法^界立^テ平^等利^益
所^願付^テ成^ス并^ニ立^テ上^ニ行^ク菩^薩

天^下付^テ法^界立^テ平^等利^益

天^衆地^類立^テ倍^増威^光
高^祖付^テ大^士立^テ示^教利^喜

天^衆地^類立^テ倍^増威^光

多^寶付^テ分^身立^テ証^誠講^演
坐^寶付^テ蓮^華立^テ成^等云^覺

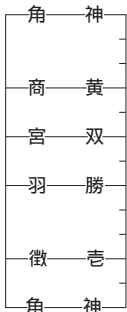
多^寶付^テ分^身立^テ証^誠講^演

宗務院制定
日蓮宗聲明品
(洋楽譜)

日蓮宗各山伝統の聲明品を繙く時、咒讃、対揚、奉送等、何れも同一墨譜に依て示されていることに驚かされる。これ完く原を一にし、正しき相伝を語るものにして、誦唱画一上、必須の要則が已に制定されているのである。なおも宗務院が企画され、爰に示す各山墨譜協定を見、更に楽譜を表し得ることは、法要式統一の上に、実に法慶の至りと云わねばならぬ。

音階は各題通じて、図に示す如く律曲五音であつて、雅楽の曲調即ち国歌「君が代」とも等しい、今は仮に双調として図表したものの、式典に応じ句頭師の意見や都合もあることなれば邦楽譜には、五音を示したのみで、調子を明記することは控えることとした。

楽譜の記録にあたり、聲明の特異性に依て、普通楽譜法の外に、下記の記譜を用いた。



1. は連結線の一層滑かに下降する技巧を示した。
2. は『キリ』と云て、次第に消え落ちる様にする。
3. は音符の時間内で、息をつく場合を示した。
4. は一つの息の中で、つまって声の連続が断たれ、声の中間が離れて止むことを意味する。
5. は切散華、対揚に用いた、前の句と同様の譜を具さに記すべきを省略したと云う符号である。
6. 連結線は、幾多の音群を円滑美麗に続けることを表わす為、上方に此の連結線を渡した。
7. 臨時記号の用法は、一般楽譜法に依らないで、連結線内の同度音に効力を有している。
8. 大譜に対する小譜は、大譜中の歴時を取るものでない。たゞ塩梅音であることを示した。以上

昭和十三年五月 多紀道忍述

各^立到^立随^立所^立安^立 唯^立願^立諸^立聖^立衆^立 奉送
後^立復^立垂^立哀^立赴^立 決^立定^立証^立知^立我^立

統^立理^立大^立衆^立 自^立歸^立依^立僧^立 付^立当^立願^立衆^立 生^立 一切^立無^立礙^立

深^立入^立經^立藏^立 自^立歸^立依^立法^立 付^立当^立願^立衆^立 生^立 体^立解^立大^立道^立 付^立衆^立上^立意^立

咒 讚

句頭

阿 — 檀 — ン — 地

(ア) — イ — — —

付

佛 — 駄 — 波 — 羶 — ン — 禰 — — —

(イ) — — — — 薩 — — ル — — 婆

(ア) — — 陀 — — 羅 (ア) — — 尼 — — 阿

(ア) — — 婆 — — (ア) — — (ア) — — —

多 — — 尼 — — — —

切 散 華

句頭

欲 — ク 説 — ツ 法 ウ 華 — 經

付

香 — 華 供 — 養 — 佛 大 — イ 哉 イ 大 イ 悟

付

大 イ 聖 — 主 香 華 供 養 佛

句頭

付

願 — 以 此 功 — 德 — 香 華 供 養 佛

三 宝 礼

句頭 (三回返唱)

— — 心 — ン 敬 ウ 礼 — イ

付

十 — 方 — 切 — イ

常 ウ 住 —

1.

(ウ) — 佛 — — —

2.3.

(ウ) — 法 ウ — — —

(ウ) — 僧 ウ — — —

道 場 偈

句頭

我 — 此 道 — 場 如 — 帝 — イ 珠

付

十 — 方 三 — ン 宝 影 現 中 — —

我 — 身 影 現 三 — ン 宝 — 前

頭 — 面 撰 足 ク 帰 — 命 礼

イ — — — —

三 帰

句頭
一切イ恭一敬自一帰依佛
付
当一ウ願衆一 生
体イ解 大イ道 発ツ無上意

句頭
自一 帰 依 法 ウ
当一ウ願衆一 生 深ン入 経蔵
智 慧 如 海 イ

句頭
自一 帰 依 僧 ウ
付
当一ウ願衆一 生 統ウ理 大イ衆
一 切 イ 無 礙

対 揚 その三

平 ウ 等 (オ)

(オ) ウ 【利益】

所 願ン 成一ウ弁ン

上 ウ 行 菩 薩

対 揚 その二

句頭
オ ウ 【講演】

天ノ衆 地類イ

倍 イ 増 (オ)

(オ) ウ 【威光】

高 祖 大イ士

示 教 (オ)

(オ) ウ 【利喜】

天ン 下 法ウ界イ

対 揚 その一

句頭
南 無 久 遠ン

實 成 一 ウ

チ 乗 ウ 教 ウ 主

釋 迦 (ア)

ア 【尊】

多 實一ウ 分ン身ン

證 ウ 誠 (オ)

奉送



付
決一ツ定証 知一我
各ク到隨(ウ)イ
所安ン後一復垂イ
哀イ赴一

第四篇 要文選集

御書要文

一、諫曉八幡抄〔佛法西漸〕

天竺国をば月氏国と申す、佛の出現し給うべき名なり。扶桑国をば日本国と申す、あに聖人出で給わざらん。月は西より東に向えり。月氏の佛法の東へ流るべき相なり。日は東より出づ。日本の佛法の月氏へかえるべき瑞相なり。月は光あきらかならず。在世は但八年なり。日は光明月に勝れり。五百歳の長き闇を照すべき瑞相なり。佛は法華經謗法の者を治し給わず、在世には無きゆえに。未法には一乘の強敵充滿すべし、不輕菩薩の利益これなり。各々我が弟子等はげませ給え、はげませ給え。

二、木絵二像開眼之事〔生身佛体〕

佛に三十二相有り、皆色法なり。最下の千輻輪より終わり無見頂相に至るまでの三十一相は可見有対色なれば、書きつべし、作りつべし。梵音声の一相は不可見無対色なれば、書くべからず、作るべからず。佛滅後は木画の二像あり。これ三十一相にして梵音声欠けたり。故に佛に非ず。また心法欠けたり。生身の佛と木画の二像を対するに天地雲泥なり。何ぞ涅槃の後分には、生身の佛と滅後の木画の二像と功德斉等なりというや。また大瓔珞經には、木画の二像は生身の佛には劣れりと説けり。木画の二像の佛の前に經を置けば三十二相具足するなり。但し、心なければ三十二相を具すれども必ず佛にあらず。人天も三十二相あるがゆえに。

佛の御意あらわれて法華の文字となれり。文字変じてまた佛の御意となる。されば法華經をよませ給わん人は文字と思しめす事なかれ。すなわち佛の御意なり。

法華經を心法とさだめて三十一相の木絵の像に印すれば、木絵二像の全体生身の佛なり。草木成佛といえるはこれなり。

三、主師親御書〔主師親三徳〕

釈迦佛は我等が為には主なり、師なり、親なり。一人してすくい護ると説き給えり。阿弥陀佛は我等が為には主ならず、親ならず、師ならず。然れば天台大師これを釈して曰く、西方は佛別にして縁異なり。佛別なるが故に隱頭の義成せず、縁異なるが故に子父の義成せず。また、この經の首末に全くこの旨なし、眼を閉じて穿鑿せよと。実なるかな、釈迦佛は中天竺の淨飯大王の太子として、十九の御年家を出給いて、檀特山と申す山に籠らせ給い、高峯に登りては妻木をとり、深谷に下りては水を選び、難行苦行して御年三十と申せしに佛にならせ給いて、一代聖教を説き給いに、うわべには華嚴・阿含・方等・般若等の種々の經々を説かせ給えども、内心には法華經を説かばやおぼしめされしかども、衆生の機根まちまちにして一種ならざる間、佛の御心をば説き給わで、人の心に隨ひ万の經を説き給えり。此の如く四十二年が程は心苦しく思しめしかども、今、法華經に至つて我が願既に満足しぬ。我が如くに衆生を佛になさんと説き給えり。久遠より已來、あるいは鹿となり、あるいは熊となり、ある時は鬼神の爲に食われ給えり。此の如き功德をば法華經を信じたらん衆生は是真佛子とて、これ実の我が子なり、この功德をこの人に与えんと説き給えり。これ程に思しめしたる親の釈迦佛をばないがしろに思いなして、唯以一大事と説き給える法華經を信ぜざらん人は、いかでか佛

になるべきや。能く能く心を留めて案すべし。

四、当体義鈔〔出世本懐〕

釈尊五百塵点劫の当初、この妙法の当体蓮華を証得して、世々番々に成道を唱え、能証所証の本理を顕わし給えり。今日また、中天竺摩訶陀国に出世してこの蓮華を顕わさんと欲すに、機なく時なし。故に一の法蓮華において三の草華を分別し、三乗の権法を施し擬宜誘引せしこと四十余年なり。この間は衆生の根性万差なれば、種々の草華を施し設けて、ついに妙法蓮華を施し給わす。故に無量義經に云く、「我先道場菩提樹下」乃至「四十余年未顕真実」と。法華經に至つて四味三教の方便の権教、小乗種々の草華を捨てて、唯一の妙法蓮華を説き、三の草華を開して一の妙法蓮華を顕わす時、四味三教の権人に初住の蓮華を授けしより、始めて開近顕遠の蓮華に至つて、二住・三住、乃至十住・等覺・妙覺の極果の蓮華を得るなり。

五、祈禱鈔〔非滅現滅〕

佛の御年満八十と申せし二月十五日の寅卯の時、東天竺舍衛國俱尸那城跋提河の辺にして佛御入滅なるべき由の御音、上は有頂、横には三千大千界までひびきたりしこそ、目もくれ心もきえはてぬれ。

(四五)

五天竺・十六の大国・五百の中国・十千の小国・無量の粟散国等の衆生、一人も衣食を調えず、上下をきらわず、牛馬・狼狗・鷓鴣・鬚龜等の五十二類の類の数、大地微塵をもつくしぬべし。況や五十二類をや。この類皆、華香・衣食をそなえて最後の供養とあてがいき。一切衆生の宝の橋おれんとす。一切衆生の眼ぬげなんとす。一切衆生の父母・主君・師匠死なんとす。なんと申すこえひびきしかば、身の毛のいよ立つのみならず涙を流す。なんだ(涙)をながすのみならず、頭をたたき胸をおさえ、音も惜まず叫びしかば、血の涙血のおせ俱尸那城に大雨よりもしげくふり、大河よりも多く流れたりき。これ偏に法華經にして佛になりしかば、佛の恩の報じがたき故なり。

六、波木井殿御書〔末法唱導〕

日蓮は日本国、人王八十五代後堀河院の御宇。貞応元年壬午、安房の国長狭郡東条郷の生れなり。佛の滅後二千七百七十一年に当たるなり。八十六代四條院の天福元年癸巳、十二歳にして清澄寺に登り、道善御房の坊に居て学文す。時に延応元年己亥、十八歳にして出家し、その後十五年が間、一代聖教総じて内典・外典に亘りて残りなく見定め、生年三十二歳にして建長五年癸丑三月二十八日、念佛は無間の業なりと見出だしけるこそ時の不祥なれ。如何せん、この法門を申さば誰か用うべき。かえつ

て怨をなすべし。人を恐れて申さずんば、佛法の怨となりて大阿鼻地獄に墮つべし。經文には、末法に法華經を弘むる行者あらば、上行菩薩の示現なりと思うべし。言わざる者は佛法の怨なりと佛説き給えり。經文に任せていうならば、日本国は皆一同に日蓮が敵と成るべし。釈迦佛は娑婆に八千度生まれ給いに、尸毘王とありし時は鳩の命にかわり、薩埵王子とありし時は飢えたる虎に身を与え、雪山童子たりし時は半偈の為に身を投げ、堅誓師子とありし時は獵師に殺され、千頭の鹿王と成りては我が身を獵師に射させて妊胎の鹿を助け、三千大千世界に我が身命を捨て置き給わさる処なし。この功德は皆、一切衆生の中には法華經を信する人々に与えんと誓い給いき。我不愛身命の法門なれば、命を捨ててこの法華經を弘めて日本国の衆生を成佛せしめん。わずかの小島の主君に恐れてこれをいわずんば、地獄に墮ちて閻魔の責めをば如何せん。

七、種種御振舞御書〔先陣魁首〕

各々我が弟子と名のらん人々は、一人も臆し思わさるべからず。親を思い、妻子を思い、所領をかえりみることなけれ。無量劫よりこのかた、親子のため、所領のために、命すてたる事は大地微塵よりも多し。法華經のゆえにはいまだ一度もすてず。法華經をばそこばく行ぜしかども、かかる事出来せ

(一九二五)

しかば退転してやみにき。たとえ湯をわかして水に入れ、火を切るに遂げざるが如し。各々思い切り給え。この身を法華經にかうるは、石に金をかえ、糞に米をかうるなり。佛滅後二千二百二十余年が間、迦葉・阿難等、馬鳴・龍樹等、南岳・天台等、妙楽・伝教等だにもいまだ弘め給わぬ法華經の肝心、諸佛の眼目たる妙法蓮華經の五字、末法の始めに一閻浮提に弘まらせ給うべき瑞相に日蓮さきがけしたり。和党ども二陣三陣つづきて、迦葉・阿難にも勝れ、天台・伝教にもこえよかし。わずかの小島の主等がおどさんをおじては、閻魔王の責めをばいかんがすべき。佛の御使いと名のりながら臆せんは、無下の人々なりと申しふくめぬ。

八、諸法実相鈔〔男女地涌〕

いかにも今度信心をいたして、法華經の行者にて通り、日蓮が一門となり通し給うべし。日蓮と同意ならば地涌の菩薩たらんか。地涌の菩薩に定まりなば、釈尊久遠の弟子たる事あに疑わんや。經に云く「我從久遠來、教化是等衆」とはこれなり。末法にして妙法蓮華經の五字を弘めん者は男女はきらうべからず。みな地涌の菩薩の出現にあらずんば唱えがたき題目なり。日蓮一人はじめは南無妙法蓮華經と唱えしが、二人三人百人と次第に唱え伝うるなり。未来もまた然るべし。これあに地涌の義

(九六二)

にあらずや。刺さえ広宣流布の時日本一同に南無妙法蓮華經と唱えん事は、大地を的とするなるべし。ともかくも法華經に名をたて身をまかせ給うべし。 (七二六)

九、清澄寺大衆中「立教開宗」

建長五年四月二十八日、安房の国東條の郷、清澄寺道善の房持佛堂の南面にして、浄円房と申す者、並びに少々の大衆にこれを申しはじめて、その後二十余年が間退転なく申す。あるいは所を追い出され、あるいは流罪等、昔は聞く不輕菩薩の杖木等を。今は見る日蓮が刀劍に当たたる事を。 (一一三四)

一〇、船守彌三郎許御書「伊東法難」

日蓮去る五月十二日流罪の時、その津に着きて候いしに、いまだ名をも聞きおよびまいらせず候ところに、船よりあがり苦しみ候いきところに、ねんごろにあたらせ給い候いし事はいかなる宿習なるらん。過去に法華經の行者にてわたらせ給えるが、今末法に船守の彌三郎と生れかわりて日蓮をあわれみ給うか。たとい男はさもあるべきに、女房の身として食をあたえ、洗足手水その外、さも事ねんごろなる事、日蓮は知らず、不思議とも申すばかりなし。ことに三十日あまりありて内心に法華經を信じ、日蓮を供養し給う事、いかなる事のよしなるや。かかる地頭・万民、日蓮をにくみねたむ事鎌

倉よりもすぎたり。見る者は目をひき、聞く人は怨む。ことに五月のころなれば米もとぼしかるらんに、日蓮を内々にてはぐくみ給いしことは、日蓮が父母の伊豆の伊東川奈というところに生れかわり給うか。法華經の第四に云く「及清信士女、供養法師」と云々。法華經を行ぜん者をば、諸天善神等、あるいは男となり、あるいは女となり、形をかえ、様々に供養して助くべしという經文なり。彌三郎殿夫婦の士女と生れて、日蓮法師を供養する事疑いなし。 (二二九)

一一、下山御消息「松葉谷法難」

先ず大地震について、去ぬる正嘉元年に書を一卷注したりしを、故最明寺の入道殿に奉る。御尋ねもなく御用いもなかりしかば、国主の御用いなき法師なれば、あやまちたりとも科あらじとや思いけん、念佛者並びに檀那等、また、さるべき人々も同意したるとぞ聞えし。夜中に日蓮が小庵に数千人押し寄せて殺害せんとせしかども、いかんがしたりけん、その夜の害もまぬかれぬ。然れども心を合わせたる事なれば、寄せたる者も科なくて、大事の政道を破る。日蓮が生きたる、不思議なりとて伊豆の国へ流しぬ。されば人のあまりににくきには、我が滅ぶべき科をかえりみざるか。御式目をも破らるるか。御起請文を見るに、梵・釈・四天・天照太神・正八幡等を書きのせ奉る。余、存外の法

門を申さば、子細を弁えられずば、日本国の御帰依の僧等に召し合わせられて、それになお事ゆかずば、漢土月氏までも尋ねらるべし。それに叶わずば、子細ありなるとて、且く待たるべし。子細も弁えぬ人々が、身の滅ぶべきを指しおきて、大事の起請を破らること心得られず。自讃には似たれども本文に任せて申す。余は日本国の人々には、上は天子より下は万民に至るまで三の故あり。一には父母なり、二には師匠なり、三には主君の御使いなり。經に云く、則如来使と。また云く、眼目なりと。また云く、日月なりと。章安大師の云く、彼が為に悪を除くは、則ちこれ彼が親なり等云々。而るに謗法一闡提の国敵の法師ばらが謗言を用いて、その義を弁えず、左右なく大事たる政道を曲げらるるは、わざと禍いを招かるるか。はかなしはかなし。 (一三三〇)

一二、四條金吾殿御消息「龍口法難」

さてもさても、去る十二日の難のとき、貴辺龍口までつれさせ給い、しかのみならず、腹を切らんと仰せられし事こそ、不思議とも申すばかりなけれ。日蓮、過去に妻子・所領・眷属等の故に身命を捨てし所、いくそばくかありけん。あるいは山にすて、海にすて、あるいは河、あるいは磯等、路のほとりか。然れども法華經のゆえ、題目の難にあざれば、捨てし身も蒙る難等も成佛のためならず。

成佛のためならざれば、捨てし海河も佛土にもあざるか。今度法華經の行者として流罪・死罪に及ぶ。流罪は伊東、死罪は龍口。相州の龍口こそ日蓮が命を捨てたる処なれ。佛土に劣るべしや。その故は、すでに法華經の故なるが故なり。經に云く「十方佛土中、唯一乘法」と。この意なるべきか。この經文に一乘法と説き給うは法華經の事なり。十方佛土の中には法華經より外は全くなきなり。除佛方便説と見えたり。もし然らば、日蓮が難にあう所ごとに佛土なるべきか。娑婆世界の中には日本国、日本国の中には相模の国、相模の国の中には片瀬、片瀬の中には龍口に、日蓮が命をとどめおく事は、法華經の御故なれば寂光土ともいうべきか。 (五〇四)

一三、南條兵衛七郎殿御書「小松原法難」

今年も十一月十一日、安房の国東條の松原と申す大路にして、申酉の時、数百人の念佛等に待ちかけられ候て、日蓮は唯一人、十人ばかり、ものの要にあう者はわずかに三、四人なり。射る矢は降る雨のごとし。打つ太刀はいなづまのごとし。弟子一人は当座に打ちとられ、二人は大事のてにて候。自身もきられ、打たれ、結句にて候いし程に、いかが候いけん、打ちもたされて今まで生きてはべり。いよいよ法華經こそ信心まさり候え。第四の巻に云く「而もこの經は如来の現在すら猶怨嫉多し、況

んや滅度の後をや」。第五の巻に云く「一切世間、怨多くして信じ難し」等云々。日本国に法華經読み学する人これ多し。人の妻をねらい、盗み等にて打はらるる人は多けれども、法華經の故にあやまたるる人は一人もなし。されば日本国の持經者はいまだこの經文にはあわせ給わず。唯日蓮一人こそ読みはべれ。我不愛身命、但惜無上道これなり。されば日蓮は日本第一の法華經の行者なり。 (三二六)

一四、報恩抄「慈悲広大」

日蓮が慈悲広大ならば、南無妙法蓮華經は万年の外未来までもながるべし。日本国の一切衆生の盲目をひらける功德あり。無間地獄の道をふさぎぬ。この功德は伝教・天台にも超え、龍樹・迦葉にもすぐれたり。極楽百年の修行は穢土の一日の功に及ばず。正像二千年の弘通は末法の一時に劣るか。これはひとえに日蓮が智のかしこきにはあらず。時の然らしむるのみ。春は花さき、秋は葉なる、夏はあたたかに、冬はつめたし。時の然らしむるにあらずや。 (二二四)

一五、乙御前御消息「滅後崇重」

抑も法華經をよくよく信じたらん男女をば、肩にない、背に負うべきよし、經文に見えて候上、鳩摩羅三藏と申せし人をば、木像の釈迦負わせ給いて候いしぞかし。日蓮が頭には大覺世尊かわらせ給いぬ。昔と今と一同なり。各々は日蓮が檀那なり。いかでか佛にならせ給わざるべき。いかなる男をせさせ給うとも、法華經のかたきならば随い給うべからず。いよいよ強盛の御志あるべし。水は水より出でたれども水よりもすさまじ。青き事は藍より出でたれども、重ぬれば藍よりも色まさる。同じ法華經にてはおわずれども、志を重ぬれば他人よりも色まさり、利生もあるべきなり。木は火に焼かるれども梅檀の木は焼けず。火は水に消さるれども佛の涅槃の火は消えず。華は風に散れども淨居の華は萎まず。水は大旱魃に失すれども黄河に入りぬれば失せず。檀弥羅王と申せし惡王は、月氏の僧の頸を切りしに、科なかりしかども、師子尊者の頸を切りし時、刀と手と共に一時に落ちにき。弗沙密多羅王は鶏頭摩寺を焼きし時、十二神の棒に頭わられにき。今日本国の人々は法華經のかたきとなりて、身を亡ぼし国を亡ぼしぬるなり。こう申せば、日蓮が自讚なりと心得ぬ人は申すなり。さにはあらず。これをいわずば法華經の行者にはあらず。また、いう事の後都合えこそ人も信ずれ。こうただ書き置きなばこそ、未來の人は智ありけりとは識り候わんずれ。また身輕法重、死身弘法とのべて候えば、身は輕ければ人は打ちわり惡むとも、法は重ければ必ず弘まるべし。法華經弘まるならば、死かばね還つて重くなるべし。かばね重くなるならば、このかばねは利生あるべし。利生ある

ならば、今の八幡大菩薩と齋祀わるるやうにいわうべし。その時は日蓮を供養せる男女は、武内・若宮などのやうに崇めらるべしとおぼしめせ。 (一〇九九)

一六、如説修行鈔「諸乘帰」

天下万民諸乗一佛乘となつて妙法独り繁昌せん時、万民一同に南無妙法蓮華經と唱え奉らば、吹く風枝をならさず、雨壤を碎かず、代は義農の世となりて、今生には不祥の災難を払い、長生の術を得、人法ともに不老不死の理顯われん時を各々御覽ぜよ。現世安穩の証文、疑い有るべからざるものなり。 (七三三)

一七、聖恩問答鈔「得道最要」

所謂、諸佛の誠諦得道の最要は只これ妙法蓮華經の五字なり。檀王の宝位を退き、龍女が蛇身を改めしも、只この五字の致す所なり。夫れ以れば、今の經は受持の多少をば一偈一句と宣べ、修行の時刻をば一念隨喜と定めたり。凡そ八万法藏の広きも、一部八卷の多きも、只これ五字を説かんためなり。靈山の雲の上、鷲峯の霞の中に、釈尊要を結び地涌付屬を得ることありしも、法体は何事ぞ、只この要法にあり。天台・妙楽の六千張の疏、玉を連ぬるも、道遠・行滿の數軸の積、金を並ぶるも、

しかしながらこの義趣を出でず。誠に生死を恐れ涅槃を欣い、信心を運び渴仰を致さば、遷滅無常は昨日の夢、菩提の覺悟は今日のうつつなるべし。ただ南無妙法蓮華經とだにも唱え奉らば、滅せぬ罪やあるべき、来らぬ福やあるべき。眞実なり。甚深なり。これを信受すべし。 (三八六)

一八、一生成佛鈔「一生成佛」

衆生の心けがるれば土もけがれ、心清ければ土も清しとて、淨土といひ穢土といふも、土に二つの隔てなし。ただ我等が心の善惡によると見えたり。衆生というも佛というもまた此の如し。迷う時は衆生と名づけ、悟る時をば佛と名づけたり。譬えば、閻鏡も磨きぬれば玉と見ゆるが如し。ただ今も、一念無明の迷心は磨かざる鏡なり。これを磨かば必ず法性眞如の明鏡と成るべし。深く信心を發して、日夜朝暮にまた懈らず磨くべし。いか様にしてか磨くべき。ただ南無妙法蓮華經と唱えたまつるを、これを磨くといふなり。 (四三三)

一九、如来滅後五百歲始觀心本尊抄「天晴地明」

天晴れぬれば地明らかなり。法華を識る者は世法を得べきか。一念三千を識らざる者には佛大慈悲を起こし、五字の内にこの珠をつつみ、末代幼稚の頸に懸けさしめたもう。四大菩薩のこの人を守護

し給わんこと、大周公の成王を授け扶し、四陪が惠帝に侍奉せしに異ならざるものなり。(七一〇)

二〇、開目抄「内典孝經」

儒家の孝養は今生にかぎる。未来の父母を扶けざれば、外家の聖賢は有名無実なり。外道は過未を知れども、父母を扶くる道なし。佛道こそ父母の後世を扶ければ、聖賢の名はあるべけれ。しかれども、法華經已前等の大小乗の經宗は自身の得道なおかない難し。いかに況んや父母をや。ただ文のみあて義なし。今、法華經の時こそ女人成佛の時、悲母の成佛も顯われ、達多の悪人成佛の時、慈父の成佛も顯わるれ。この經は内典の孝經なり。(五九〇)

二一、玉蘭盆御書「皆成佛道」

悪の中の大悪は、我が身にその苦を受くるのみならず、子と孫と末へ、七代までもかかり候いけるなり。善の中の大善もまたまたかくの如し。目連尊者が法華經を信じまいらせし大善は、我が身佛になるのみならず、父母佛になり給う。上七代、下七代、上無量生、下無量生の父母等存外に佛となり給う。乃至、子息・夫妻・所従・檀那・無量の衆生、三惡道を離るるのみならず、皆、初住・妙覺の佛となりぬ。故に法華經の第三に云く、願くばこの功德を以て普ねく一切に及ぼし、我等と衆生と、

皆共に佛道を成せんと云々。

(一七七五)

二二、四條金吾殿御書「餓鬼供養」

また施餓鬼の事仰せ候。法華經第三に云く「如從飢國來、忽遇大王膳」云々。この文は中根の四大声聞、醍醐の珍膳を音にも聞かざりしが、今經に來つて始めて醍醐の味を飽くまでになめて、昔飢えたる心を忽にやめし事を説き給う文なり。もし而らば、餓鬼供養の時はこの文を誦して、南無妙法蓮華經と唱えてどぶらい給うべく候。(四九三)

二三、重須殿女房御返事「己心十界」

正月の一日は日のはじめ、月の始め、年のはじめ、春の始め。これをもてなす人は月の西より東をさして満つがごとく、日の東より西へわたりてあきらかなるがごとく、徳もまさり人にも愛せられ候なり。抑も地獄と佛とはいずれの所に候ぞとたずね候えば、あるいは地の下と申す經もあり、あるいは西方等と申す經も候。しかれども委細にたずね候えば、我等が五尺の身の内に候とみえて候。さもやおぼえ候事は、我等が心の内に父をあなずり、母をおろかにする人は、地獄その人の心の内に候。譬えば蓮のたねの中に花と菓とのみゆるがごとし。佛と申す事も我等の心の内におわします。譬えば

石の中に火あり、珠の中に財のあるがごとし。我等凡夫はまつげの近きと虚空の遠きとは見候事なし。我等が心の内に佛はおわしましけるを知り候わざりけるぞ。(二八五五)

二四、祈禱抄「佛天守護」

大地は指さばはざるるとも、虚空をつなぐ者はありとも、潮のみちひぬ事はありとも、日は西より出づるとも、法華經の行者の祈りのかなわぬ事はあるべからず。法華經の行者を諸の菩薩・人天・八部等、二聖・二天・十羅刹等、千に一つも來りてまは(守)り給わぬ事侍らば、上は釈迦諸佛をあなずり奉り、下は九界をたばらかす失あり。行者は必ず不実なりとも、智慧はおろかなりとも、身は不浄なりとも、戒徳は備えずとも、南無妙法蓮華經と申さば必ず守護し給うべし。袋きたなしとて金を捨つる事なかれ。伊蘭をにくまば梅檀あるべからず。谷の池を不浄なりと嫌わば蓮を取るべからず。行者を嫌い給わば誓いを破り給ひなん。正像すでに過ぎぬれば、持戒は市の中の虎の如し。智者は鱗角よりも希ならん。月を待つまでは灯を憑むべし。宝珠のなき処には金銀も宝なり。白鳥の恩をば黒鳥に報すべし。聖僧の恩をば凡僧に報すべし。とくとく利生を授け給えと強盛に申すならば、いかでか祈り

のかなわざるべき。(六七九)

二五、立正安國論「帰依一善」

汝早く信仰の寸心を改めて、速やかに実乗の一善に帰せよ。然ればすなわち、三界は皆佛國なり。佛國それ衰えんや。十方は悉く宝土なり。宝土何ぞ壞れんや。國に衰微なく、土に破壊なくんば、身はこれ安全にして、心はこれ禪定ならん。この詞、この言、信すべく崇むべし。(二二六)

二六、開目抄「知恩報恩」

外典三千余卷の所詮に二つあり。所謂、孝と忠となり。忠もまた孝の家より出でたり。孝と申すは高なり。天高けれども孝よりも高からず。また孝とは厚なり。地厚けれども孝よりは厚からず。聖賢の二類は孝の家より出でたり。いかに況んや佛法を学せん人、知恩報恩なかるべしや。佛弟子は必ず四恩を知つて知恩報恩をほうずべし。

(五四四)

二七、諸法実相抄「行学二道」

一閻浮提第一の御本尊を信じさせ給え。あいかまえて、あいかまえて、信心つよく候て、三佛の守護をこうむらせ給うべし。行学の二道をはげみ候べし。行学絶えなば佛法はあるべからず。我もいた

し人をも教化候え。行学は信心より起るべく候。力あらば一文一句なりともかたらせ給うべし。

(七二八)

二八、生死一大事血脈鈔〔異体同心〕

総じて日蓮が弟子檀那等、自他彼此の心なく、水魚の思いを成して、異体同心にして南無妙法蓮華經と唱え奉る処を、生死一大事の血脈とはいうなり。然も今、日蓮が弘通する処の所詮これなり。もし然らば、広宣流布の大願も叶うべきものか。剩え日蓮が弟子の中に異体異心の者これあれば、例せば城者として城を破るが如し。

(五三三)

二九、異体同心事〔異体同心〕

異体同心なれば万事を成じ、同体異心なれば諸事叶うことなしと申す事は、外典三千余卷に定まり候。殷の紂王は七十万騎なれども、同体異心なればいくさに負けぬ。周の武王は八百人なれども、異体同心なれば勝ちぬ。一人の心なれども二つの心あれば、その心たがいて成する事なし。百人千人なれども、一つ心なれば必ず事を成す。日本国の人々は多人なれども、同体異心なれば諸事成ぜん事かたし。日蓮が一類は異体同心なれば、人々少く候えども大事を成じて、一定法華經弘まりなんと

覚え候。悪は多けれども一善に勝つ事なし。譬えば、多くの火あつまれども一水には消えぬ。この一門もまた是の如し。

(八一九)

三〇、日女御前御返事〔十界本尊〕

爰に日蓮、いかなる不思議にてや候らん。龍樹・天親等、天台・妙楽等だにも頭わし給わざる大曼荼羅を、末法二百余年の比、はじめて法華弘通のはたじるとして頭わし奉るなり。これ全く日蓮が自作にあらず。多宝塔中の大牟尼世尊・分身の諸佛すりかたぎ(摺形木)たる本尊なり。されば首題の五字は中央にかかり、四大天王は宝塔の四方に坐し、釈迦・多宝・本化の四菩薩肩を並べ、普賢・文殊等、舍利弗・目連等坐を屈し、日天・月天・第六天の魔王・龍王・阿修羅、その外、不動・愛染は南北の二方に陣を取り、悪逆の達多・愚痴の龍女一座をはり、三千世界の人の寿命を奪う悪鬼たる鬼子母神・十羅刹女等、しかのみならず、日本国の守護神たる天照太神・八幡大菩薩・天神七代・地神五代の神々、総じて大小の神祇等、体の神つらなる、その余の用の神、豈にもるべきや。宝塔品に云く「接諸大衆、皆在虚空」云々。これ等の佛・菩薩・大聖等、総じて序品列坐の二界八番の雜衆等、一人ももれず。この御本尊の中に住し給い、妙法五字の光明にてらされて本有の尊形となる。これを

本尊とは申すなり。

(一三七五)

三一、開目抄〔三大誓願〕

詮する所は天も捨て給え、諸難にもあえ、身命を期とせん。身子が六十劫の菩薩の行を退せし、乞眼の婆羅門の責めを堪えざる故。久遠大通の者の三五の塵をふる、悪知識に値うゆえなり。善に付け悪につけ法華經を捨つる、地獄の業なるべし。本と願を立つ。日本国の位をゆずらん、法華經を捨てて觀經等について後生を期せよ。父母の頸を刎ぬん、念佛申さずわ。なんどの種々の大難出来すとも、智者に我が義やぶられずば用いじとなり。その外の大難、風の前の塵なるべし。我れ日本の柱とならん、我れ日本の眼目とならん、我れ日本の大船とならん、等と誓いし願、やぶるべからず。(六〇一)

三二、可延定業御書〔定業能転〕

夫れ病に二あり。一には軽病、二には重病。重病すら善医に値うて急に対治すれば命なお存す。いかに況や軽病をや。業に二あり。一には定業、二には不定業。定業すら、能く能く懺悔すれば必ず消滅す。いかに況や不定業をや。法華經第七に云く、この經は則ち為れ閻浮提の人の病の良薬なり等云々。(八六一)

されば日蓮、悲母をいのりて候いしかば、現身に病をいやすのみならず、四箇年の寿命をのべたり。

(八六一)

三三、如来滅後五百歲始觀心本尊抄〔自然讓与・四十五字〕

釈尊の因行果徳の二法は妙法蓮華經の五字に具足す。我等この五字を受持すれば、自然にかの因果の功徳を譲り与え給う。

(七一一)

今本時の娑婆世界は、三災を離れ四劫を出でたる常住の淨土なり。佛既に過去にも滅せず未来にも生せず。所化以て同体なり。これ即ち己心の三千具足三種の世間なり。

(七一一)

三四、報恩抄〔眞実報恩〕

夫れ、老狐は塚をあとにせず。白亀は毛宝が恩をほうず。畜生すらかくのごとし。いおうや人倫をや。されば古えの賢者豫讓といひし者は劍をのみて智伯が恩にあて、弘演と申せし臣下は腹をきりて、衛の懿公が肝を入れたり。いかにいおうや、佛教をならわん者の、父母・師匠・国恩をわするべしや。この大恩をほうぜんには必ず佛法をならいきわめ、智者とならで叶うべきか。

(一一九二)

一、入道場觀

行者道場に入り応にこの觀を作すべし。今この道場は四大の所成なり。而してこの四大十方に周遍し三際に亘徹す。四大その性、融通無礙にして一々泯淨す、故に森羅万象なお、水中の影像、一々水に非ざる無きが如し。四大その体、皆法然本有として一々互具す。故に依正色心なお、帝網宝珠一々の光影、互いに現するが如し。故にこの道場は、即ちこれ常寂光土なり。無量不可思議の刹土、その中に於いて現す。故にこの一々の柱椽、皆これ法性、一々の墻壁、皆これ法界、寸鉄尺木も沙界に通徹し、片瓦隻板も太虚に覆載す。畜無量の諸佛・菩薩・諸天眞衆、この中に來集するのみにあらず、一燈の光遍く無辺の宝刹を照し、一炬の香普く三世の聖衆に薫す。誦す所咏する所の一々の文字、一々の音声、法界海尽未來際に周遍し広く佛事を作す。当に知るべし、この道場はこれ諸佛不可思議の境界なりと。
(優陀那日輝)

二、礼三宝觀

一心は三宝の総体なり。三宝は一心の妙徳なり。良に我等一念の性、周遍広大にして法として具せざることなし。諸佛既にこの体を証して彼の因果を成じ、經卷は能くこの理を詮して以て教法を作し、僧伽は能く佛法を護りて世に伝持す。法界無量の大徳、三宝人天の歸する所、龍神の仰ぐ所なり。大利益あつて広く衆生を度して、而もこの三宝、我と同性同体なり。故に諸佛は心中の衆生に応じ、衆生は心内の諸佛を感ず。感応冥合し妙徳ここに顕わる。故に今、一心にこの三宝を禮拜し奉る。能礼の自身、所礼の諸佛、本自らの一心にして能所あることなし。能所なしと雖も感応宛然なり。不拜の拜、礼せざる所なし。故に十方法界というは、即ちこれ一心の体徧ねきなり。常住とは即ちこれ一心の用長きなり。三宝とは即ちこれ一心の位高きなり。
(優陀那日輝)

三、誦經文

叙して曰く、誦經の利甚だ大いなり。諸經に皆云く、無量の珍宝を以て布施するも、持經一偈の功に及ばずと。要す、須らく一心専念にして、音吐遒亮に文句分明なるべし。所謂、法音を歌誦して、これを以て音楽とするものか。智者大師の曰く、凡そ誦經の時は、即ち座下に皆天龍八部四衆あつて

圍繞聽法す。乃ち、我れ能く法師となつて佛の正法を伝え、四衆の為にこれを説くと觀ぜよ。誦經すでに竟らば、この功徳を以て一切衆生、未來世に於いて共に正覺を成ぜんと願すべし。南岳大師の曰く、散心に法華を誦し、禪三昧に入らず、坐立行一心に法華の文字を念ず。行若し成就すれば、即ち普賢の身を見る。荊谿尊者の曰く、一句も神に染みぬれば咸く彼岸を資く。思惟修習、永く舟航に用たり。隨喜見聞、恒に主伴と爲る。若しは取、若しは捨、耳に經ては縁を成ず。あるいは順、あるいは違、ついにこれに因つて脱す。無尽居士の曰く、佛は無上の法王たり。金口の所説、聖教の靈文、一たびこれを誦すれば、則ち法輪となつて地に転ず。夜叉空に唱えて四天王に報ず。天王聞き已つて、是の如く展転して乃ち梵天に至る。幽に通じ明に通じて、龍神悅懽することお綸言の如し。孰か歛奉せざらん。誦經の功、その旨是の如し。
(二元政)

四、誦誦經典觀(一)

妙法蓮華經の五字は能開の妙なり。二十八品は所開の法なり。然うして句々の下、通じて妙名を結す。一一の文字、眞佛に非ざることなし。故に六万九千の文字、一一法界なり。その功徳互いに具して、無増無減、如意宝珠の能く衆宝を兩らすが如し。一珠、少に非ず、万珠、多に非ず。功徳平等ま

たまた是の如し。当に知るべし、一々の文字言音、法界に徹して佛事をなし、三際を窮めて利益を施さん。

(二)

眞際の三宝、護法の眞衆、影現降臨、証知照鑑したもう処、土はこれ常寂光の宝刹、身はこれ無作三身の覺体なり。所持の經法は諸佛の所証、能持の心念は法界全体なり。声々念々、一切の功徳、平等周徧して佛刹を嚴淨し、三宝を供養し、普く衆生に施し、一切処に徧ねく菩提を光顯せん。此界遠近、道場内外、虚空地界、鬼神異類、見聞隨喜の結縁四衆、顯益冥益、平等無尽ならん。地界の鬼神異類、見聞隨喜の善男善女、利益平等、功徳無尽ならん。

(三)

眞際の三宝、護法の眞衆、影現降臨、証知照鑑したもう、所居の道場は寂光の淨刹、能居の色身は法身の覺体なり。所持の經法は諸佛の所証、能持の心念は法界全体なり。声々念々、一切の功徳、平等周徧して佛刹を嚴淨し、三宝を供養し、普く衆生に施し、一切処に徧ねく菩提を光顯せん。此界遠近、道場内外、虚空地界、鬼神異類、見聞隨喜の結縁四衆、顯益冥益、平等無尽ならん。

(眞際三宝 護法眞衆 影現降臨 証知照鑑 所居道場 寂光淨刹 能居色身 法身覺体 所持經法

諸佛所証 能持心念 法界全体 声声念念 一切功德 平等周徧 嚴淨佛刹 供養三宝 普施衆生
徧一切処 光顯菩提 此界遠近 道場内外 虚空地界 鬼神異類 見聞隨喜 結縁四衆 顯益冥益
平等無尽)

五、頂 經 偈
記の二に云く、妙法の唱えは唯正宗のみに非ず。二十八品俱に妙と名づくるが故に、故に品々の内
咸く体等を具し、句々の下通じて妙名を結す。

稽首妙法蓮華經、薩達摩芬陀利伽、一帙八軸四七品、六万九千三八四、一一文是真佛、真佛說法
利衆生、衆生皆已成佛道、故我頂礼法華經。

六、運 想

唱え奉る妙法は、これ三世諸佛所証の境界、上行薩埵靈山別付の眞淨大法なり。一たびも南無妙法
蓮華經と唱え奉れば、則ち事の一念三千正觀成就し、常寂光土現前し、無作三身の覺体顯われ、我等
行者、一切衆生と同じく法性の土に居して自受法樂せん。この法音を運らして法界に充滿し、三宝に
供養し、普ねく衆生に施し、大乘一実の境界に入らしめ、佛土を嚴淨し、衆生を利益せん。

七、四 施 願 文

(優陀那日輝)

一句も神に染みぬれば、咸く彼岸を資く。思惟修習、永く舟航に用たり。隨喜見聞、恒に主伴と為
る。若しは取、若しは捨、耳に歷ては縁を成ず。あるいは順、あるいは違、終にこれに因つて脱す。
願くは解脱の日、依報正報、常に妙經を宣べ、一刹一塵、利物に非ざることなけん。唯願わくは諸
佛、冥に加被を薰じ、一切の菩薩、密に威靈を借したまえ。在々未だ説かざるには、皆勸請を為す。
凡そあらゆる説処には、親り承け供養せん。一句一偈、菩提を増進し、一色一香、永く退転無けん。

(妙樂大師)

八、唱 題 觀

唱題の行人、先ず目を挙げて本尊の相を觀ずべし。本尊は、曼陀羅と木像と唯これ紙木の異のみ、
その意は則ち同じ。謂く、中央の南無妙法蓮華經はこれ己心本佛の体を顯す。その体周遍して十方の
諸佛・法界の有情、無量の刹土、森羅万物を包含す。皆これ心性海中の波瀾、靈明鏡裏の影像にして、
その十界一々互具し万徳円融す。普門示現、無量の身相、一身無量身、無量身一身、無量の土相、一

土一切土、一切土一土、塵々寂光に非ざること無く、法々遮那に非ざること無し。常樂我淨、法身究
竟、般若清淨、解脱自在なり。これを妙法蓮華經心性の本佛と名づく。故に釈迦多宝等の諸佛、以て
脇士と爲るなり。故に念々この本佛を觀じ、声々この妙名を唱うれば、則ち妙不思議の力、妙体自
ら顯れ、万惑自ら滅し、万徳自ら成ず。この功德を回らして普ねく法界に及ぼし、己心中の衆生を利
益し、本有の佛徳を成就せん。
(優陀那日輝)

九、円 頓 章

円頓者 初縁実相 造境即中 無不真実 繫縁法界 一念法界 一色一香 無非中道 己界及佛界
衆生界亦然 陰入皆如 無苦可捨 無明塵勞 即是菩提 無集可斷 徧邪皆中正 無道可修 生死即

涅槃 無滅可証 無苦無集 故無世間 無道無滅 故無出世間 純一実相 実相外更無別法 法性寂
然名止 寂而常照名觀 雖言初後 無二無別 是名円頓止觀。
(天台大師)

(妙樂大師)

〔訓読〕円頓といつば、初めより実相を縁す。境に造るに即ち中なり。真実ならざることなし。縁を
法界に繫け、念を法界に一す。一色一香、中道に非ざることなし。己界及び佛界、衆生界も亦然なり。

陰入皆如なれば苦として捨つべきなく、無明塵勞、即ちこれ菩提なれば集として断ずべきなし。徧邪
皆中正なれば道として修すべきなく、生死即涅槃なれば滅として証すべきなし。苦なく集なし。故に
世間なく、道なく滅なし。故に出世間なし。純一実相にして、実相の外に更に別の法なし。法性寂然
なるを止と名づけ、寂として常に照らすを觀と名づく。初後と言ふと雖も、二なく別なし。是を円頓
止觀と名づく。

当に知るべし身土一念の三千なり。故に成道の時、この本理に稱うて一身一念、法界に徧し。

第五篇 参考類聚

一、高座說教式 (現在、日蓮宗布教院で指導されている説教儀相)

○聴衆撃鼓唱題の中に昇堂し、御宝前一拝。高座後部にて一拝。登高座し手香炉(あるいは柄香炉)を打鳴の左に置き、胸襟を正す。

- 一、一拝(数珠を綾にして)
- 二、開經(数珠を左側の科註箱に掛け、拝読する經本を開く)
- 三、中啓(科註箱より中啓と笏を取り出し、打鳴の左に置く)
- 四、書物(科註箱より祖書を取り出し一拝して再び科註箱へ戻す)
- 五、焼香
- 六、散華(香炉にかざして經本の上に置く)
- 七、一拝(一拝の後、香炉を左手に持ち打鳴にて唱題を止める)

八、願文 願我生々見諸佛、世々恒聞法華經、恒修不退菩薩行、疾証無上大菩提。
九、訓読 (願文を唱え終わってすぐに)「妙法蓮華經如来寿量品第十六」等と続ける)

十、讚文 これはこれ三世諸佛出世の本懐、衆生成佛の直道たり。

一、唱題 (この間に科註箱より再び祖書を取り出し一拝し、拝読する頁を開き、科註箱の中へもどす。教案・時計・ハンカチ等を取り出す)

二、回向(説前回向)

靈山一会巖然未散、南無久遠実成本師釈迦牟尼佛、南無平等大慧一乘妙法蓮華經、南無末法唱導師高祖日蓮大聖人等大悲來臨影現し給え。

仰ぎ願わくは現前の一会、聞法の淨縁を虚しうせず、佛乘の妙化深く心根に徹し、無明謗法の冥衢を脱れて、一乘正信の覺路に登り、円に妙行を修して、疾く速成妙証の大利益を得せしめ給え。

經に曰く「我が滅度の後においてこの經を受持すべし。この人佛道において決定して疑いあることなけん」

また願わくは一大事因縁の遇う所、本化の大教日本国に充治し、一道清淨にして上下協和、異体同心に本門戒壇建立の洪謨を成弁し、一天四海皆妙法に歸し法界の群生同じく常寂に歸せん。

一三、祖書 (高祖日蓮大聖人ご妙判、録内(あるいは録外)は第〇の巻〇〇鈔に示して曰く「

一四、讚歎(讚歎文)で拝読)

御妙判拜聴拝礼の面々無始以來罪障懺悔罪障消滅。

今や宿福深厚の幸いあって一乘円頓の筵を同じうす。尚この良縁朽ち失せずして、未來永々靈山值遇の大縁な結ばしめ給え。本結大縁寂光為土。南無妙法蓮華經(三唱)

一五、香茶

一六、中啓(数珠と中啓を持ち一揖し、談義に入る)

一七、談義

一八、唱題(この間に經巻を閉じ、科註箱より祖書を取り出し、拝した後元へもどす。さらに時計・ハンカチ・教案・中啓等を科註箱へ戻す)

一九、回向(退座回向)

思うも言うも輪廻の種、為すも触わるも生死の業、喜ばしきにつけ悲しきにつけ、煩惱無明の塵の積もりてぞ心の光りの障りとなる。迷う時を凡夫と名付け、悟る時をば佛と名付く。されば我一念の雲を払いなば、もとの光りの増す鏡、三世諸佛と同体の果報めでたき身となりて、安穩快樂の佛道を成就せんこと疑いなし。返す返すも各々日夜朝夕怠らず、励む心の勇猛精進、ただ一筋に妙法蓮華、開く心の即身成仏。乃至法界平等利益。

二〇、頂經(授戒)

二一、退堂(宝塔偈を誦しながら降壇し、御宝前にて一拝して手香炉を持って退堂)

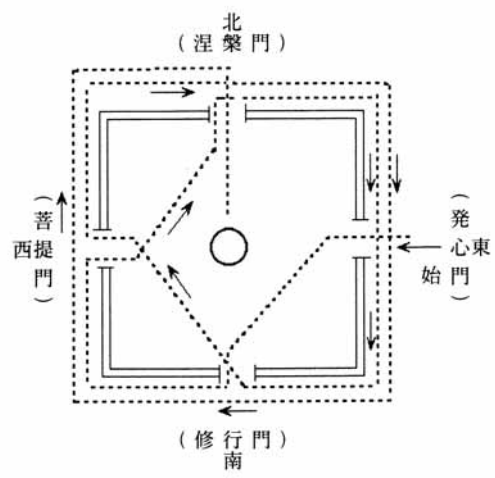
二、葬儀式

(一) 諸種要文

- 1、沐浴 浴「洗浴塵穢 著新淨衣 内外俱淨」
- 2、除髮(または淨髮)「流転三界中 恩愛不能断 棄恩入無為 眞実報恩者」

- 3、経帷子 腰より上に十界大曼荼羅を拜写する事。さらに「閻羅法王五道冥官」の八字、法号、死亡年月日、享年を添書きする
 - 4、頭巾 「其人即著七宝冠」
 - 5、上帯 「是人意清淨 明利無穢濁」
 - 6、手甲 「合掌以敬心 欲聞具足道」または「一心合掌 瞻仰尊顏」
 - 7、頭陀袋 中央に首題、両側に「如説修行 功德甚多」または「是名持戒 行頭陀者」
 - 8、脚絆 「有大筋力 行步平正」
 - 9、足袋 「智目行足 到清涼池」
- (2) 葬具要文
- 1、燈籠 「我見燈明佛 本光瑞如此」
 - 2、松明 「一分奉釈迦牟尼佛 一分奉多宝如来」
 - 3、導師幡 一は首題、その下に「南無末法有縁之大導師高祖日蓮大菩薩」。他の四本は「四菩薩」
 - 4、天蓋 四面に二字ずつ「一切・天人・皆心・供養」

- 5、天蓋小幡 四方棺には開・示・悟・入等の四佛知見。六方棺には「或説己身」等の六句
 - 6、棺蓋 「深入禪定 見十方佛」
 - 7、墓標 上から首題、「新歸寂」、法号。その下に火葬の場合は「火滅已後收取舍利之印塔也」、土葬は「全身不散之印塔也」
 - 8、仮門 「以佛教門 出三界苦」
 - 9、葬場四門の額 東「発心門」、南「修行門」、西「菩提門」、北「涅槃門」
- ※右の各項は古来伝承されてきた葬具であるが、現行は省略されているものも多い



- (3) 四門三匠繞旋の図 (広略種々あるが、右に一例を出す)
- (4) 位号種別 在家
- 1、水子 流産、死産
 - 2、嬰子・嬰女 当歳の男女
 - 3、孩子・子女 二、三歳の男女
 - 4、童子・童女 四歳以上十四歳までの男女
 - 5、信士・信女 十五歳以上の男女
 - 6、居士・大姉 成年男女で社会的貢献あり、かつ宗門乃至寺門に功勞ある者
 - 7、大居士・清大姉 貢獻・功勞の格別かつ顕著な者
- 僧侶
- 1、法師 沙弥に用いる
 - 2、上人 教師。尼僧は「法尼」と称するも可

- 3、聖人 六老僧・派祖等に用いる
 - 4、大聖人 宗祖以外には用いない
- ※「大徳」は現行宗制と適合しないので一般には用いない
- (5) 法号冠辞
- 1、在家 「妙法」「新歸寂」「新寂」「歸寂」「歸元」
 - 2、僧侶 「妙寂」「沙弥」
- (6) 法号位称
- 1、在家 「位」「靈位」「靈儀」「幽儀」
 - 2、僧侶 「覺位」「沙弥」
- ※右位称は新寂の白木位牌、または回向文には用いるが、位牌、墓標等には用いない

(7) 忌日異称

- 1、初七日 「祈願忌」「哭添忌」
- 2、二七日 「以芳忌」「絲分忌」
- 3、三七日 「酒水忌」「光喜忌」
- 4、四七日 「延芳忌」「阿経忌」
- 5、五七日 「小練忌」「法明忌」
- 6、六七日 「檀弘忌」「前至忌」
- 7、七七日 「大練忌」「休断忌」「灰七日忌」
- 8、百箇日 「卒哭忌」「出苦忌」
- 9、一周忌 「小祥忌」「周年忌」
- 10、三回忌 「大祥忌」「休安忌」(これより「第」の字をつける)
- 11、七回忌 「休広忌」
- 12、十三回忌 「須陀園忌」

- 13、十七回忌 「慈明忌」
- 14、三十三回忌 「白遠忌」「須陀円満忌」
- 15、五十回忌 「阿円忌」

(8) 引導文例

一、信者用

今爰に○年○月○日、○○歳を娑婆の一期とし、有為の火宅を去つて無為の本土に帰する一靈魂あり。その凡名を改転し、新たに法の諱を授与して○○と号す。

靈也密かに以れば、この妙法蓮華経は一心の本源、諸佛の本師、万法の正体、衆生の歸する所なり。靈也、宿福深厚にして是の大法を受持せり。直至道場豈に疑うべけんや。今この永訣に臨んで悟道の要句を授けん。謹んで諦聴し、以て即身成佛の真因とせよ。

乃ち経に曰く、有四導師、一名上行、二名無辺行、三名淨行、四名安立行、是四菩薩、於其衆中最為上首、唱導之師と。又曰く、如来如実知見三界之相、無有生、若退若出、亦無在世、及滅度者、非実非虚、非如非異、不如三界、見於三界、如斯之事、如来明見、無有錯謬と。是れは此れ誠諦の金

言にして得道の最要たり。然れば即ち、生死の二法は一心の妙用、有無の二道は円融の真徳なり。故に妙案大師釈して曰く、当知身土、一念三千、故成道時、称此本理、一身一念、徧於法界と。

我が祖大士示して曰く、一念三千を識らざる者には佛、大慈悲を起こし、五字の内此の珠を裹み、末代幼稚の頸に懸けさしめたもう。四大菩薩の此の人を守護し給わんこと、大周公の成王を摂扶し、四皓が恵帝に侍奉せしに異ならざるものなりと。頼もしいかな靈也、上行菩薩の火徳を以ては煩惱の迷闇を照らし、無辺行菩薩の風徳を以ては悪業の塵垢を払い、淨行菩薩の水徳を以ては苦果の依身を浄め、安立行菩薩の地徳を以ては己心の佛種を生長し、釈迦牟尼世尊の空大に乗じては本極法身の寂光に遊ばんこと、夫れ掌を指すが如し。敢て疑うべからず。敢て疑うべからず。靈也去来有ることなし。此れは是れ化城、宝処近きに在り。此の宝乘に乗じて直ちに道場に至らん。納取在識、永劫不失。南無妙法蓮華経。

二、信者用

今汝に悟道の要句を示さん。謹んで諦聴し善く之を思念せよ。長夜の夢ここに結して今曉忽ちに覚めたり。真如の大徳は山川に満ちて、凡聖なく邪正なし。心性の華開いて宝蓮に坐せよ。

密かに以れば靈也、宿福深厚にして佛語実不虚の妙典を持ち、一心欲見佛の大忠を懐く。夫れ為説無上法の大乗は本地本来難思の妙境なり。慧光照無量の実智は為説種種法の権を開し、久修業所得の三身は現有滅不滅の迹を融す。三千の依正は有情の一念に超え、十界の身土は悉く無作の三身を成す。痴迷ここに尽き本覚ここに立つ。三身他に非ず、即ち放逸著五欲の当処、伽耶忘るるに非ず、是れ種種宝莊嚴の報土なり。迹居本を移さず、蝶夢莊を變ぜず、常説法教化の法輪は没在於苦海の水底に転じ、神通力如是の妙用は令人於佛道の真田を開く。順逆ともに脱し、信誦ならびに入る。宝樹華果の花は馥郁として而生渴仰心の袖に薫じ、常在靈鷲山の月は団円として墮於惡道中の闇を照す。誠に是れ如医善方便の良薬は寧ろ救諸苦患者の大法に非ずや。況やまた世尊に每自作是念の誓いあり。衆生に得入無上道の分ちあり。脚下寸歩を移さずして我浄土不毀の真境に至り、頭髮毛端を動かさずして速成就佛身の頓悟を感じん。荊谿尊者の曰く、豈に伽耶を離れて別に常寂を求めんや。寂光の外、別に娑婆あるに非ずと。

吾祖大士示して曰く、因身の肉団に果満の佛眼を備え、有為の凡膚に無為の聖衣を着ぬれば、三途に恐れなく八難に憚りなし。七方便の山の頂に登りて九法界の雲を払い、無垢地の園に花開け、法性

の空に月明かならん。是人於佛道決定無有疑の文憑あり、唯我一人能為救護の説疑いなし。納收在識永劫不失。南無妙法蓮華經。

三、未信者用

今この処に靈廟を安んじ、葬送の儀を修するところの一靈魂あり。その凡名を改めて〇〇と法号を授与す。此れは是れ未だ妙法信受の人に非ずと雖も、宿縁ここに薰じて本宗の礼を以て葬送の儀を修す。仰ぎ願くは上來勸請の佛陀諸尊、哀愍加被の御手を垂れ、靈也をして靈山浄土へ摂取引入し給えと爾か願う。

〇〇信士(女)、今靈也が為に靈山往詣の教訣を示さん。諦聴諦聴、善く之を思念せよ。夫れ惟れば、此の妙法蓮華經は諸佛出世の本懷、衆生成佛の直道なり。靈也生前の中、宿善未だ発せず、妙法を信受するの機に値わずと雖も、今や宿善ここに薰發して一乘の教訣を受けんとす。佛祖の大悲豈に之を救い給わざらんや。況や信誘順逆皆な是れ本佛の愛子なるをや。經に曰く、今此の三界は皆な是れ我が有なり。其の中の衆生は悉く是れ我が子なり。而も今この所は諸の患難多し。唯我れ一人のみ能く救護を為すと。又曰く、須臾も之を聞かば、即ち阿耨多羅三藐三菩提を究竟することを得んと。

宗祖大士示して曰く、所謂諸佛の誠諦得道の最要は、只是れ妙法蓮華經の五字なり。檀王の宝位を退き、龍女が蛇身を改めしも、只この五字の致す所なり。夫れ以れば、今の經は受持の多少をば一偈一句と宣べ、修行の時刻をば一念随喜と定めたり。凡そ八万法蔵の広きも、一部八巻の多きも、只是れ五字を説かんが為なり。靈山の雲の上、鷲峰の霞の中に釈尊要を結び、地涌付属を得ることありしも法体は何事ぞ、只是の要法に在り、天台妙薬の六千張の疏、玉を連ぬるも、道遠行滿數軸の釈、金を並ぶるも、しかしながら此の義趣を出でず。誠に生死を恐れ、涅槃を欣い、信心を運び、渴仰を致さば、遷滅無常は昨日の夢、菩提の覚悟は今日の現なるべし。ただ南無妙法蓮華經とだにも唱え奉らば、滅せぬ罪やあるべき、来らぬ福やあるべき。真実なり、甚深なり。是を信受すべしと。

今靈也が為に本門の大戒を授けん。今身より佛身に至るまで、能く持ち奉る。南無妙法蓮華經。靈也夫れ永く忘失すること勿れ。南無妙法蓮華經。

四、小兒用

今この所に棺槨を安置し、葬送の儀を修する所の一靈魂あり。その名を改め、法の證を授与して〇〇童子(女)と号す。靈也幼少にして未だ信解あらずと雖も、宿福深厚にして一乘受持の家に生れ、

能く読經唱題の声を識神に宿す。亦た是れ妙法受持の一清信童子(女)なり。仰ぎ願わくは佛祖三宝大慈大悲、童子(女)が靈をして速やかに靈山浄土に迎え、摩頂の御手を降し給えと爾か願う。

經に曰く、今此の三界は皆は是れ我が有なり。其の中の衆生は悉く是れ我が子なり。而も今此の所は諸の患難多し。唯我れ一人のみ能く救護を為すと。又曰く、乃至童子の戯れに沙を聚めて佛塔と為し、若しは草木及び筆、或は指の爪甲を以て画いて佛像を作せる。若し人散乱の心に乃至一筆を以て画像に供養し、或は人有つて礼拝し、或は復た但だ合掌し、乃至一手を挙げ、或は復た少し頭を低れて、此れを以て像に供養せし、漸く無量の佛を見奉り、おのずから無上道を成じきと。

宗祖大士示して曰く、小兒乳を含むに其の味を知らずとも自然に身を益す。耆婆が妙薬誰か弁えてこれを服せん。水、心なければとも火を消し、火、物を焼く、あに覺あらんや。妙法蓮華經の五字は經文に非ず。其の義に非ず。唯一部の意のみ。初心の行者その心を知らずとも、而も之を行ずるに自然に意に叶うなりと。靈也夫れ親りに三佛の顔貌を拝し、心蓮を開いて勝妙の大果報を得よ。毎自作是念、以何令衆生、得人無上道、速成就佛身。是人於佛道、決定無有疑。南無妙法蓮華經

三、略勸請文例

勸請文としては、二頁所載の文例が基本であるが、法要の趣旨によつては以下の略勸請を用いることがある。

(一)

南無佛、南無法、南無僧、南無輪円具足未曾有大曼荼羅御本尊、南無久遠実成本師釈迦牟尼佛、南無一乘妙法蓮華經、南無末法有縁の大導師宗祖日蓮大菩薩(大聖人)、六中九老僧等宗門代々如法弘通の先師、法華經擁護の諸天善神、当山開山〇〇上人以来歴代の諸上人等、来臨影嚮、知見照覽、御法味納受。

(二)

南無佛・南無法・南無僧、南無久遠実成本師釈迦牟尼佛、南無一乘妙法蓮華經、南無末法有縁の大導師宗祖日蓮大菩薩(大聖人)、宗門歴代如法弘通の先師、法華經擁護の諸天善神等、来到道場、知見照覽、御法味納受。

(三)

聞法歡喜讚、乃至發一言、即為已供養、一切三世佛、殊には末法有縁の大導師宗祖日蓮大菩薩、法華經擁護の諸天善神、來到道場知見照覽、御法味納受。

四、回向文例

(一) 釈尊

鳩る所の功德、南無久遠実成大恩教主釈迦牟尼佛に回向し以て慈恩に報酬す。仰ぎ願わくは一閻浮提遍ねく慈教を奉じ、法界の群類等しく福田に歸し、諸の供養する者は福慧を増進し、諸の歸依する者は即身に大覺を証せん。南無十方三世一切諸佛、世尊、菩薩摩訶薩、平等大慧一乘妙法蓮華經。

(二) 宗祖

鳩る所の功德、南無本化上行勅諭立正大師宗祖日蓮大菩薩（大聖人）に回向し以て慈恩に報酬す。仰ぎ願わくは一閻浮提齊しく立正安国の妙旨を宗奉し、普天率土悉く妙法を唱え、諸の護法の者、伝灯人を得て法利を展転し広く衆生を益し、普ねく群機を導いて共に本眷属に歸せしめん。南無十方三世一切諸佛、世尊、菩薩摩訶薩、平等大慧一乘妙法蓮華經。

(三) 六老僧・門祖・開山等

鳩る所の功德、本月本日祥辰に相值う所の〇〇聖人に回向し以て慈恩に報酬す。仰ぎ願わくは教風愈揚りて門葉益々栄え、法燈輝きを増して山色翠を減ぜず、門子檀越信行不退にして法脈を相続し、伽藍を護持し、以て法燈永く尽未来際に及ばん。南無十方三世一切諸佛、世尊、菩薩摩訶薩、平等大慧一乘妙法蓮華經。

(四) 先師

上來鳩る所の功德、今日命日（年回）に相值う〇〇上人に回向し以て報地を莊嚴す。仰ぎ願わくは上人、一念三千の妙土に於て加持法音の供養を受け、普現色身三昧に入つて淨佛国土の化用を施し給わんことを。増円妙道、位隣大覺。若親近法師、速得菩薩道、隨順是師學、得見恒沙佛。南無妙法蓮華經。

(五) 右同

上來鳩る所の功德、〇〇上人に回向し以て報土を莊嚴す。仰ぎ願わくは上人、上求菩提の春の花は常在靈山の嶺に開いて無作本覺の香を施し、下化衆生の秋の月は、還來穢國の水に浮んで隨縁応化の

光を増し給わんことを。増道損生、位隣大覺。若親近法師、速得菩薩道、隨順是師學、得見恒沙佛。在在諸佛土、常與師俱生。広導諸群生、令速成菩提。化一切衆生、皆令入佛道。南無妙法蓮華經。

(六) 精靈

上來鳩る所の功德を以て、〇年〇月〇日命日、本年第〇回忌に相值う、俗名〇〇、〇〇靈位に回向す。善根の施主〇〇、並びに參列者一同誦經唱題の功德によつて精靈の心運忽ちに開き、諸の苦患を離れて涅槃の樂を得んこと疑いなし。佛、如来寿量品に示してのたまわく、毎に自らはの念を作す、何を以てか衆生をして無上道に入り、速かに佛身を成就することを得せしめんと。願わくは〇〇靈位第〇回忌、坐宝蓮華成等正覺、出離生死証大菩提。

更に祈らくは〇〇家先祖代々、父母六親九族の諸精靈、佛果増進追善菩提、妙法経力即身成佛。別して祈念するところ本日參詣の面々、家内安全、年中安泰、一切無障礙。願わくはこの功德を以て普ねく一切に及ぼし、我等と衆生と皆共に佛道を成ぜん。乃至法界平等利益。南無妙法蓮華經。

(七) 右同

上來鳩る所の功德、本月本日正当第〇忌に相值う〇〇靈位に回向し、以て報地を嚴淨す。仰ぎ願わ

くは、此の誦誦唱題の音声は法界に周徧し、靈也が心性も亦た法界に洽ねく、一切の功德悉く靈也が受法の身に薰習し、威を加え福を増さしめ給え。（以下、結願文）

(八) 普回向

仰ぎ願わくは、三宝俯して照鑑を垂れたまえ。無始已來今日乃至尽未来際、或は自となり或は他となり、作る所の善根皆悉く真如實際に回向す。願わくは、一切衆生未だ苦を離れざる者をば願わくは苦を離れしめん。未だ樂を得ざる者には願わくは樂を得せしめん。未だ菩提心を發さざる者には願わくは菩提心を發さしめん。未だ善を修し惡を断ぜざる者には願わくは善を修し惡を断ぜしめん。未だ成佛せざる者をば願わくは早く成佛せしめん。亦願わくは臨終正念にして、直ちに靈山淨土に到り、釈迦牟尼如来に面奉し、妙法を聴受し速やかに菩提を証し広く衆生を利せん。たとい惡業有つて惡道に墮すべきも、願わくは、三宝護念の妙法力を以ての故に、定業も亦能く転じて永く三惡八難の報いを離れ、永く邪見不信謗法の身を受けず、常に佛法の中に於て清淨に発心し、常に大善知識に遇うて、大乘の教を聴き、大乘の義を思い、大乘の行を修し、法華三昧を証得し、十方法界に妙法を弘通し、広く佛事を作さん。願わくは四恩三有法界の衆生、若しは親若しは怨、有縁無縁平等に薰被し、俱に

薩波若海に入つて同じく平等大慧に帰せん。願わくは此の功德を以て、普ねく一切に及ぼし、我等と衆生と、皆共に佛道を成ぜん。南無妙法蓮華經。

(九) 別願文

唯願わくは道心堅固にして長遠に退かず、行道障りなく四魔起こらず、支体輕安に身心勇猛にして、衆病悉く除き昏散速やかに消じ、心々相次いで妙法を離れず、念念相統して衆生を忘れず、柔和忍辱にして八風に動ぜられず、正憶念あり福徳力あつて、三毒五欲に染められず、嫉妬我慢に惱まされず、塵々法々為実の情を離れ、一切の人を視ること猶お佛の想いの如くし、諸の衆生に於て父母の想いの如くし、悪事をば自己に向け好事をば他人に与え、少欲知足にして能く普賢の行を修し、自他の行願速やかに円成せしめたまえ。必ず願わくは臨終の時少病少惱にして予め死期を知り、正念決定して五根増長し、直ちに靈山浄土に至り面り釈迦牟尼如来に見え衆聖に値い奉り、妙法を聴受し、権実二智究了通達し、三学円備し、諸波羅蜜一切の三昧現前し、普現色身を得て広く衆生を度せん。唯願わくは三宝哀愍して救護したまえ。尽未來際たとえ虚空界尽き衆生界尽くとも、我が行願は窮尽あることなく、念念相統して間断あることなく、身口意業疲厭あることなく、自他俱に安く同じく常寂に帰

せん。南無十方三世一切諸佛、世尊、菩薩摩訶薩、平等大慧一乘妙法蓮華經。

(一〇) 精靈回向結願文

- 坐宝蓮華 成等正覺 妙法経力 即身成佛 ○転凡成聖 離苦得楽 出離生死 証大菩提
- 断迷開悟 離苦得楽 佛果増進 証大菩提 ○於善國中 当得作佛 出離生死 証大菩提
- 一句一偈 皆当作佛 出離生死 証大菩提 ○能化所化 俱無歴劫 妙法経力 即身成佛
- 以佛教門 出三界苦 怖畏險道 得涅槃楽 ○本結大縁 寂光為土 妙法経力 即身成佛
- 須臾聞之 即得究竟 阿耨多羅三藐三菩提
- 我所有福業 今世若過世 及見佛功德 尽回向佛道
- 假使徧法界 断善諸衆生 一聞法華経 決定成菩提
- 於我滅度後 応受持此経 是人於佛道 決定無有疑
- 若有聞法者 無一不成佛
- 願以此功德 普及於一切 我等与衆生 皆共成佛道 乃至法界平等利益

(一一) 諸天善神通回向

鳩る所の功德、○神に祝貢し以て法衆に備う。仰ぎ願わくは守護の誓願空しからず、国土安穩にして風雨時に順い、諸縁吉祥にして一切の障礙を攘除し、行者を衛護して諸の留難あることなく、福縁倍増して人天悦びを齊しうし、現当二世の所願決定円満ならしめ給え。諸天昼夜、常為法故、而衛護之。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(一二) 大日天子・大月天子・大明星天子

鳩る所の功德、大(日・月・明星)天子に祝貢し以て法衆に備う。仰ぎ願わくは、天地国土吉祥清浄にして、氣候順和し、風雨時に順い、五穀豊饒に草木繁茂し、四海安穩にして万民業を樂しみ、大(日・月・明星)天子の威光、行者を衛護し、沙門等輩修道障りなく、正法を護持し人天相扶け、善根を増長し皆歸妙法の時を期し、宝土常住の相を見ん。常放大光明、具足諸神通、名聞遍十方、一切之所敬。諸天昼夜、常為法故、而衛護之。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(一三) 帝釈天(庚申の日)

鳩る所の功德、善見城主釈提桓因天王に祝貢し以て法衆に備う。仰ぎ願わくは天眼清浄にして遍ね

く四洲に徹し、威徳端嚴にして審らかに賞罰を理め、法輪を勧請して惡趣を損滅し、修善を称歎して人天を利益し、天上地界、鬼神冥衆、正見邪見、利根鈍根、等しく無等々の妙咒を持し、俱に三秘密の大法を受けん。衆生聞此法、得道若生天、諸惡道減少、忍善者増益。諸天昼夜、常為法故、而衛護之。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(一四) 毘沙門天(寅の日)

鳩る所の功德、大毘沙門天王に祝貢し以て法衆に備う。仰ぎ願わくは護法救世の大悲力を以て一切群生の苦本を拔除し、大乘受持の行者を守護して神咒勝妙の利益を顕示し、四魔を降伏し、三障を遠離し、百由旬の内諸の衰患なく、渴仰の四衆所願唐しからず、行住坐臥福事を成弁せん。除其衰患、令得安穩。所願具足、心大歡喜。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(一五) 妙見大菩薩(朔日・十五日・午の日)

鳩る所の功德、北辰妙見大菩薩に祝貢し以て法衆に備う。仰ぎ願わくは人天、道を修め、世出、法に順い、三毒跡を絶つて十善現前し、政化宜きを得て万民悉く寧く、開導機に稱うて自他信を増さん。天諸童子、以為給仕、刀杖不加、毒不能害。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(一六) 七面大明神 (十九日)

鳩る所の功德、未法総鎮守七面大明神(大天女)に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願わくは鎮護の慈念徧く率土を覆い、甘露の法雨等しく濁世に澍ぎ、一乗の行人修道障りなく、三大秘法道俗共に潤わん。澍甘露法雨、滅除煩惱焰。為悦衆生故、現無量神力。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(一七) 鬼子母神・十羅刹女等 (八日・十八日・二十八日)

鳩る所の功德、鬼子母尊神十羅刹女等に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願わくは護法の誓願普ねく幽頭に徹し、神咒の利益々勝能を加え、邪魅を降伏し妖魔を呵責し、衆怨を摧破し病災を消除し、以て一乗の行人をして安穩ならしめ、佛前の祈誓、愈顕著ならん。若不順我咒、惱乱説法者、頭破作七分、如阿梨樹枝。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(一八) 摩利支天 (亥の日)

鳩る所の功德、大摩利支尊天に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願わくは、破邪の剣を執つて憶想妄見の絆を断じ、無畏の灯を掲げて怖畏急難の闇を照し、正法を光顕し邪法を摧破し、国土を浄潔し人民を安慰し、信行の四衆常に怨害なく、順逆の二類俱に一乗に帰せん。遊行無畏、如師子王。諸余怨敵、

皆悉摧滅。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(一九) 弁才天 (巳の日)

鳩る所の功德、大弁才天女に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願わくは慈念の徳香普ねく濁世に薫じ、和光の慧灯明らかに諸根を照し、悉檀機に契い、利物感に応じ、人天を開導し、龍神を化益し、巧説無礙能く法輪を転じ、聴法の者をして皆な歡喜することを得せしめん。開闡一乘法、広導諸群生。天人所戴仰、龍神咸恭敬。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(二〇) 三十番神

鳩る所の功德、円宗守護の三十番神、殊には今日御番〇〇大明神に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願わくは、秘徳内に明らかにして現用外に徧ねく、正法を護持して広く佛土を浄め、法味を欣樂して降臨交々垂れ、真俗を衛護して如法の行を修せしめ、威験を倍増し、国家を饒益し、王佛二法俱に永く昌隆せん。若人欲加惡、刀杖及瓦石、則遣變化人、為之作衛護。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(二一) 稻荷大明神 (最上位経王大菩薩) (十五日)

鳩る所の功德、稻荷大明神(最上位経王大菩薩)に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願わくは天災を防禦し、地妖を消除し、普ねく率土を利し、常に家門を富ましめ、寒暖宜しきを得て風雨時に適い、善苗を康肥して五穀を成就し、下種の心田妙因を増長し、現当の両益決定円満ならしめ給え。百穀苗稼、甘蔗葡萄。無量無數、莊嚴其国。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(二二) 大黒天 (寺院勸請) (甲子の日)

鳩る所の功德、摩訶迦羅大黒福聚尊天に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願わくは山祿豊饒にして大衆数を減ぜず、齊堂濟々として香積浄潔に、僧務吉利にして事福慧業を資け、法喜禅悦にして理味等しく滋わん。具一切功德、慈眼視衆生、福聚海無量、是故応頂礼。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(二三) 大黒天 (在家勸請) (甲子の日)

鳩る所の功德、摩訶迦羅大黒福聚尊天に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願わくは宝袋を荷負して普ねく財利を施し、金槌を執持して諸の患難を除き、諸縁吉祥にして家事障りなく、子孫栄昌にして正命相統し、智断の二徳莊嚴成就し、華果の両報具足円満ならしめ給え。具一切功德、慈眼視衆生、福聚

海無量、是故応頂礼。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(二四) 三宝荒神 (毎朝)

鳩る所の功德、普賢三宝大荒神に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願わくは境裡鎮靜にして親族悉く安く、家門眷属三事を全備し、起居動靜過失あること無く、火盗内外諸縁吉祥にして、子孫相統して家運永昌ならん。火不能焼、水不能漂。皆是普賢、威神之力。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(二五) 清正公 (二十四日)

鳩る所の功德、浄池院殿永連日乗清正公大神祇に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願わくは神威幽頭に徹して明德違順を蓋い、忍辱の堅鐵双べて文武を照らし、別付の法幢高く閻浮に飄えり、瞻仰の四衆咸く所願を弁じ、自他の行人共に法域に住せん。護持助宣、佛之正法。愍衆生故、生此人間。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(二六) 歳徳神

鳩る所の功德、歳徳玉女大善神に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願わくは玄覽速かに垂れ、擁護普ねく新たに、国土の災を除き、家門の書を滅し、長幼生を安んじ、男女福を享け、五紀、序を明らかに

して、六府、節を正しうし、年内無事にして永く法利を保たん。重門高樓閣、男女皆充滿。所願已具足、善哉吉無上。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(二七) 堅牢地神

鳩る所の功德、堅牢地神に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願わくは坤門堅固にして封土静肅に、滋味肥饒にして物産生茂し、四種の災妖急難有ること無く、三界の群類等しく善根を植え、佛因を開発し佛果を成就し、本有の浄土、迷悟俱に帰せん。其土平正、清浄嚴飾、安穩豊樂、天人熾盛。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

(二八) 護水善神

鳩る所の功德、護水善神に祝貢し以て法案に備う。仰ぎ願くは水大湛然として妙用窮りなく、一相一味にして治むく国土に澍ぎ、飢渴を飽満し、熱惱を洗除し、甚深の智滴、三業六根の罪垢を淘汰し、広大の法水、五濁八苦の染礙を謝離し、乃至依正平等に普潤せん。其雲所出、一味之水。令諸世間、普得具足。如世尊勅、当具奉行。南無妙法蓮華經。

五、塔婆書式例

塔婆は偷婆・窣覩婆・卒堵婆（音訳）等といい、また、高頭・高勝・墳・廟（意識）等ともいう。塔婆を書くには敬虔の念を以て臨み、楷書体で誤字、脱漏等のないよう心がけ、字配りにも注意する。特に墨色の淡いのは先哲の厳しく戒められている所である。

塔婆の長短、建立の趣旨、在家出家の別等によって、法号の置字、讃文、経文、供養文等も異なるので、その用法に誤りのないよう注意すべきである。

1、角塔婆

例一 宗祖御遠忌

【正面】 奉 誦誦妙經○部 備 南無高祖日蓮大菩薩第○遠忌報恩謝徳

【右】 南無多寶如来 如日月光明 能除諸幽冥

【左】 南無釋迦牟尼佛 斯人行世間 能滅衆生闇

例二 同

【正面】 奉 唱滿玄題○遍 高頭妙塔一基 捧 南無宗祖日蓮大菩薩恩山德海塵滴報謝

【右】 南無証明多寶大善逝 一天四海皆歸妙法 未法万年広宣流布

【左】 南無本師釋迦牟尼佛 天長地久国土安穩 五穀成就万民快樂

例三 開堂入佛式

【正面】 奉修 開堂入佛 大法要一筵 擬 南無高祖日蓮大菩薩報恩謝徳

【右】 南無証明多寶大善逝 天長地久 国土安穩

【左】 南無本師釋迦牟尼佛 伽藍相統 令法久住

例四 先師報恩法要

【正面】 奉修 醍醐法要一座 酬 ○○上人第○回忌増円妙道位隣大覺

【右】 南無証明多寶大善逝 若親近法師 速得菩薩道

【左】 南無本師釋迦牟尼佛 隨順是師学 得見恒沙佛

首題下の他例

○高頭者 開十界常住真理 呈 ○靈廟者 開醍醐一実法会 薦
示衆生本具妙相

○寶塔者 開十如具足心蓮 酬 ○功徳樹者 諸佛冥合攸 報
示迷悟一如妙相

○高頭起立者 為 ○功徳樹者 供 ○浮図造立者 衆生得脱巷

○金剛樹者 向 ○寶塔者 擬 ○讚護者 為

※法号の上の置き字は種々あるが、「備」「捧」「呈」「酬」等の文字は僧侶にのみ用いられる。板塔婆

においても同様である。

裏面

角塔婆は古来原則として銘を書くことになっているが、近来はおおむね「年月日」「造立主」のみを書く場合が多い。また「経云」「釈日」「銘日」等というように、云・日の二字の用法にも注意しなければならぬ。銘の例を次に挙げる。

銘日 一実円頓月 破三惑之闇 三智究竟水 浄六根之垢 年月日 施主

銘日 值我智力如是之巨益 出没在於苦海之海底 年月日 施主

銘日 為凡夫転倒譬如医善方便之良藥 我見諸衆生出没在於苦海之海底 年月日 施主

釈日 当知身土一念三千 故成道時称此本理 一身一念遍於法界 年月日 施主

釈日 豈離伽耶別求常寂 非寂光外別有娑婆 年月日 施主

2、板塔婆

板塔婆は角塔婆を簡略にしたものであるから、すべてそれに準じて書く。二佛は正面首題の下に並べて書き、裏には経文、要句、年月日、施主名等を書く。

首題 下

(南無多寶如來 奉修 大乘法要一筵 薦
南無釋迦牟尼佛 起立寶塔一基 薦
南無佛陀 施餓鬼會 為
南無僧伽 奉修 造立寶塔 為
南無佛陀 施餓鬼會 為
南無僧伽 奉修 造立寶塔 為
南無釋迦牟尼佛 起立寶塔一基 薦
南無佛陀 施餓鬼會 為
南無僧伽 奉修 造立寶塔 為

(爾時大衆 報
見二如來 報
南無善逝 擬
南無文佛 擬
二佛 向
並座 向
授諸大衆 酬
皆在虛空 酬
南無佛 供
南無僧 供
兩尊 供
星耀 供
實淨教主 寶齋者 酬
此土教主 寶齋者 酬

(見二如來 為
在寶塔中 為
境智 酬
冥合 酬
二佛 為
並照 為

法号、回忌下の例(角塔婆にも通用)

一、僧 侶 用

増円妙道位隣大覺美 増道損生位隣大覺者也
遊化神通淨佛国土美 莊嚴報地得三菩提者也
報恩謝德者也 報地莊嚴美
報土嚴淨者也 鴻恩報謝者也

二、在 家 用

追善供養者也 追孝供養目
追善菩提者也 佛果菩提目
斷無明証中道者也 追福作善菩提目
佛道増進供養者也 坐宝蓮華成等正覺美
開悟得脱速証菩提美 斷迷開悟離苦得樂資糧目
転凡成聖拔苦与染資也 鷲白牛宝輦直至菩提場者也 追薦供養者也
得三菩提美
佛果増進供養美
出離生死証大菩提美
追匠供養美

出五濁淤泥敷八葉心蓮美 斷迷累刹那証覺悟須臾者也
孟蘭盆会洒水供養美 (孟蘭盆施餓鬼会)
増進佛果水向供養者也 (常時の施餓鬼会)
※埋葬時用の墓標の書式は三九二頁参照。

裏 書

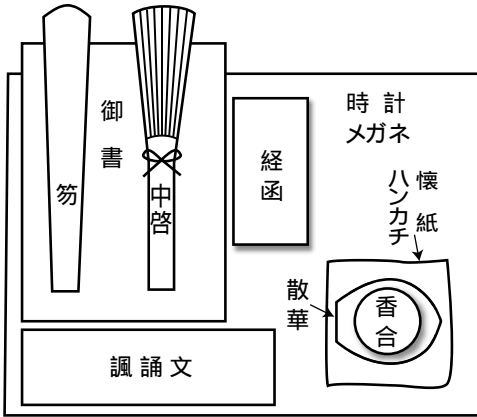
裏に書く経文釈疏等は「精霊回向結願文」(四〇八頁)を参照のこと。
生類済度

家畜・ペット等、生類の埋葬弔霊における塔婆は、表は首題・置字の下に「愛犬ボチ之靈魂如是生類発菩提心」等と書き、裏には「一切衆生悉有佛性」または「妙法経力即身成佛」等と書く。

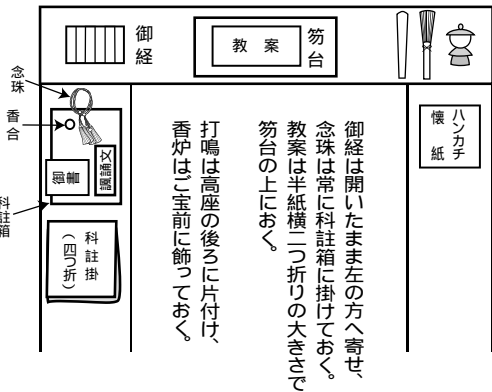
六、参考図例

4、高座説教

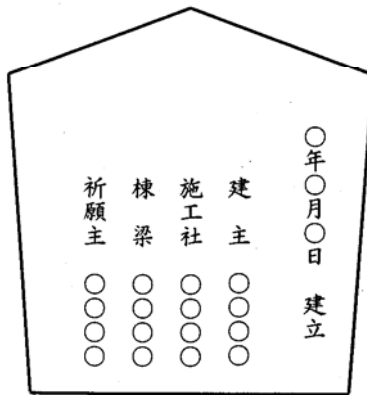
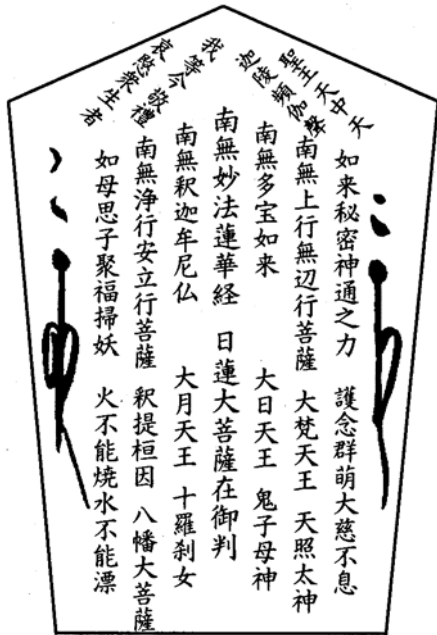
科註箱整頓



説教中の位置

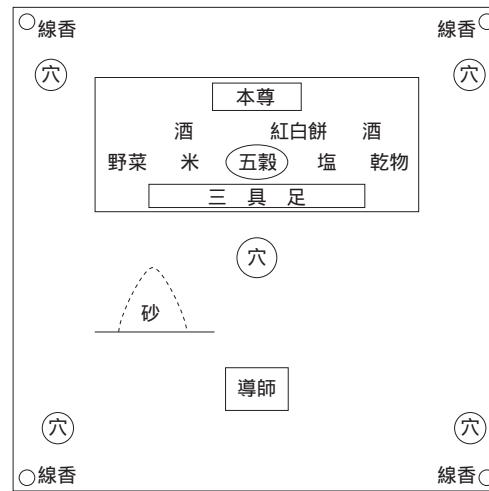


3、棟札書式例

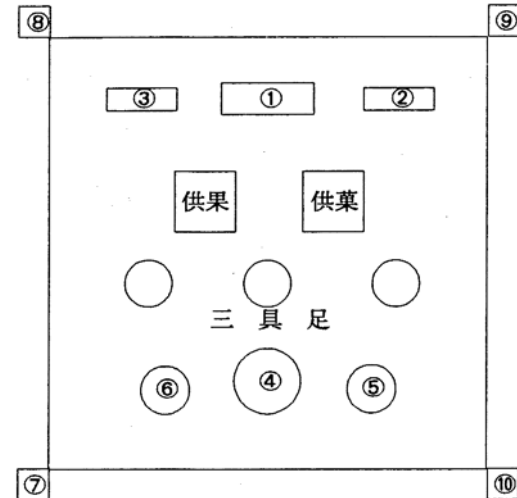


裏面

2、地鎮式における式場荘嚴の一例



1、施餓鬼壇荘嚴の一例



前机の前に、高さ約三尺ほどの正方形の壇を設ける。

①位牌「四生六道法界萬靈」
 ※「歴代先師」「総檀方中各家先祖代々之諸精霊」「新盆諸精霊」の位牌は前机に奉安する

②飯食器(施餓鬼要文、もしくは経文等を記した施餓鬼小幡を立てる)

③灑水器(ミソハギを一枝添える)

④水の子(水を張った器に賽の目に刻んだ茄子を入れる。これに洗米を混ぜることもある)

⑤⑥⑦⑧五色幡(上から青黄赤白黒の順に色を繫いだ幡)に、⑤「如甘露灑」⑥「除熱得清凉」⑦「如從飢国来」⑧「忽遇大王膳」の経文をそれぞれ書く

七、記念付録

昭和二十六年十月十三日初版発行以来、『宗定日蓮宗法要式』巻末に記載されている「三宗派合同奉告文」「校正を了えて」「編纂来由並凡例」「跋」、並びに第三篇「聲明」の「緒言」を、本宗法要式の統一・制定に至る貴重な歴史的資料として、ここに留める。

三宗派合同奉告文

1 日 蓮 宗

慎み敬つて南無輪田具足未曾有大曼荼羅御本尊、別しては勅諭立正大師宗祖南無日蓮大聖人の御前に於て、日謙恭しく獻香拝跪し、以つて日蓮宗、顕本法華宗、本門宗合同空前の盛儀を報告し奉る。

夫れ惟るに法水元一味、本化地涌の流類、豈に鹹淡を分つて流派を異にするの理あらんや。然

るに宗祖滅後、門下相別れて十指に垂んとするもの、その源、或は教学の領解を異にし、或は祖意格遵の進退を異にし、或は化儀の摂折通塞を異にするに由る。然して各々その正とする所を守つて互いに相排擠し、歲月の久しき、遂に異宗の觀を為すに至る。蓋し是れ護法の熱誠より出づる所にして、衷心ただ祖師に孝に、法に忠ならんと欲するより他なしと雖も、然もまた異体同心の祖訓に省みて忸怩たるもの有らざる非なるなり。況や万教統一の宗門、四分五裂して自らの力を分つに至つては其の可なるを知らざるなり。案ずるに教学の異解は宗旨の綱格に対する異義に非ず。祖判研究の分化発展にして唯学見の相違なるのみ。先師先聖既に微を穿ち粹を究め、理として尽さざるなく、義として窮めざるなし。今日に於ては唯その学見の融合大成あるのみ。また祖意格遵その進退を異にするは、その見る所、その守る所を異にするのみにして、扶宗護法の丹心に至つては即ち一なり。祖廟儼として佛燈明らか、勅額燦として廟頭に輝くの今日、亦た当年の情謂に執して流派を別にするの要あらんや。更に亦た化儀の摂折通塞に至つては、当年武断圧政の下、偶々対処の化儀を異にしたるのみにして、耿々の信節尚ふべしと雖も、聖代昭明の今日、なお敢えて孤節を守つて旧習に泥むは、聖明の徳沢に答うる所以に非るなり。況や宗旨学見俱に齊しきものをや。是れに由て之を觀れば、昭和聖代の今日、殆ど分派別立の理由の大半を失えるが如し。各門祖をして今日に生ぜしめば、必ずや欣然として大同に就き、祖廟に還元せんと疑いを容る可らず。況や曩に、今上聖天子、勅額を祖廟に下し賜うて宗門の中心を明らかにし、門下の和協を明示し給えるをや。

顧るに明治三十五年及び大正四年、御門下各流合同の議あり。機動くと雖も時未だ至らず、遂にその実現を見ずして今日に及ぶ。然るに今や国家未曾有の時艱に方り、勃然として御門下教団合同の議起る今正に是れ其の時なりと謂うべし。乃ち昨秋以来折衝数次、惜い哉議を尽すに時を稽さず、全御門下の合同を見るに至らずと雖も、茲に且らく、本宗及び顕本法華宗、本門宗の三宗派合同の実現を見るに至る。人法茲に融し、宛然として御在世を今に移すが如し。何の悦びか之に如かんや。爾余の御門下教団、亦た悉く来つて俱に祖廟を拜するの日必ずや近きに在らん。蓋し亦た聖代の余慶なり。

乃ち今日謙、顕本法華宗管長井村日成、本門宗管長由比日光と俱に、肝膽を披瀝して佛祖の御宝前に拝跪し、慎んで三宗派合同の儀を言上し奉る。納等愈々佛祖の遺訓を体し、以つて広宣流布の

大願に邁進せんことを誓ひ奉る。仰ぎ願くは佛祖三宝先師先聖、冥鑑擁護を垂れ給わんことを。

昭和十六年四月三日

日蓮宗管長 望 月 日 謙

2 本 門 宗

茲に恭しく末法救護の大曼荼羅勸請の諸尊、殊には宗祖日蓮大聖人、別しては門祖白蓮阿闍梨日興尊者等、証知照鑑の御前に於て、不肖日光、本門宗を代表し、慎んで日蓮宗と合同の儀を言上し奉る。夫れ惟るに宗祖の滅に臨み給うや、付法殷懃慈誠切々、特に命ずるに輪次守塔の大事を以つてす。茲を以つて滅後、此の樓神の靈地に聖舍利を埋めて宝塔を建つるや、六祖及び十八子、月次を定めて嚴に遺誠を守る。然るに余尊の地の遠遠にして法務に多端なる、時に支障なきに非ず。之に反し独り我が興尊は、音に地の近邇せるのみならず、その性の謹嚴にして師命を重んずるの深き、自ら進んで聖務に服し、祖塔給仕の誠悃を抽んず。時偶々開基大檀越波木井公、

輪次守塔の制を廢して常住守塔の山主を置かんことを提議す。蓋し其の意祖山の興隆發展を期するに在り。然るに興尊は宗祖臨滅の遺命を重じて敢えて之を許さず、乃ち茲に波木井公と意見の乖離を來たす。然も興尊の制法に嚴なる、化儀行法に於ても亦た五一疎隔の事あり、快々として憚ばざるに至る。嗚呼、遺命に忠ならんと欲するも遂に祖山に留まる可からず。仮令い波木井公の議を許すと雖も信節を屈するを奈何せん。此に於てか断乎衣を払つて祖山を去る。興尊の胸中夫れ如何ぞや。爾後再び祖山の地を踏まず、専ら宗祖付属の旨を体し、本門事戒壇建立を期して力を富士の経営に注ぐ。然も守塔給仕の遺命を憶うことの切なる、寂を示してその御墓を嘗むや、命じて祖廟の地に面して之を建てしむ。蓋し寂後なお給仕の衷情を表せんが為なり。嗚呼我が興尊、祖山を離れて再び其の地を踏まずと雖も、其の心は常に祖廟を離れざるなり。爾來、古制を伝え、信節を守り、法燈相統茲に六百五十余年、今や聖代昭明の運に會して合同の議頓に熟す。何ぞ区々の情実^ニに拘わつて異体同心の祖訓に背かんや。

況や興尊畢生の志願、祖廟奉仕の一事に在るをや。今幸いにして機熟し時至る。何ぞ合同とも言わんや。我儕^ニと興尊の威靈を奉じて祖山に還り、その遺志を紹いで祖廟に奉仕するの一事

あるのみ。興尊の威靈亦た我等が微衷を領納し給わん歟。乃ち日光等謹んで門祖興尊の深衷を量り奉り、更に国家世局の重大に鑑み、慎重熟慮、挙宗合議、去る二月十六日、宗祖降誕の聖辰を以つて祖山遷元の大事を決し、今茲に恭しく報告の儀を修し奉る。

仰ぎ願くは宗祖日蓮大聖人、門祖日興尊者、並びに興門歴代の諸先師等、衲等が微衷を領納し、照鑑加被を垂れ給わんことを。

本門宗管長 由比 日光

3 顯本法華宗

慎み敬つて勸請し奉る本門壽量の御本尊、別しては、勅謚立正大師宗祖日蓮大聖人、門祖日什大正師等、來臨影嚮悉知照覽の御前に於て、謹で門祖開創以來の門流を解体し、日蓮門下合同の儀を言上し奉る。夫れ惟るに大海は衆流を収め、泰山は土壤を讓らず。開顯統一の經王何ぞ万教を撰せざらんや。然るに本化の門下各々法流を分つは、畜に經意に背くのみならず、宗祖に忠なる所以に非るなり。抑も我が門祖の教を弘むる、固より別派分立を意図するものに非ず。唯宗祖

の正義を昂揚せんと欲するに在るのみ。顧みるに門祖曾て北嶺に在るや、壯歲夙に能化と為て經釈を講ずと雖も、胸中一箇の疑團あり遂に解く可からず。晩年故山に歸りて藩公の請に応じ、衆を集めて學を講ずるや、偶々一函の秘書を感得して之を閲し、積年の疑氷積然として茲に融解し、忽ちにして天台の昨曆と慈覺の邪義とを悟る。秘書は即ち宗祖の開目鈔及び如說修行鈔なり。時に年六十有七。是より弘通の雄志鬱勃として止まず決然二三子を携えて故山を脱出す。その志正に壮なりと謂うべし。然も翻つて当時六祖の門流を觀るに、各々嫡庶を争つて兄弟牆に圍ぎ、然も化儀行法に於て甚だ意に満たざるものあり。此に於てか敢えて六祖の門流に投ぜず、直ちに宗祖の法水を汲んで門下に列し、名を日什と改めて法華弘通の法幢を洛陽に進む。爾來法子教孫その繩を繼承して門葉繁茂し、明治三十一年、顯本法華宗と公稱す。然も固より別派分立の意なき、門祖既に會下に垂誠して曰く、「本經祖判に合する者あらば、その門流を問わず之に隨身すべし」と。以つて其意知るべきのみ。若し未れ時至り、門祖弘教の素志に違わずんば、何ぞ必ずしも旧門流と合同するに吝かならんや。茲を以つて明治三十五年、早く統合の議を唱え、更に大正初年、先師本多日生進んで門下教団統合の運動を起し、各流と俱に統一閥に於て之れが講習會を開く。

日威亦た之に關かる。然も時未だ到らざるか、遂に成らずして再び旧態に還る。惜むべしと言ふべし。然るに今や聖代の昭運に方り、期せずして澎湃として合同の声起る。是れ門下諸教団衷心の声ならずんば非るなり。何ぞ区々の情実^ニに泥んで此の好機を逸す可んや。茲を以つて我等は率先衆に諮り、欣然として日蓮宗と俱に合同に決す。是れ什尊弘教の真意にして、而してまた先師の本懐とする所なりと信ず。然も本門宗亦た合同に決し、俱に本日、祖山奉告の儀を整う。何の悦びか之に若かんや。聞く、爾余の諸門流亦た合同の意あり、唯之を實現するに時なき耳と。若し夫れ全門下合同し、挙宗一致、異体同心、以つて広宣流布の大願に邁進せば、宗祖の法喜夫れ幾何ぞや。乃ち今、不肖日威門流を代表し、恭しく佛祖の御宝前に合同の儀を報告し奉る。

仰ぎ願くは宗祖日蓮大聖人、門祖日什大正師、並びに歴代の諸先師等、我等が微衷を哀愍納受し給わんことを。

顯本法華宗管長 井村 日威

校正を了えて

漸くにして成った。思へば十年の歲月である。この間に於て国家事情は激変し、その指導原理は九十度の転回をした。宗門一般の氣風亦た、十年前と今日とは決して同一ではない。十年一と昔といふが、回顧して転た感慨に堪えない。

この法要式制定の元意は、言ふまでもなく三宗派合同を機縁とし、個々に伝承し発達し來つたものを検討し、その長を採つて統一せんが為であつた。然し、私個人の慾としては、自分が斯道に特別の趣味をもつ所から、一般の人よりは多少古い伝承をも知り、古記録をも所持しているで、これを機会に、口伝師承を得る機会の少い現代及び今後の人々の為に、細大洩さず發表して完全な書籍とし、永遠に貽したい考へであつたが、全体の体裁、並びに費用の關係から、それも意の如くならず、さのみはとて割愛したものが少くなかつた。また校了の間際になつて、是非これだけは書いて置きたかつたと思ふ箇所を発見した項もあるが、今更組版を移動することもならず、不満ながらそのままにした所もあつた。今後もまた、そうした箇所を発見するかも知れない。

人間の為すところ容易に完璧は得難く、見返せば見返す毎に不満や欠点を発見するのであるが、その度にいちいち訂正加除していたのでは際限がないので、三校を以て責了とし、鉛槧に付することにした。然し兎も角、これだけ書いてあれば、そしてその悉くを身につけて頂ければ、深いことはさて置き、当面の必要に差支へはないと思ふ。

中西部長の跋にもある通り、法要式は頭で知つただけでは完全ではない。習熟練磨して身につけることが肝要である。ささやかな努力ではあつたが、この書に依て未だ知らざるを知り、また従来自己の慣行し來つた誤りを悟り、そして正しき伝来の法要式に習熟して頂くことが出来れば編者の本懐この上もない次第である。

猶、仮名づかひは、正しい仮名づかひでは却て読みにくく、また誤まれる恐れのある所だけを、発音通りの仮名づかひにしたので、必ずしも新旧何れに依つたわけではなく、ただ読者の便を考へただけで全体として不統一である事をお断りして置く。

昭和二十六年九月十二日

聲明導師 耀元 石井 日章

編纂来由並凡例

昭和十六年、三宗派合同の結果、「法要式を一定すべし」との輿論が起り、翌十七年、三宗派からそれぞれの権威者を挙げて委員とし、従来慣行の法要式を基本として慎重熱心な検討が重ねられた。

当時の委員は左の通りである。(いろは順)

石井耀元(日章) 長谷川寛慶(日) 堀龍淳(日) 加藤孝惇(日義) 片山隴英(本)

中原通應(顯) 中谷良英(日) 大井義學(本) 柳下日實(本) 三上義徹(顯) 勝呂智靜(日)

その間には相当に教義的な議論も出、幾つかの保留になる箇所もあり、容易に決定を見なかつたがそのうちに太平洋戦争の戦局は漸く我れに利あらず、日毎に緊迫する事態、ますます頻度を加へる空襲等は次第に委員の参集を困難ならしめ、空しく時日を遷延するの余儀なきに至つた。「かくてはならじ」と、熾烈なる空襲下に強いて委員の参集を求め、詳細の仕上げを宗務院に任かすといふ事で、最後の決定を見たのが、終戦の三箇月前、即ち、昭和二十年の五月であつた。

本書第一篇の「法要式差定」が即ちそれである。

爾来その差定に随つて私が整稿を急ぎ、他の第二篇以下も、相次いで原稿にまとめたのであるが、そのうちに敗戦となり、その混乱下に於ては、到底この特殊の出版は困難で、引受けてくれる印刷所もなく、焦慮しながら徒らに日を送るより外に仕方がなかつた。幸ひにしてその後、稲葉文海師の教学部長になつた時、漸く実現の運びにまでなつたが、不幸、突如たる当局の退陣、続いて稲葉師の急逝、及びその他の事情によつて頓挫、また暫く日の目を見ることが出来ない事になつてしまつた。然るにいよいよ今度、中西部長の熱意と良心により、実現することになつたのであつた。

この実現に先立ち、もう既に最後の決定を見ているのだから宜いやうなものの、最初の計画からすれば年月も相当に経過し、且つ、国家の事態も変つていたので、新たに旧三宗派の代表的方々にお集まりを願ひ、肉倉総長統裁の下、慎重な再検討を加へて確定したのであつた。代表としてお集まりを願つた方々及びその他は左の如くである。

旧本系の代表者として、由比日光、片山隴英。旧顯系の代表者として、熊井本光、森川泰修。旧

日系の代表者として影山堯雄、鈴木一成。そして、最初からの直接関係者として石井耀元（日章）、高橋玄浄。当局側として教学部長・中西本秀、同主事・伊藤勝淳。

本書の第一篇中の「回向文」「祈願文」等は、一二従来のものを収録した外、悉く私が委員から依頼を受けて新たに文案し、委員の批評を経たものである。然し、これは決して宗定の意味ではなく、便宜上一応の参考として添へたに過ぎないのであるからその旨を領知されたい。

第二篇の「法要式行軌」は、「差定」の検討と並行し、斯道の権威者・石井耀元師の指導を仰ぎ、私が「禮誦儀記」を網格として整記したもので、従来、同種の項目による指導書が無くもないが、断じてそれらの踏襲ではなく、全く新たな内容を盛ったものである。また挿図は、石井師が自らモデルとなり、画家山本舜山氏が慎重に写生し、幾度か筆を加へて訂正したものである。

第三篇の「聲明」は、曾て宗定としての「聲明品」が宗務院から発行されたが、その後若干の訂正があつたので、石井師にお願ひして訂正をして頂き、それを本篇に収載したものである。またその解説は、これまた「聲明品」発行当時、宗務院から依頼されて石井師が吹込んだ聲明の

「レコード」と共に、全国の宗務所に配布されたものを、今度本書に載録するに方り、第二篇の「行軌」と重複する部分を省き、更に訂正を加へると共に、新たに言文一致体に書改めたものである。

第四篇の「要文選集」は、別に委員を煩はしたものでなく、法要式の書籍として出版する以上、これがないでは不便であらうと考へ、第一篇の「差定」に照応せしめ、従来慣行の要文中から、最小限に選んだものである。但し、文字は必ずしも御遺文等の原典に拠らず、専ら拝誦し易からんことを主眼として書下した。

第五篇の「参考類聚」は、その名の示す通り、日常の法要その他に参考となるべきものを、石井師の御指導と協力とを得、古来の伝写本や世間流布の書籍等から採り、若干の訂正を加へたものである。

これを要するに本書の特色は、旧三宗派の権威者により、大日蓮宗として公けに定められた法要の差定が発表されたことと、口伝師承を失つて無威儀乱雑に流れつつある法要等の所作並びに

古実、及び音律に無識な我流の聲明が、専門の権威者・石井耀元師により、その正しき指導が手を執つて教へるやうに公開されていることである。また最後の「参考類聚」も、実地に當つて多大の便益を与ふることと思ふ。

勿論かうした個々の内容は、要文集その他、以前にも無くはなかつたが、集めて一書に編したのは本書が始めてであつて、永く叢林の重宝たることと信ずる。蓋しこれ、三宗派合同の賜物であると同時に、委員諸師の真摯なる法勞、別して石井耀元師の、全きを得ずんば息まざる御尽力のお蔭である。記して永く後昆に伝へたい。

然しその全体の編纂は、実は、別段に私が正式に依頼を受けたわけではなかつたが、最初から非公式に関係し、回向文の起草やら、石井師の指導の整記やら、空襲下に於ける資料の格護やら、幾人責任者があつても、私だけがいつも、非公式ながら一貫して関係したため、正規の職員を辞した後も、私の担任の仕事のやうになり、また私もいつか「自分がやらなければ誰も纏まりをつけるものはないだらう」と考へ、みづから進んで担任者を以て任じて今日まで来たやうなわけである。然し何分にも余りに長期に亘り、構想や記憶も絶え絶えの上に、国家事情の変化は、止む

なく独断を以て削除や訂正を行ふの止むを得なかつた所もあり、従つて繁簡詳略その当をえず、多々不満の点がある事と思ふ。また「参考類聚」中に加へやうと思つたものもあるが、さのみはとて割愛したものもある。これらは一応出版の上闡宗の批評を聴き、再版の折に万全を期したいと思ふ。

終りに、本書の企図に第一に着手した、当時の教学部長であつた馬田行啓師並びに、同じく当時の教学部主事鈴木惠隆師の法勞を銘記すると共に、法要式最後の決定を見る直前、空襲の為に自坊の焼かるや、「我が化縁ここに尽きたり、諸子後図を立てて法燈を掲げよ」と、炎上する本堂に入つて礼盤に坐し、安詳として読経しつつ火定遷化せられた旧本門宗代表の委員・柳下日宝師に対し、謹んで弔意を表すると同時に、漸くにして成つた本書を靈前に捧ぐる次第である。

昭和二十五年十一月吉賣

佳豊 高橋 玄浄

法要式は芸術である。しかもそれは、敬虔崇高なる信仰を基盤とし、全身全霊を以て創造する、最も厳肅にして典雅なる総合芸術である。若し法要式を以て、単に読經の形式化したものとするならば、それは、法要式の何たるかを知らざる者の言といふべきである。芸術は何等かの目的の為のものであつてはならない、芸術は芸術の為の芸術であるべきだ——といふ事を何かの機会に聞いた事があるが、芸術としての法要式もまた、布教や教化を目的としたものではなく、三宝帰依の純一無雜なる信仰が、芸術として最高度に具現されたものでなければならぬ。そこにこそ、その芸術を創る人、これを觀賞する人が、無礙の三昧境に涵ることが出来るのであり、そしてそこにこそ、期せずして教化といふやうな副次的効果も生れて来るのである。

芸術としての法要式は須らく修練を要する。恰も芸術家が、繊細なる神経を以て彫琢の苦心を為すが如くである。然るに若し、何等の修練をも積まず、他との調和をも勘えず、卒然として法要式に臨まんか、所謂野人礼に嫻はずで、猿猴が冠し、狗犬が法衣を纏ひしに異ならず、未熟見る

に堪へず、不調聴くに堪へず、音に芸術を為さざるのみならず、寧ろ輕侮と嘲笑とを招き、副次的たる教化の効をさへ破壊するに至るであらう。

然るに近来、法要の何たるかを解せず、徒らに金襴の法衣を着し、空しく読經坐作するを以て能事終れりとする傾向が圧倒的に多いやうである。人或は曰はん、「今日はかかる悠長の時代にあらず」と。然もそう曰ふ者自身が、やはりその悠長と貶する法要式を営んで居るではないか。それは偶々自己の無知と不熟とを強弁しやうとするものでしかない。

三宗派合同以来、切にこの弊が痛感せらるると共に、その法式行軌の統一が叫ばれた。幸ひにして本宗には、斯道の権威者石井耀元師があり、また院内に在て終始一貫、事に當つて戴いた高橋玄浄師があり、旧各門流の真摯なる検討を経て、ここにその法要式の完成を見るに至つた。真に慶賀に堪へない。

然し本書は、案内書であり、筋書であり、テキストである。これを読んだだけで芸術としての法要が営まれるものではない。況やその場に臨んで本書を操り、たどたどしく真似をしたとして、立派な芸術的法要が生れるものではない。要は、本書の不要になるまで習熟することである。

切に闍宗の僧侶が本書を指南とし、真剣に法要式に習熟せられんことを願つてやまない。

昭和二十五年十二月八日

教学部長 中西 本 秀

第三篇『聲明』緒言

本宗の法要式行規、並びに聲明の統一基準を示さんが為、去る昭和十二年八月、宗務院の主催で、本邦聲明界の第一人者多紀道忍師を聘し、各山代表が身延山に相会して協議制定し、これを「日蓮宗聲明品」と名づけて、同十三年五月宗務院から出版した。これは本宗一般寺院に於ける佛事葬祭、特に日常法要に必要なもの、即ち「道場偏」「三宝礼」「切散華」「咒讀」「対揚」「三歸」「奉送」の七種を選択したもので、その後墨譜に若干の訂正があり、本篇にはその訂正さ

れたものを載録した。そしてここに本聲明を唱うるに就いての必要なる事項、即ち音階、調子、音譜、誦唱法、及びそれに必然的に伴う作法等に就いて、その要点を略叙して初心に便した。従つて純専門的の解説でなく、また、筆紙に依て之を会得せしめようとする事は甚だ無謀の非りを免かれないが、幾分の参考となれば幸いである。

昭和二十六年三月三日

聲道末塵 石井 日 章

『宗定日蓮宗法要式平成版』編纂経緯並びに改訂意図

昭和十六年の三宗派合同という宗門組織の変革を機に、宗定法要式を確立することが教師の宗門意識を高揚させることにつながるとして、昭和十七年より十年の歳月を費やし、斯道先師の熱意溢れる努力に依って編纂刊行されたものが『宗定日蓮宗法要式』であり、初版発行から約五十年が経過した。

発行以来、宗内において本宗唯一の法式聲明の規範書として活用されるところに、昭和二十七年より日蓮宗聲明師養成講習所が開設され、講習の課程を修了した聲明師によって、当書の規範に基づいての全国各管区における法式聲明の普及指導が計られてきた。

しかし、時代の変遷に従い、現代国語教育を受けた若い教師には、これまでの版では文章表現が十分に理解できないという状況が生じてきたので、跋文及び編纂来由等に述べられている精神と目的を継承しつつ、現代の教師にとって、より理解しやすく且つ活用しやすくするための見直しが必要となった。

昭和五十八年の第五十一回定期宗会において、宗会議員鬼頭潮龍師が聲明師会副会長の立場として『宗定日蓮宗法要式』見直しの必要性を提言、これを承けて聲明師会の中に鬼頭潮龍、早水日秀、星野励温、上田尚教、遠藤文祥、事務局新井文祥、壽慈秀の各師によって「見直し準備会」が組織され、まず第二篇「行軌作法」の内容について逐条全文を検討することになった。

平成五年、第二篇の全般に亘る見直し作業を終了し、その成果を所管の教務部に提出した。これを承けて教務部は、「新たな時代に即応するために、法要式全体の見直し及び改版編集に向けて早急に措置対応すべきと思料される」との見解を示し、法式聲明審議会を受皿として「宗定法要式（改版）編集委員会」が宗務総長の諮問機関として設置された。委員構成は審議会委員の貫名重善、岡観隆、金子善英、南條孝仁、佐野順常、声明導師の早水日秀、星野励温、研究委員としての上田尚教、遠藤文祥の各師である。

その後、法要式の見直し改版編集作業が精力的に進められる中、平成十四年に宗祖立教開宗七百五十年の佳辰を迎えるに当たり、宗門として慶讃事業が計画奉行される所となり、『宗定法要式』改訂版の刊行が各種出版事業の一つとして位置付けられることとなった。これを機に、審議会中心の組織から新たに専門委員会として「宗定法要式平成版編集会議」が設置され、新井文祥（座長）、早水日秀、星野励温、上田尚教、遠藤文祥、本田義純の各師が委員となり、完成に向けて最終的検討を重ねた。

こうした見直し改訂作業を行なう際の意図並びに原則は常に一貫しており、従来版の根幹をなす法式聲明における精神・規定はそのまま受け継ぎ、表記表現を改めることによって、当書を現代に再生させることにおかれた。

したがって、刊行に向けての作業は、まず、これまでの『宗定日蓮宗法要式』における誤字・脱字・誤植の精査から始まり、さらに、歴史的仮名遣いや文語調の表現を現代の標準的な語法に改め、難読漢字にはルビを振り、また、今日の社会通念上、不適切と思われる表現は削除する、等といった文言の整備に続き、規定の記述をより明解にして、誤解や曲解が生じる余地をできるだけ少なくするように、文章表現の練り直しに、より多くの時間と労力を割いた。

各篇毎に、主な改訂内容を記述すると以下の通りである。

第一篇「式次第並式文」については、

(1) 成道会・新年祝禱会・節分追儺式・歳末報恩会・御本尊授与式・撥遣式・浄焚式・先師報恩法要を新たに加え、また、成年式は削除した。

(2) 宗祖御法難会は四大法難ごとに分け、また、地鎮式は「寺院」と「在家」、葬儀式は「教師」と「在家」とに区分した。

(3) 各法要ごとに名称・次第・回向文・要文等を指針に沿って再検討し、また教義にかかわる事項は勸学院に諮問し、慎重に改訂を施した。

(4) 読みやすさを優先して、書体・級数を変更した。

第二篇「行軌作法」については、
(1) 「七方便」「十正修」の項目について、一部、入れ替えや加除を行なった。特に、「淨身整衣」に法服の項目を新設し、より詳細に加筆した。

(2) 各項目における規定の内容については、今日に至るまでの見直し検討の結果を反映させるべく、必要に応じて改訂を加えた。特に、時代の趨勢により現状追認もやむなしとされていた事項について

も、できうる限り「あるべき本来の姿」をより明確にする方向で臨んだ。

(3)挿絵・図解をほぼ一新した。特に、挿絵はすべて画家北条悦氏が新たに描いたものである。

第三篇「聲明」については、

(1)「十二律と五音」「音譜」「誦唱法」は、聲明の歴史的楽理的研究成果に基づき、聲明導師早水日秀師が新たに起草したものである。

(2)主な誦唱用語について、以下のように表記を統一した。

直(スグ)・由(ユリ)・塩梅(エンバイ)・上ノ切(ジョウウノキリ)・切而不切(キツテキラズ)・カカリ・当下(アテサゲ)・末下(スエオリ)・押出シ(オシダシ)

(3)「各説」における解説は、現在の誦唱法・所作指導法に準拠して一部改訂した。

(4)聲明墨譜はすべて、上田尚教師が新たに揮毫した。

第四篇「要文選集」については

(1)「御書要文」と「諸種要文」の二部に分けた。

(2)「御書要文」では、第一篇の各法要において「祖訓」として取り上げた御遺文を、その順序で掲載

した。表記は『昭和定本日蓮聖人遺文』に準拠したが、読みやすさを考慮して、若干変更を加えた。各文末に『昭和定本』の該当頁数を付記した。

(3)従来の「経前要文」と「附録」に所載の要文を加除整理して、「諸種要文」の項にまとめた。

第五篇「参考類聚」については、

(1)説教式(高座説教)は、現在日蓮宗布教院で指導されている儀相に改めた。

(2)葬儀式に関する記述は、現行宗制との整合を計り、また、現代の宗教的通念も考慮に入れ改訂を行なった。

(3)引導文例・回向文例は、改訂指針に則り、項目を加除し文言を整備した。また、新たに「略勸請文例」の項目を設けた。

(4)「参考図例」の項を新たに設け、必要な図解を掲載し理解の助けとした。

なお、全篇を通して、経文については『大教院版妙法蓮華経』・『日相版妙法蓮華経』、御遺文については『昭和定本日蓮聖人遺文』を底本とし、また、記述項目に関連する『日蓮宗事典』の該当頁

数を付記した。

漢字は常用漢字を用いることを旨としたが、経文・祖書などの原文引用や、一部専門用語、その他、本字を用いてしかるべき語(「佛」「聲明」など)はこの限りではない。

連声による音韻変化に注意を喚起せしめるため、その部分のルビをカタカナで表記してある事は、以前に同じである。

また、ルビ及び送り仮名については現代文表記につとめたが、旧来の送り仮名を用いたものもある。

校正を了えて

昭和五十六年に日蓮聖人第七百遠忌を迎えた宗門では、全国各地において宗定法要式による御遠忌法要が厳粛に営まれ、法要儀式と聲明に対する関心も高まった。こうした中で「宗定法要式を、もつと初学の人達にもつかいやすいものに出来ないだろうか……」という鬼頭潮龍上人の提言があり、当時の聲明師会内部での「見直し作業」が始まった。

まず、「行軌作法篇」から着手したが、当初は委員達の勉強会のような様相を呈した。それはなぜかと言えば、漢字・漢語の多い各節ごとの文章を読み上げ、意味するところを解説した上で、より分かりやすく、しかも適切な表現に書き改めようと討議をくり返すうちに、いつしか恩師石井日章上人の折々の講義の話になり、また初版刊行のために一貫して編集にたずさわって下さった高橋玄浄上人の話になり、更には、宗定法要式制定当時の、終戦後間もない宗門の状況の中の先師諸聖の、宗門復興にかける意気込みの勁さ等々の話になって、さながら大きな山を眼前にして圧倒され、歩を進めることが出来ない時の思いにも似た気後れを、幾度となく感じたものである。しかし、そうした中

でも、遅々とした歩みではあったが、委員諸師の努力によって作業は進められ、「行軌作法篇」の見直しと文章の書き直しだけでも都合四度にも及んだ。そして、ようやくこのたびの立教開宗七百五十年慶讃記念出版物として刊行されることになった。これ偏に、関係諸師の宗門の将来を思う熱誠の賜であり、まことに喜ばしい限りである。

今更言うまでもなく、法式・聲明の錬磨は法器養成の課程における不可欠の要目であり、自行化他に亘って生涯懈怠なく勤めるべきことである。私は、いつの日か宗門の老僧達が、自らの生き方を通して、新発意達に示し或は聞かせる行軌作法や聲明・読経・唱題の呼吸や音律が、さながらそのまま宗定法要式を体現し、まるで、水が高きより低きに流れてゆくように伝わってゆく時代が来ることを夢に描いている。そうなった時こそ、師資相承の伝統が再生するものと心待ちしているからである。

平成十四年十二月八日

聲明導師 早水日秀

宗定日蓮宗法要式平成版 刊行にあたって

宗祖日蓮大聖人が行学二道の根幹となされたのは、言うまでもなく『摩訶止観』である。『摩訶止観』の筆録者章安大師は、その序文に「智者大師が己心の中で行じられた修行論である」と述べておられる。宗祖はこれのお立場を守られつつ「末法下種のお題目」を私たちにお遣わし下さった。私は、本宗の法要式は宗祖、天台大師、釈尊につながるひとすじ路であると確信するものである。故に、近代に於いては、深草元政上人、本妙院日臨上人、優陀那院日輝和上が心血をそいでその具体化をすすめられた。特に優陀那和上の「充治園」は、法要儀式を通じての人材育成を指導の中心となされたと言っても過言ではない。廃佛毀釈の嵐が吹き荒れた明治時代に於ける、新居日薩・吉川日鑑・三村日修の三師を初めとする輝師門下の活躍は、このことを如実に物語っているし、昭和二十六年初版発行の『宗定日蓮宗法要式』もこの伝統を継承したものであった。

以来五十年、世情は大きく変化した。教育、思想は勿論のこと、宗門内外の環境も又しかりである。このような時機に、日蓮宗七百五十年の伝統を守りつつ、時代相応の法式を組み立て、その法式を行

ずることによって、日蓮聖人の門下としての求道・弘法のあるべき姿を求めることこそ、闡宗の総意であると信ずる。

時あたかも立教開宗七百五十年。あらゆる面に於いて、新しい第一歩を踏み出す、べきときである。この佳年に「平成の求道・弘法の指南書」とも言うべき『宗定日蓮宗法要式平成版』が出版される意義は大きい。わけても「改訂意図」に述べられている諸事項はすべて、平成という「時」を踏まえてのものである。編纂に当たられた各師のご努力に深い敬意と感謝の意を表するものである。

結びに、本書が法要儀式の単なる手引書に終わることなく、各自にとっての佛性開顯と四海帰妙の指針となることを希うものである。

平成十四年十二月八日

日蓮宗宗務総長 渡邊 清明

宗定日蓮宗法要式 平成版

昭和二十六年九月十二日 印 刷
昭和二十六年十月十三日 初版発行
昭和二十八年四月二十八日 訂正再版
平成十年四月二十八日 二十二版
平成十四年十二月八日 改訂初版
平成二十三年二月十六日 改訂再版
平成二十八年四月八日 改訂再版

(非 売 品)

東京都大田区池上二丁目三三番一五号 日蓮宗宗務院

発 行 日 蓮 宗

編 集 宗定法要式平成版編集委員会

不 許
複 製

東京都大田区池上七丁目三三番三号

発 行 所 日 蓮 宗 新 聞 社

